



Title	帝政ロシア労働政策の展開過程
Author(s)	荒又, 重雄
Citation	北海道大學 經濟學研究, 17(4), 49-146
Issue Date	1967-12
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/31170
Type	bulletin (article)
File Information	17(4)_P49-146.pdf



[Instructions for use](#)

帝政ロシア労働政策の展開過程

荒 又 重 雄

I

改革後のロシアにおける自由な賃労働の形成史と、それに対応する労働政策の歴史を考える場合、その前史として、工場緊縛農民の中からの基幹工業労働者 (мастеровый) の発生、および地主領農民ないし国有地農民の稼われ仕事 (заработок) から発展した自由雇傭労働者の二つが注目される。前者すなわち隷属労働者は、1861年の改革との直接的関連のもとに一応解消したが後者は改革後の農民がながく一時的義務負担農民としておかれたこと、分与地つき解放によって村落共同体とのつながりが切れなかったことなどによって、改革後へもひきつづくものであった。

農民の自由雇傭を規制した1835年法は、したがって、改革後の労働政策の歴史的展開を考える場合にも出発点となるものである。内容は以下のごとくである。「第1条、納税義務ある者にして上司あるいはその領主から法の規定する旅券あるいは所定の書状を受けたものは、すべて旅券によってえられた賜暇期間のうちのある期間または全期間にわたって、工場の作業に雇傭されることを許される。しかし所定の期間を超ゆることはできない。第2条、これに基づいて、工場あるいは仕事場の作業に雇傭契約を結んだ者は、この工場主の同意なくしては、契約期間の満了前にその仕事場を退去することを、禁ぜられる。またその期間中は、最初定められた以上の出来高払いの追加支給を要求することも許されない。それゆえに旅券あるいは書状を発給した領主あるいは上司は、雇傭契約を結んだ労働者を、旅券に記載された期限の満了前に、あるいは契約期間が旅券に記載された期限以前にきれるものならばその契約期間の終了以前に呼びかえす権利あるいはそれを工場主に要求する

権利をもたない。第3条、工場主あるいは事業主は、労働者がその義務を果さなかったこと、あるいは彼の素行が不良なることのゆえをもって、契約期間満了前に彼を解雇する権利をもっている。しかし、このためには、工場主は解雇の2週間前に労働者に予告する義務がある¹⁾。旅券により賜暇期間内自由になった農民は、雇主を自由にえらんで稼われ仕事につく、そのかざりて自由雇傭である。しかし、一たび期間を定めて雇傭契約を結んだ以上、それは農民を拘束する。彼はそこに短期間ではあれ「緊縛」される。雇主は多くの場合、笞刑を加える程度の権利をもっている。たとえ「自由」な契約であっても、身分制社会の秩序を保持するために、その契約そのものを固定させ、契約破棄の自由を一定限度以上に制限するとき、それは身分制社会そのものの純粋な構成部分にもなりうることに注意しなくてはなるまい。

身分制社会をゆるがすものに対しては、もちろん刑事責任が用意されている。1845年の「刑事的、懲治的処罰に関する法典 (Уложение о наказаниях уголовных и исправительных)」の1791条には「工場民 (фабричные и заводские люди) が、工場所有者あるいは管理者に対して、全アルテリをもってあるいは群衆をもって明らかな反抗をなした場合には、樹立されたる政府権力への蜂起のかどで、科人は、法典第284、第285、第286、第287、第289、第290、第294条に規定されている処罰をうける」とあり、第284条には「身分をはく脱され、鉞山に徒刑囚として15年乃至20年追放される」とあり、第285条には、徒刑12年乃至15とあった。第1792条には、「任意の製作所、工場、作業場において、雇主を強制して自からのうけている支払いを引き上げるために、その事業所の持主との間に約定されている期間の満了以前に作業を中止することを労働者間で秘密協定 (стачка) したかどにより、科人は、首謀者は3週間以上3ヶ月以下の禁錮、その他は7日以上3週間以下の禁錮に処せられる」、とあった²⁾。前者は暴動、蜂起を、後者はストライキを対象とした条文である。両者のあいだに、その最大の量刑をみた場合、非常ならがいのあることが注目される。また、ストライキを対象とした後者すなわち第1792条には、要件として、「約定されている期間の満了以前に」とある

こと、すなわち契約の牢固性の原則の侵害があげられていること、および、それがまさに刑事責任の対象とされていることが注目されるべきである。

ツァー政権は、農民改革とならんで、労働者・手工業者を規制する法制の再検討を計画し、すでに1859年から1860年にかけて、シユタケリベルグ委員会 (Комиссия Штакльберга) に修正法案の準備をさせていた。委員会は数人の高級官吏よりなり、工場労働者に関するドイツとフランスの法律を研究し、5冊の報告書を作成し、法律案をまとめた。これらは1865年印刷に付された。その中には、労働者と工場主のまさつが主として賃金をめぐめるものであるからして、それを防ぐために支払通帳 (расчетная тетрадь) を採用すること^(註)、工場主と労働者から同数だけ選ばれる選挙制の裁判官をおく工業裁判所をもうけること、労働者にある程度の結社の自由を与えることなどの規定があった³⁾。

(註) 当時の労働者は雇傭期間が長く、賃金は定期的に支払われること少なかった。

労働者は工場当局から直接に、あるいは売店をつうじて間接的に、必要に応じて食糧その他をうけとり、また小遣いとして賃金の一部分のみうけとっていた。期間の終了時になってそれらは一括して清算 (расчет) された。したがって賃金は支払われる (платить) ものではなく、決済されるものであった。これは同時に、解雇 (расчет) されることでもあった。決済のための明細をあきらかにして紛争をさげようとするところに、この通帳のいみがある。

シユタケリベルグ委員会が自由主義的であることは一見してあきらかである。この自由主義的法案はたな上げされた。なぜか。

自由主義者たちは、当時、労働問題の発生を予想しつつ、これに注意をむけていた。ゴロス紙 («Голос»), ビルジエヴィエ・ヴエドモスチ紙 («Биржевые Ведомости»), ヴェストニク・エヴロパイ誌 («Вестник Европы») は、西欧における支配層の労働政策を研究、紹介していた。ゴロフヴァストフ (Голохвастов) はオープンチナから自由な労働者を要求していた。ゴロス紙、1866年122号の巻頭論文には、産業の昂揚にともなう熟練労働力の不足と関連して、地主権力 (Вотчная власть) の遺物を廃止し、雇傭条件を遵守することが大切であり、労働者の生活を向上させることが雇主にとつ

て分別ある態度であると論じた。モスクワ紙(«Москва»)は1868年、公正な支払い(прямый расчет)、労働者の丁寧な取扱いが、労働力を企業に将来にわたって確保するうえで利益だと論じた。ゴース紙は1866年の№134と1868年の№345に、貯蓄・貸付金庫および相互扶助協会に関するシニェルツェ・デイリツチの見解を紹介し、あわせてラツサールに反対した⁴⁾。

こうした潮流に対し、保守主義者たちは、モスコフスキエ・ヴェードモスチ紙(«Московские ведомости»), ルースキー・ヴェストニク紙(«Русский вестник»)によった。カトコフ(М. Н. Катков) ルースキー・ヴェストニク紙(1871年№8)上で、労働者プロレタリアートの形成を予知させる原因は、ロシアにおいては、将来にわたってありえない、とかき、また、モスコフスキエ・ヴェードモスチ紙(1871年, №53)上で、彼らは外国の本からうつして労働問題について書いていると自由主義者たちを叱責し、アルテリコそが労働問題を解決するありがたい槓杆である、と主張した。1869年のヴェースチ(«Весть»)紙は、改革後の労働者の状態を、風紀頹廃、自堕落、飲酒、雇主への不服従と特徴づけ、そのような労働者ゆえに破産にひんしているという工場主の言を引証し、ロシアにおいては労働によって資本が鎮圧されてしまうと繰かえしのべた。また、プロレタリアートの形成は、ロシアにおいて、のぞましくないものであるばかりでなく、国の地表、地下の富の豊かさからいって、ありえないことである、「西方のプロレタリアートのごときものは、わが国にはないし、またありえない」とのべている⁵⁾。

当時の革命的民主主義者にとっても、この問題は内部論争の論点の一つであった。ソヴレメンニク誌(«Современник»)上で、1864年、エリセエフ(Г. З. Елисеев)は、「分与地つきの労働者が無宿のプロレタリアートに転化することは、わが国においては全く不可能である」と論じていた。労働問題の重要性をみとめていたのは、シエルグーノフ(Н. В. Шелгунов)ら少数であった⁶⁾。

土地への緊縛をのこし、また地主への従属も解消しきっていない自由雇傭労働者の一定数を前にしたとき、労働政策に関して保守的な潮流がさした

りの勝利をえたことは、何ら異とするに足りないのである。あいかわらず1835年法の原則が適用されつづける。1863年4月17日以降、一般法廷が体罰を宣告することはなくなったが、郷裁判所は笞刑を加えることができたし、その他の部面でも残っていた。18世紀に制定され、効力をもちつづけていた「手工業法規 (Устав ремесленников)」によると、親方の家族に対し礼を失ったとき、年少徒弟は笞刑に処せられたし、1860年代に公布された商館に勤務する者の労働を規制する法規 (Устав) も、「年少者を屋内で笞をもって処罰する」雇主の権利をみとめていた⁷⁾。もちろん、一方1860年代の裁判改革による治安判事 (Мировый судья) の設置も見逃がせないことである。

改革時前後に、労働政策の問題としてもっとも緊急であったのは、国家的大事業として手がけられた鉄道建設工事における、建設労働者の問題であった。身分制社会の均衡をやぶる、大量の労働者の急速な流動が、また著しい程度の労働力破壊の集中的な発生がそこにおこったからである。

1860年、モスクワ軍務総督 (Московский военный генерал-губернатор) は、ペテルブルグあての報告の中でモスクワおよびその近隣に、とくに鉄道建設のため、労働者が大量にあつまってきた結果、警察口頭裁判 (полицейский словесный суд) において、労働者と請負人とのあいだで発生する争論および訴訟審問 (разбирательство) が遅延しているので、すでにペテルブルグにつくられている雇傭者労働者間の事件審査臨時委員会 (временная комиссия для разбора бел между нанимателями и рабочими) を、裁判改革までのあいだモスクワにも設置したいと、ツアーリの認可をねがっている。この要求はみとめられて、委員会は設立され活動した。その手がけた事件の大部分は、災害による不具の補償の問題であった。第1表は1861年1月より1862年1月までのその活動の結果を示す⁸⁾。

1860年のヴォルガ・ドン鉄道建設工事現場における労働者騒動との関連で、1861年3月31日、鉄道建設工事現場における労働を規制する法律が制定されている⁹⁾。この法律の分析は、自由雇傭労働の性格についての興味ある問題点を明らかにする。まず法の基本的内容について簡単に分れると、次の

第 1 表

地 区	事件総数	平 和 的 取 下 げ	承 認	拒 否	未 決
Тверская	125	78	16	29	2
Хамовническая	91	71	16	4	-
Лефортовская	397	227	60	107	3
Яузская	229	116	56	47	10
Мясницкая	21	7	7	6	1
Рогожская	61	43	11	5	2
Сущевская	79	35	28	14	2
Пресненская	164	70	48	42	4
Серпуховская	194	154	22	14	4
合 計	1,361	801	264	268	28

ごとくである。まず雇傭は、アルテリ単位の集団雇傭と個人雇傭の二つがみとめられ、個人雇傭のさいには賃金支払通帳 (расчетная книжка) がつかわれることになった。雇主は労働者に前借金を与えて、これを労働者の賃金の中から差引くこと、すなわち債務を労働でもって弁済させる (отработка) 権利をもったが、雇傭契約期間が終了したときに労働者が債務をもたず、かつ帰路の旅費を有するようにと、前借金の額を支払予定額の半分以上とし、その他の控除ののちにも、賃金が1日 20коп. 以下となつてはならないと規定している。一たび結ばれた契約は履行されねばならず、その保証として、旅券は雇主の事務所に保管された。雇主と労働者の間の小紛争は、契約そのものの変更によつてではなく、契約内容の理解をめぐつてのみ行なわれなくてはならず、それは若干の追加的契約条項の締結によつて解決されなくてはならない。

この1861年法は一方では債務弁済労働を合法化しながらも、契約期間の終了時に、労働者が雇主にカバラー的に従属することに結果しないように労働者を保護する規定を与えている。賃金支払通帳の性格も二面的である。これは一方では、個人雇傭を保障し、契約内容の個々の労働者自身による確認を保障し、農奴制的連帯保障制度を排除してゆくための手段となり、また、支払の明細を明らかならしめて労働力の価格範疇の確立をたすけるものであ

るとともに、旅券と引きかえにのみ賃金支払通帳を手交することによって、労働者を雇主に緊縛することを助けるものでもあるからである。1861年法は1835年法の基本構造を維持しつつ、シユタケリベルク委員会の提案の一部をとり入れ、状況に適應してこれを発展させたものであったといえるであろう。

次に1860年代におこった労働者の大騒動の事例をとり上げ、この中での権力側の行動様式を吟味してみよう。

1861年4月、カルーガ県ジズドリンスキー郡にあったマリツォフ Мальцов 所有のリユジノフスキー鉱業所で騒動が起った。マリツォフは、各県に107工場と23万8000デシヤチンの土地をもつ大地主・資本家であった。4月5日、工場管理部が労働者の一人グリゴリー・クチエロフを笞打ちに処そうとしたとき、100人の労働者がそれに抗議した。笞打ちは中止された。時を置いて工場警察署長は、首謀者ラヴスキーの拘禁を命じた。1時間ののち再び100人以上の労働者が工場警察署長の宿舎をとりまいて抗議した。同日、同様の事件が、隣りのスクレメンスキー工場で発生した。マリツォフは、指導的労働者8人を対にして鎖でつなぎ、枷をかけ、8日間放置せよ、と命じた。県農業問題審判所は、マリツォフの行動を法に反したものと認め、枷をはめられた人々を自由にし、工場警察署長を更迭することの必要を認めた。この事件はさらに、中央農村住民構造委員会 (Главный комитет по устройству сельского населения) にとり上げられ、拘禁された労働者を自由にすることの必要だけが認められた。ツァーリは委員会の日誌に、私の名において陸軍少佐マリツォフを厳しく戒告すべきこと、と記した。記録によると、騒動は1866年までつづいている。マリツォフが労働者に薪を売らずに1サージェンにつき草刈3労働日のオトラポートカを要求することに抗議している。騒動は広がり、周辺地域をも含んで、村総代 (старость) の選出をめぐるまた測量をめぐる抗争がおこった。1866年9月、軍隊が出動し、首謀者2名がツベリヤへ流刑に処せられた¹⁰⁾。この事例において、第1に、抗争の争点は、農民改革の実施、農奴制的体罰であり、第2に、事件の処理は、農

民問題を審議する機関と、警察とによってなされていることが注目される。

1863年8月、モロゾフ所有ニコリスカヤ・マニユファクチュアにおいて騒動がおこった。この工場はすでに1850年代から蒸気機関と織布・紡績機械の入った工場であった。工場内には鉄格子の入った仕置場もあった。8月2日34人の織工が、賃率をあげるかあるいはやめさせてくれるかどちらかにしてほしいと工場長に申し出た。工場長は、10月1日までの雇傭契約があるゆえをもって拒否した。労働者たちは翌日、織布部門の全労働者340人の名において再度同じことを要求した。地方警察署長(СТАHOВОЙ)は労働者に機台にとどまるよう説得、次いで効果なしとみて首謀者の逮捕を試みたが、仲間の労働者に妨げられて失敗した。騒動は苦情申し立てから一揆打ちこわしにうつった。施設は一部破壊された。労働者の苦情を審理したポクロフスキー郡警察は、2ヶ月かけた尋問ののち、10月13日、労働者たちに1ヶ月と29日分の賃金を渡して帰郷させるようにとの決定を下した。しかし、工場当局は金も支払わず旅券も渡さず、しかも宿舎から追い出した。労働者は護送囚のあつかいで帰郷させられた。そののち、ポクロフスキー市会と郡裁判所との共同機関は、郡警察署によってとり上げられた労働者126人の訴訟を却下すると決定した。事件の目撃者、経済学者ベゾブラゾフ(В. Безобразов)は、「イワノヴォオでは、私自身がその証人なのだが、数回、本物のイギリス的、フランス的ストライキにまで到っている」、とのべている¹¹⁾。この事例では、騒動の原因となっている労働者の要求は、極めて近代的なものである。一方工場主は雇傭契約の期限をたてにして工場内に専制をしいており、おさえがきかなくなったときには、警察の直接的介入でことが処理されている。工場主は警察の調停案をさえ実行していない。

1867年4月、ペテルブルグ郡のセストロレツキー兵器工廠の労働者たちが騒動をおこした。3月25日、彼らは「義務的労働」を解除されると布告され、8ヶ月間支払がなされていなかったのをそのままに、国庫からの食糧支給を中止された。労働者の苦境を利用して新規募集が以前より低い賃率で行なわれた。800人のうち200人が募集に応じたが、新賃率をみとめなかった。

労働者たちの要求で、国庫食糧の2週間分支給と、賃金の完全清算がなされた¹²⁾。隷属労働者解放の事情を利用しての賃下げおよび労働力構成変更の試みを機におこった事件とみられる。労働者は賃金の完全清算を要求して、8ヶ月間支払いのなかった分をとりもどした。警察権力出動の情報はない。

上述の3例をつうじて騒動の原因にはそれぞれ労働者問題の独自性があらわれていること、しかし、農民問題と同一の扱いをうけていること、あるいはもっぱら治安問題としてのみとり扱われていることなどが概括的な特徴といえるであろう。1861年法においても、労働者と雇主との紛争の仲裁は、主として警察的官吏によっておこなわれるべきものと規定されていた¹³⁾。

II

1870年5月、ペテルブルグのネフスカヤ・綿紡工場 (Невская бумагопрядильная фабрика) で「ロシア最初の大ストライキ」といわれるストライキが発生した。このストライキは、賃金の上積み (прибавка платы) を要求することをあらかじめ申し合せ (уговор) することによって組織されていた^(註)。1860年ころ10—12才で工場に入った基幹労働者63人が中核となっており、代表を出して要求を事務所にもってきた¹⁴⁾。

(註) ストライキの諸契機にしたがっていろいろの行動が区別されてとらえられていた。上司の命令をきかずに、あるいは期限前に勝手に作業を離脱すること (самовольный уход с работы) から、それが集団的となったときの作業中止ないし同盟罷業 (забастовка)、そのさいの作業中止者のあいだでの意志の結束の程度の高いものは、秘密協定 (стачка) すなわちストライキとされている。1870年のこのストライキについては、労働者の意識性と組織性の高いことから、まさしくストライキ (стачка) とみとめられたものである。

政府は動揺し、ツアーリの承認のもとに、通常の裁判審級を回避して、特別審理 (специальное разбирательство бела) が行なわれることとなった。法廷は6月13日午前11時に開廷され夜12時までつづいた。この審理の中で、1日14時間継続する労働の実態、一切の予告なしの即日解雇や報酬なしの補助的作業の強制などが明らかとなった。3人の弁護士は労働者の無罪を主

張し、弁護士の一人名ゲラルド (Герард) は、「われわれは、(ストライキの) 第一の原因をやはり何といても工場長の側よりする規則違反にあるとみる」と陳述した。法廷は労働者の無罪をみとめた¹⁵⁾。

この結末は権力上層部にとって予期せざるところであり、本格的ストライキが首都で発生したということとあいまって、大きな衝撃であった。アレクサンドルⅡは極度に不満の意を表し、1870年7月6日、ペテルブルグから内務大臣の回状が全国の県知事に送付されることとなった。その回状には、「ネフスカヤ綿紡工場の労働者のストライキは、これまでわが国の労働住民のあいだで起ったことのないような全く新しい現象であり、皇帝陛下の注意をひいた。陛下は、各県知事に、工場住民に対するより厳格な、脆弱でない監視をなすよう委任すべく、……命ずることをのぞましいことと考えておられる」、とあった。また、この回状により、全く司法的手続をとることなく (без всякого суда) ストライキ参加者たちを遠隔地に行政流刑 (административная высылка) に処するようとの指示が与えられた¹⁶⁾。またツァーリ自身、モスクワ憲兵長官スレズキン (Слезкин) にあてて、工場労働者の事情に「特別の監督」をなすよう助言し、モスクワ県の憲兵将校に対し、任意の時期に自由に工業企業に立ち入る権利を与えた¹⁷⁾。

このような強圧的手段とともに、時代にふさわしい労働政策への模索も行なわれている。モスクワ県知事リーヴェン (Ливен) の内務大臣チマシヨフ (Тимашев) あての1871年11月24日付覚え書き (Записка) は、ロシアにはプロレタリアートが存在しないと自から慰めつつも、「労働問題がそこ (イギリス) ではより平和的に解決されている」から、ロシアでもイギリスの経験にならって、「労働問題」を許容してもよいのではないかと提言している¹⁸⁾。また、1859—1860年のシユタケリベルグ委員会のあとをうけて、工業法規、手工業法規の改正案作成のために、1870年以降ワルーエフ委員会 (Комиссия П. А. Валуева) が、1874年以降イグナチエフ委員会 (Комиссия Н. П. Игнатъева) が活動している¹⁹⁾。

ネフスカヤ綿紡工場のストライキにひきつづいて、ウラルおよびペテルブ

ルグの金属労働者の動揺が起っている。1871年4月、ウラルのホルニツキー製鉄工場において、契約期限は8月であったにもかかわらず途中で契約条件を変更せよとの労働者の騒動がおこった。これは、産出量の低下による賃金収入の減少がひきおこしたものであった。地元警察の手にあまったので、ヴァトカから特別委員会が編成されて調査にやってきた。委員会メンバーの制止にもかかわらず騒動は10日間つづいた。ヴァトカ県憲兵長官は第三部に、この地域の諸工場に警察長 (полицмейстер) を配置したいと陳情した。ここでも、専制のえた教訓は、警察力の強化である²⁰⁾。

1871年夏、プチロフスキー工場 (Путиловский завод) の労働者が、労働日の1時間延長を含む新就業規則に反対してストライキ (стачка) をおこした。プチロフが工場閉鎖を指示すると労働者たちは工場の門をあけて独断で作業をはじめた。プチロフは譲歩した²¹⁾。この事件はペテルブルグの金属工場の労働者の特質を想わせるものである。要求は労働日をめぐる高度なものであり、斗争形態は逆ストライキというこれまた高度なものである。しかし、これは当時の金属職工 (мастеровый) たちの企業帰属意識と内的連関のある、専制にとって危険度のより少ないものであったにちがいない。

1872年、ペテルブルグで、7000人の労働者を擁するクレンゴリムスカヤ・マニユファクチュア (Кренгольмская ману.) に発生した大ストライキは、再び専制に衝撃をあたえた。ストライキの直接的契機は、工場の衛生状態がわるいためにコレラが流行し、連日数十人の死亡が出たことであった。この工場はロシア人労働者とエストニア人労働者を半分づつ雇傭していた。14時間労働日、不服従に対する管刑という生活がロシア人のエストニア人とを団結させ、ストライキの代表40人はロシア人とエストニア人の双方を含んでいた。これは帝政における民族分断政策に正面から対決するものであった。8月14日、労働者たちは代表を通じて労働日短縮、賃上げ、一部の職長解雇を要求し、入れられないときは罷業に入ると通告した。8月21日、工場管理部は譲歩し、要求の大部分をみとめて証文をつくり、それに労使双方と県知事が署名した。ストライキが静まるやいなや、工場警察は、以前の労働条件で

働きますという工場管理部あての文書を作成し、労働者を居酒屋に呼び出して「ウオトカをおごるから署名するように」ともちかけ、先の協定証文を復古にするための工作を開始した。労働者はこれに抗議して再びストライキに入った。軍隊が派遣され、労働者は石で応戦した。クラスノヤルスク連隊がさらに派遣され、騒動は9月25日に終わった。法廷は、1870年の事件とことなつて歩兵2連隊の出動にまでいたつたこの事件に対して、鉦山徒刑6年—3名、工場徒刑4年—1名、要塞禁錮8年—1名、要塞禁錮6年—1名、その他各種期間の禁錮14名、懲治隊派遣3名、の判決を下した²²⁾。

ひきつづき1874年6月、刑法典が修正された。内容は、「違法の団体をつくり、また、それに参加することに対する処罰」を強化し、「雇主と労働者の間に」敵意を煽り、「同じくストライキ (стачка) を煽った」ものをシベリヤに流刑に処し、あるいは種々の期間の要塞禁錮に処する、というものであった²³⁾。

同時期、中央工業地帯においても、いくつかの労働者騒動が発生している。4例紹介すると次のごとくである。1873年11月、セルプホフのコンシン (Н. Коншин) 所有の綿紡績工場で賃金切下げ反対の声がおこり、12月、2日間のストライキに発展、結果、以前の賃率維持された。1874年12月、トレチャコフ家 (Трепяковы) 所有のセルプホフ工場で、賃下げに反対する6日間の罷業、企業主の譲歩、賃率アップ、祭日前夜2時間の早仕舞、出来高賃率の確定についての工場代表と労働者20名および官吏の署名の協定書が掲示された。1874年4月24日、モスクワ県ボゴロドスキー郡のシバエフ (Шибяев) 所有のイストミンスカヤ (Истоминская) 織布工場で、600人の織工が職場を放棄して賃率引下げと罰金引上げの件を警察に訴え^(註)にゆき、さらに27日大凡300人がモスクワに陳情にゆき、5月1日、「1反あたり2 коп. 増、今回の3日半の休止に対しては罰金賦課せず」との条件を得た。1875年6月24日、セルプホフのコンシン所有工場で、就業規則にある祭日前夜2時間早仕舞を工場の事務所が守らないと2,500人が罷業。審理の中でも労働者は、祭日前夜の2時間早仕舞、支払は全額なさるべきことを要求した。県副知事

がやってきて調停し、2週間後に労働者の要求はみとめられたが、7名の労働者が逮捕され2名が行政措置で禁錮に処せられた²⁴⁾。労働者の要求は、ペテルブルグにおけるそれとはことなり、労働日ではなく労働週の短縮、賃上げではなく賃下げと罰金引上げ反対といったように、「原生的」性格をもつものであるが、事実上くりひろげられている労働政策は、まず自主解決、次に官吏の介入調停による協定書締結、最後に警察権力による弾圧（禁錮、流刑）という体系をとりつつあったごとくである。

(註) 権力に対する訴えは、主として口頭をもってする苦情・陳情(жалоба)と、主として文書をもってする請願(прошение)とが区別されていたように見うけられる。

1870年代に入ると、革命運動と労働者との接近も進展している。労働者アレクセーエフ(Петр Алексеев)は、チャイコフスキー団のサークルで「資本論」を知り、自からペテルブルグのトルントン(Торнтон)工場でサークルを組織した。警察に追われて彼はモスクワに逃れ、そこで「全ロシア社会革命組織(Всероссийская социально-революционная организация)」をつくった。1875年4月逮捕され、2年間の投獄ののち、1877年、いわゆる50人事件とよばれる裁判にかけられ、10年の徒刑を宣告された。その裁判で有名な演説が行なわれた。なお、刑期をおえたアレクセーエフは強制移住囚として極北のヤクーツクにすみ、1891年死亡している²⁵⁾。

1872年オデツサの一工場に労働者サークルが出来、新ロシア大学の学生から一般教養の講義をうけていた。ザスラフスキー(E. O. Заславский)が労資の経済的利害対立を講じ、1873年5月、サークルは性格をかえはじめた。1875年、サークルの労働者が「南ロシア労働者同盟(Южнороссийский союз рабочих)」の設立を発起した。規約は宣伝組織の性格をつよくうち出していたが、同盟はピラの発行その他で1875年1月と2月に2つのストライキに関与した。ハリコフ、オリョール、タガンロクに支部も出来た。12月オクラナ(保安部)にふみこまれ、指導者は徒刑に処せられた²⁶⁾。1878年に成

立した「ロシア労働者北部同盟」は、さらに労働者と革命運動の接近を深めることになる。

III

1872—73年、ナロードニキの影響下にあったペテルブルグの労働者グループの中に、独自活動を追求するうごきがあられ、1876年、オブノルスキー (В. Обнорский) とハルトウリン (С. Халтурин) の指導のもとに、地方のサークルを指導する中央指導サークルができた。1878年12月、それは綱領をもった「ロシア労働者北部同盟 (Северный союз русских рабочих)」に成長した。オブノルスキーは、第1インターナショナルやラツサールを知っていた²⁷⁾。

1878年3月、ペテルブルグの新綿紡工場 (Новая бумагопрядильне) で、賃上げ、労働日2時間短縮を要求するストライキがはじまっていた。指導的労働者ワツシリエフ (С. Васильев)、フヨードロフ (А. Федров)、モイセエニコ (П. Моисеенко) は、労働者の意識水準を考慮し、ツァーリへの請願書を作成し、「もしわれわれの公正なる要求が満足させられないならば、われわれは誰にも期待しえないこと、われわれは自分の手に頼るべきであることを知るであろう」とかき入れた。請願は却下された。そしてストライキはほぼ1ヶ月、3月28日までつづいて、管理部の譲歩をかちとった。しかし管理部は30分の時間短縮さえ実行しなかった。労働者はいかり、「新綿紡工場労働者の要求」という文書を作成し、「われわれの請願に対し1878年4月7日までに返事をほしい、そのうつしを労働者のため工場の中に掲示してほしい」、要求が拒否されるときには罷業がはじまるであろう、と通告した。拒否の回答が出た。5月8・9日ストライキがおこなわれた。ペテルブルグ大学の学生やブレハノフがこのストライキを支援し、725 руб. のカンパをよせている²⁸⁾。

1879年1月、新綿紡工場の労働者騒動にロシア労働者北部同盟の指導が入った。1月15日、管理部が44人の織工を解雇すると、労働者たちは、「みんな

なは1人のために、1人はみんなのために」のスローガンのもとに、解雇撤回までは工場にゆかぬと宣言した。同盟のメンバーとなったモイセエンコ、イワノフ (Л. Иванов) コニヤエフ (Я. Коняев) らが、労働者の居住区をまわり、また他の工場の労働者にもよびかけた。シャウ (Шай) 所有工場もストに入った。ストライキの進行の中で、攻撃的要求がまとめられた。主要なものは、労働日短縮 (最大14時間)、賃上げ、罰金廃止、検査員のもとに労働者の代表立会い、若干の職長、次長 (Мастер и подмастерья) の解雇、であった。ツアーリや長官にではなく「自分の腕にたよろう」、「何回も役人さまにおねがいしてきた。しかし彼らはいつも雇主の側だ。こんどはわれわれ自身でやる。警察の調停を排し、……自分たちの要求を容れた協定のできるまでは作業にゆくな」とピラその他で組織された。憲兵が出動し、シャウ工場の管理部は労働者全員を解雇した。多くの労働者が警察の監督下に郷里送還され、モイセエンコ、イワノフ、コニヤエフは東シベリヤに行政流刑された²⁹⁾。

新綿紡工場1月ストののち、北部同盟の中心メンバーの逮捕がつづいた。オプノルスキーはとらえられ、10年間の徒刑に処せられた (1919年トムスクで死亡)。9月、同盟は壊滅状態になったが、逮捕をのがれたメンバーはモスクワにゆき、そこで非合法新聞「労働者の夜明け (рабочая заря)」第1号を1880年2月に発行した。そののちさらに、同盟の全メンバーの逮捕とシベリヤ流刑がつづいた。さらにのがれたハルトウリンはソルモヴオにゆき、指物工として働きつつ同盟再建を企てたが、政府のテロルははげしく、それに対抗するために人民の意志党のアレクサンドルⅡ暗殺に加担し、1882年3月22日、絞首台で死んだ³⁰⁾。

1878—79年のペテルブルグにおける新綿紡工場のストライキは、決して孤立した現象ではなかった。中央工業地帯のモスクワ県では、工場の集中していたセルプホフおよびボゴロドスキー (Богородский) 地区で、1879年6月日、イリイナ (Ильина) 所有工場とトレチャコフ家 (Третьяковский) 所有工場とで賃上げ要求のストライキがおこった。原因調査のために派遣された

首席参事官 (старший советник) カルノヴィツチ (Карнович) は、地元資本家に対し賃上げを説得している。イリイナ所有工場で6月10日、賃金10%アップで就労したところ、6月14日、近隣のマラエフ (Мараев) 所有工場で、イリイナ工場と同じだけ賃上げせよとストライキがおこった。トレチャコフ家所有工場では、6月15日ころ、賃金22%アップで就労した。これらのうごきを見てコンシン所有工場管理部は、先手をうって労働者に対し賃上げを公示せざるをえなくなった。イリイナ所有工場のストライキの指導者ミハイロフ (Г. Михайлов) は、1873年トレチャコフ家所有工場スト、1875年コンシン所有工場スト、1877年モロゾラ所有工場ストなどの経験をもった人物であったこと、およびストライキが急速に地域的に拡大するうごきのみとめられたことが注目される³¹⁾。

スモレンスク県のヤルツエフ (Ярцев) でも、1880年9月、フルドフ (Хлудов) 所有ヤルツエフスカヤ綿紡工場でストライキが発生した。原因は契約期限の切れる以前に賃下げが発表されたことであった。この工場の労働条件はとくにわるく、織工の賃金は1ヶ月9 руб. ほどで、労働日の構成は2組6時間4交替制であった。ストライキを鎮めるために管理部は、「4月1日までは労働者の中のだれをもどんな場合にも解雇しない」と約束した。しかし、ストライキが終ると直ちに兵士500人の部隊が派遣され、2,000人が解雇され、6人の首謀者が投獄されるとともにあたらしく労働者の募集がおこなわれた。モスクワ県からやってきていた労働者たちの多くはヤルツエフを立ち去った。スモレンスク県知事は報告の中に、「モスクワ県からやってきた労働者たちが、ヤルツエフにおけるもっとも不穏な要素である」とかいていた³²⁾。中央工業地帯における労働者の中に、権利意識が大衆的な厚みをしめしてきていることのあらわれとして注目されるべきであろう。

以上のように、1878—79年の労働者のストライキ運動の示すものは、労働運動経験の大衆的蓄積、指導層の析出およびその革命運動との結合のはじまり、労働者の中における専制権力への信頼の動揺である。しかもこれが、1877—78年の露土戦争、1879年の凶作、ナロードニキ革命運動における政治

斗争の強化などとならんであらわれたのである。権力の側の対策は急とならざるを得ない。

すでにモスクワ県では1870年よりみとめられていた憲兵将校の工場への自由立入り権が、1878年夏、各県知事への回状の中で、全県に拡大された³³⁾。1879年4月、ペテルブルグ、ハリコフ、オデツサ、モスクワ、ワルシヤワに臨時県総督(Временный генерал-губернатор)が、任命され、非常全権(чрезвычайные полномочия)が与えられた。1879年のみで、モスクワの警察は将校(офицер)の定員を10名増加させ、1880年、ペテルブルグ特別市長官は分区警察主任(околоточный надзиратель)の200人増員を申請し、内務大臣はペテルブルグに騎馬警察を配置することを主張するなど³⁴⁾、さしあたり抑圧体制強化が志向されている。と同時に、いわゆるツアーリズム上層の危機との関連で、1880年2月に設立された、国家秩序と社会安定のための最高管理委員会(Верховная распорядительная комиссия)の長官となったロリス=メリコフ(М. Т. Лорис-Меликов)の1880年4月11日付提案の中には、旅券制度の改正、雇主と労働者の関係の確立などの項があらわれていた³⁵⁾。

自由主義「社会」の世論も沸いてきた。モスクワ県ゼムストヴオ参事会附属工場監督委員会(Комиссия по осмотру фабрик и заводов)の長であった衛生医師エリスマン(Ф. Эрисман)は、工場法の制定をいそがず、まず労働者の生活を全面的に研究するように、法案審議にあたっては、ゼムストヴオや都市の代表も参加させるように、と政府に説いた。スローヴォ(«Слово»)誌は1880年11月、ヤルツエフにおけるフルドフ所有工場の9月のストをとり上げ、雇主が契約に違反して賃下げしようとしたことに対して労働者が抗議したことがなぜ非合法的なものとみなされるのか、これは自由な労働をカパーラにかえることではないのか、とし、現行の工場法規(Фабричная Устава)の中に、労働者は契約期間の終了以前に作業をはなれることを禁ぜられ、雇主は同じく労働者を解雇することを禁止されているのは農奴法のごときものだ、と批判した。オテチエストヴエンヌイエ・ザピースキ(«Отече-

ственные записки») 誌は、請負人や郷役所 (волостные правления) をつうじて労働者を雇傭する制度を批判し、また1日の欠勤にも罰金をかけることをゆるす現行法規は、労働者に自分の権利を法廷で守る権利をすら保障しない、と批判した。週刊ゼムストヴォ誌のように、労働者団体を許可せよと提案するものもあったが、これは例外をなし、また自由主義者たちは「文化的」工場立法をめぐる発言していたとはいえ、労働日短縮、賃金上げなどはあまりに「根本的改革 (Коренная реформа)」であってロシアにふさわしくないと考えていた。ナロードニキ的傾向をおびた自由主義者たちは、工場法の必要をみとめつつもそれを理想化することなく、農民に対する税軽減、クスターリ営業への援助と結びつけて議論するところに特徴があった。保守陣営の論客カトコフらは、これらの問題について沈黙を守っていた³⁶⁾。

モスクワ大学財政学講座の教授ヤンジュール (И. И. Янжул) は、商工業に対する国家の干渉を有効なものと考えていた。彼はのち、アドルフ・ワグナーやグスタフ・シユモラーの紹介の論文をかくようになったが、1880年、オテチエストヴェンヌイェ・ザписキ誌に「イギリスとロシアにおける児童・婦人工場労働」という題名の論文をかき、現行工場工業法規 (Устав о промышленности фабричной и заводской) と手工業法規 (постановление) を批判した。彼によると、ロシアの政府は、公式的には、12才未満の年少労働を全地域の鉱山およびペテルブルグのマッチ工場に使用することを禁じている以外は、私的工場における年少労働に関し、何の法令 (постановление) ももたず、制限を行っていない、「ロシアのどんな片隅にもどんな産業部門にも、いたるところ、われわれが……衛生条件の第一義的要求の満足もないところをみつけないことはない」。ヤンジュールは年少労働・婦人労働の制限、労働日の規定、健康に有害な企業における年少労働・婦人労働の禁止、監督官の採用などを提案していた。1881年、モスクワ大学でフョードロヴィッチ (Л. В. Федрович) の博士論文「労働者の住居 (Жилые помещения рабочих)」の報告討論会がひらかれている。フョードロヴィッチはブレンターノの思想に依りながら、国家権力は住宅問題の解決に介入すべき

であること、企業家が労働者の住宅問題に配慮していることはみとめるが、また労働者建築協同組合 (рабочая строительная кооперация) にも大きな期待をもつべきであること、をのべた。彼はのち、オデッサ大学の教授となった³⁷⁾。

官僚の中からも自由主義的な見解がきかれた。内務省の官吏、陸軍少将ボグダノヴィッチ (Богданович) は、1879年政府の特別委任をうけてボルガ沿いの、および黒海に面した諸県を視察し、それをロリス=メリコフあての1880年3月9日付覚え書きにまとめた。その中で彼はいう、「警察力のみをもってしては、わが国の社会生活の中に深く埋れた邪悪を根元から治療することはすでに不可能である」、ペテルブルグにおいてさえ勤労階級の生活は「文字どおり懼るべきものであり」、地方にいたってはいうもさらなりである、「侮辱され、搾取され、雇主にたいしひどいカバラー的立場におかれた自分たちの状態に、当然の憤満をもっているものたちが大量にいる」、「労働の資本に対する奴隸的従属はペテルブルグにおいてさえあらわれている」、すなわち、企業家は雇傭契約をやぶっても処罰されていない、今、人民は護衛隊にとりまかれた総督 (генерал-губернатор) に懲罰的権力をのみみて恐れさけようとしている、と。そしてボグダノヴィッチは、地方権力が失業者のための公共事業や地元クスターリ営業への資金援助をするように、労働者と資本家の相互関係の監督はこれを都市参事会 (городские управы) にゆだねるようにと提案した。最高管理委員会のメンバーの1人コヴァレフスキー (Ковалевский) がロリス=メリコフに提出した覚え書きには、行政流刑はストライキ参加者たちに適用しない方がよい、それはかえって労働者の不満をましている、ロシアにおいてストライキはめったにないことである、労使の敵意を煽ふらないように労働者と企業主との法の前での平等を確立することがよりよい方法である、とあった³⁸⁾。

労働者の強力な斗争および、自由主義「社会」の世論を前にして、ツァーリズム専制の労働政策は再検討をせまられた。ワルーエフ委員会、イグナチエフ委員会が長年かかって作成してきた工場工業法規、手工業法規改正案の

要点の一つは労働者通帳 (рабочая книжка) の制度をつくって労働者の緊縛を策するところにあった。枢密院 (государственный совет) は1880年2月に審議をはじめ1880年5月に法案を拒否した。理由は、「奸計者どもが常に労働者を雇主に反対させるよう、労働者と雇主の関係を完全に曲解して説明しつつ煽動しているこのようなときにあっては」、法はただ不満とのぞましくない結果とを導くであろうし、そのような結果は避けねばならないから、この法案は時宜に適さず、というものであった³⁹⁾。

IV

事態に即応するための専制側のあたらしい政策的模索がエネルギーに展開された。大蔵省所属の商工評議会 (совет торговли и мануфактур) において、労働保護の問題、労働者の不具・死亡に対する雇主責任規則の問題、工場監督の問題などが審議されはじめた。1881年6月ロシア商工振興協会 (Общество для содействия русской промышленности и торговле) が、内務大臣にひそかに国営労働者保険について陳情するといったような情勢もあった⁴⁰⁾。

焦眉の対策ということもある。警保局は1881年5月、ペテルブルグ総督に対する通牒の中で、首都の区部に3人、郊外に2人の工場監督官を任命するよう内務大臣にたのんでみてはどうか、とすすめている。11月、政府は、ペテルブルグ県の権力の要請に応じ、ペテルブルグ警視総監 (ober-полицейстер) のもとに労働者と企業家の関係を監督するための工場問題委員会 (Комиссия по фабрично-заводским делам) を設立することについて審議し、首都の状態が工場法の制定をまてないくらいに危険であるということから、「衝突を予防し」、労使「双方の和解」のために働くべき機関として、これをもとめた。委員会は、警視総監を議長とし、内務、大蔵、司法各省の代表者により構成されている。警視総監は、工場主および労働者を委員会に喚問する権利、「委任された種々の事項の実施や工場に対する監督のための」警察隊を任命する権利を与えられた。委員会は、工場内の秩序についての義

務的規程 (Обязательное постановление) を制定する権利、労働者と雇主のまさつの原因を調査する権利、「主として和解の途により」まさつ (Конфликт) を終らせる方策をとる権利をもち、工場内の整頓と秩序の保全をめざしている法律および義務的規程の実施を監督する義務をもった。委員会は、工場主が規程に違反した場合 15 руб. 以下の罰金を課することができる。ペテルブルグ警視總監自身は、「社会秩序と国家安全への違反を予防する」義務的規程を制定する権利をもち、それへの違反に対しては、3ヶ月以下の拘禁、500 руб. 以下の罰金を行政手続で課することができた。この委員会は、衛生・安全などの労働保護について工場主を束縛することができたとはいえ、雇傭契約の内容や工場主によるその侵害に対して取締の権限をもたなかったこと、治安維持的警察的目的を主軸としながらも、工場監督制度を内包していることが注目される。1884年2月には、同様の委員会がモスクワ警視總監のもとにも設立されることになった。1884年12月1日から1885年1月2日にかけて、モスクワ県ドミトロフスキー郡のヴォズネセンスカヤ・マニユファクチュア (Вознесенская Ману.) で労働週2日減、賃金 $\frac{1}{3}$ 減の公示に反対する織工のストライキがあり、歩兵3大隊 (700人) とコサック兵2中隊を投入し、他地方出身労働者を5~10人のグループにしてばらばらに故国に送還するなどの鎮圧とともに工場主の譲歩も必要となった。このストライキの直接的な影響のもとで、モスクワ県では1885年1月4日、義務的規程がはやばや制定されることになった。工場所有者と労働者との相互関係を規制することを主目的としたものであった⁴¹⁾。

1881年、オクラナは新聞「グラスノスチ (Гласность)」を発行した。これは革命家の中傷、ビスマルク的国家社会主義の宣伝、社会主義よりも高位なものとしての宗教という考えなどを労働者の中にもちこもうとするものであった。23号をもってこの新聞は、「労働者が購買しなくなったこと、この新聞は警察のものだというわさがひろまりはじめたこと」を理由に停刊されてしまった⁴²⁾が、警察の後見と労資協調と宗教という要件をそなえた、まさに、のちのズバトフ主義の萌芽として、見逃しえないものである。

1881年12月、年少労働者に関する工場法案が枢密院の審議にかけられた。法案は、年少労働者を二つのカテゴリーに分類し、12才未満の就業禁止、12才以上14才未満のカテゴリー（малолетний）と14才以上17才未満のカテゴリー（подросток）のそれぞれに最長労働日を8時間および10時間と規定していた。また法案は、工場主に年少労働者を通学させ、また自から学校を建設することを義務づけていた。枢密院の中で、法案検討の実際の作業をゆだねられたその法律部会および国家経済部会の合同部会会議（заседание）は1882年3月13日、商工評議会の代表、ロシア技術協会（Русское техническое Общество）の議長、ロシア商工業振興協会の代表、その他ペテルブルグおよび中央工業地帯の代表を喚問して意見を聴取した。その上で法案に多くの修正が加えられた。年少者を二つのカテゴリーに分けるのは「実際的不便が大きい」であろうから、12才以上15才未満を一括して未成年者（несовершеннолетний）としようということになった。つまり年少労働者の年令の上限を17才から15才に引下げることであった。12才未満の就業禁止はそのままとされたが、しかし附則の中に、大蔵大臣は必要とみとめたときは内務大臣の同意のもとに今後2年間をかぎり10才以上のものを作業につけることを許可する権利もつことという規定を入れた。未成年者の労働日は最大8時間（食事、通学、休憩時間を含まず）、ただし連続して4時間以上働かせてはならない、夜間と祭日・休日の作業は禁止される、ただし附則のなかに、大蔵大臣は今後2年間をかぎり、内務大臣の同意のもとに、1昼夜の労働が4時間をこえず、かつ翌日の労働に従事させぬ場合には夜間労働を許可する権利をもつことになった。15才未満の未成年者は「その特性にとって害のある」生産行程に従事させることは禁ぜられた。工場主は児童に1日3時間づつ通学のための時間を与える義務をおった。しかしこれは通学のための一定の可能性を与えるということにすぎない。それ以上のものを工場主に要求することは、「同じ配慮が法によって両親に委任されていない」以上はできないことになった。工場に学校を設立する問題については、「特別の法で規定される必要がある、ということで将来に延期された。法の適用領域

については、法棄よりも狭く、工場 (фабрика), 製作所 (завод), マニユフアクチュア (мануфактура) のみとされ、大蔵大臣が必要とみとめたときには、臨時的措置として若干の手工業企業 (ремесленные предприятия) に拡大しうることとされた。法の違反に対する措置の規定はなかった。しかし、この法の実施を監督するために、工場監督官が設置されることになった。この法律は「工場、製作所、マニユフアクチュアに働く年少者についての (О малолетних работающих на заводах, фабриках и мануфактурах)」法という名で、1882年6月1日、臨時規則としてツアーリの裁可をうけ、1885年より全面实施されることになった⁴³⁾。

1882年、3人の工場監督官が任命された。ペテルブルグに中央工場監督官 (Главный фабричный инспектор) として工学の教授アンドレエフ (Е. Н. Andreev), モスクワ工場管区担当にモスクワ大学教授ヤンジュール (И. И. Янжул), ウラジミル工場管区担当に医師ベスコフ (П. А. Песков) であった。彼らは大蔵省商工局 (Департамента торговли и мануфактур) に所属し、まず新しい工場法制のための資料をつくる調査官的活動を行なった⁴⁴⁾。

1882年法で延期された年少労働者と学校教育に関する部分が、1884年6月12日付「製作所、工場、マニユフアクチュアに働く年少者の学校教育についての、彼らの労働の長さについての、および工場監督制度についての」法律となって発布された。この法は1882年法を一部補足するとともに一部改悪した。法によると工場主たちは、初級学校 (小学校) の一年級を修了していないものには、毎日2時間づつの課業 (Занятия) をうける可能性を与えてやる義務をおった。学校が工場からはなれている場合には通学に時間を要する。法案では工場から2ヴェルスタ以内に学校がないとき、工場主は工場附属学校を開設せねばならぬことになっていたが、工場主の反対にあい、発布された法律では、単なる基準であって義務のないものになった。年少労働者の労働時間については、連続4時間以上を禁じていた1882年法の規定が修正され連続6時間が限度とされることになった⁴⁵⁾。

1884年6月12日法によって、工場監督制度が拡大された。シベリヤとカフカズをのぞく全ロシアが9つの工場管区 (фабричная округа) にわけられ、それぞれにあたらしい定員がつけられた。9人の管区工場監督官 (окружный фабричный инспектор) と10人の監督官補 (помощник) である。中央工場監督官ミハイロフスキー (Михайловский)、ワルシヤワ管区工場監督官ブリュメンフェルド (А. М. Блюменфельд)、以下ヴイルノ管区ゴロトコフ (Г. И. Городков)、ウラジミル管区ベスコフ、ヴオロネジュ管区ミロポリスキー (В. И. Миропольский)、カザン管区シドロフスキー (В. И. Шидловский)、キエフ管区ノヴィツキー (И. О. Новицкий)、モスクワ管区ヤンジュール、ペテルブルグ管区ダヴィドフ (К. В. Давыдов)、ハリコフ管区スヴァトロフスキー (В. В. Святловский) であった。彼らの活動は、1882年法と1884年法の実施を「主として教育的活動」をとおしてうながすものであって、1885年一年間に、企業主による法違反は23件記録されたにとどまる⁴⁶⁾。

枢密院はさらに工場法制を推進した。1885年6月3日付で「工場、製作所、マニユファクチュアにおける未成年者および婦人の夜業を禁止することに関する (О воспрещении ночной работы несовершеннолетим и женщинам на фабриках, заводах, и мануфактурах)」法律が裁可された。これは、17才未満の未成年者と婦人を綿、亜麻、羊毛の紡績、織布を行なう企業で深夜労働させることを禁じたものである。大蔵大臣は内務大臣の同意のもとで、この法を、通常の雇傭期限以前に工場主に予告することによって他の工業施設に拡大する権限を与えられた。しかし、のち窯業、マッチ製造業などに若干拡大されたのみで、それどころか、この法律自身がモスクワ地方の工場主たちの抗議にあい、3年間の試み (в виде опыта на три года) として、またしてもかろうじて臨時規則として1885年10月1日以降実施されることになったのであった⁴⁷⁾。

工場監督官はイギリスの例にならって報告書を取りまとめ、これを公刊した。ヤンジュールの「1882—1883年度工場監督官報告書 (Фабричный быт Мо-

сковской губернии. Отчет за 1882-1883 гг. фабричного инспектора над занятиям малолетних Московского округа)」は1884年公刊された。これは2部にわかれ、第1部では年少労働の状態、第2部では労働者の一般的状態が記述されていた。工場工業の内部の赤裸々な実態の公開は、ブルジョアジーや支配層を動揺させた。ヴィシユネグラドスキー (И. А. Вышенеградский) は自由主義的傾向をもつ人物とされるが、「ヤンジュールは労働者を教唆している、労働者をそそのかして雇主に反抗させている」といった。1886年には、9人の管区工場監督官の報告が公刊された。こんどは工業部 (отдел промышленности) のプログラムによって編集された公式的なものであり、年少労働者についての法の実施状態のみあつたものであった。それでもなお、専制の利益に反するところがあつたものであろう。翌年から報告書の公刊は停止された⁴⁸⁾。われわれはここに、枢密院がワルーエフ委員会、イグナチエフ委員会などを通して準備された労働政策を拒否するところからはじまった一つの流れが、ある壁にぶつかっていることをみてとることができよう。

V

労働者の運動はひきつづきいま一つのもり上がりを見せた。前節にふれたヴオズネセンスカヤ・マニユファクチュアの1884年12月1日より1885年1月2日までのストライキのあとをうけて、1885年1月7日より1月30日までイワノヴォ＝ヴオズネセンスクのモロゾフ所有ニコリスカヤ・マニユファクチュアで大規模なストライキが発生した。この工場は8,000人の労働者を擁する大工場であつたが、80年代の恐慌の中で1882年より1884年の間に5回の賃率引下げがおこなわれ、(キヤラコ1反につき48 коп. から38 коп. へ)、罰金制度がさらに手取り賃金を引下げる作用をし、労働者の中に不満が堆積していた。1883年にシベリヤ流刑から帰ったモイセエニコがそこに働いていた。1月5日、彼は70人の発起人を秘かにあつめ、ストライキの期間、要求、活動方針を討議した。翌1月6日、要求案は労働者たちに知らされた。

1月7日早朝、工場の作業は停止した。最初ストライキは暴動の様相を示し、工場の窓ガラスや売店(Лавка)の破壊がおこったが、指導層の努力で組織的なものになちかえていった。要求は、(1)1884年復活祭以降にとり上げた罰金を労働者に返却せよ、(2)罰金を1 руб.につき5 коп.以上とるな、(3)欠勤の罰金を1 руб.以下にせよ、(4)製品の検査に労働者を立会わせよ、などであった。1月8日、県知事が軍隊をつれて到着し、スト中止を勧告したが、労働者は、ヴォルコフ(В. Волков)を代表として県知事に要求書を提出した。そこには、(1)罰金は賃金の5%以内とすること、(2)欠勤控除は1ルーブリ以下とすること、(3)雇主の都合による休業に補償すること、(4)雇主は契約条件を変更する場合15日前に予告すべきこと、労働者は15日前の予告により自由に賃金の清算をうけて仕事をやめられること、(5)アルテリ長老の自由選挙、およびその任期期間を最大3ヶ月とすること、などの内容をもつ国法の制定を望むとあったのである。労働者自身の中から立法への要求が出されたことは、1882年法以降の時代を想わせる特筆すべき出来事といえよう。経験をつんだモイセエンコの熟慮して作成した要求項目と、それを事前に大衆的自覚たらしめることから生れた組織性は、このストライキを極めて強固なものにしていた。1月11日、内務大臣はモスクワ軍管区司令官に、「ウラジミル県知事の要求するだけの軍隊をモロゾフ所有工場へ」大至急派遣されたし、と電信している。工場は軍隊であふれた。重要地点には歩兵中隊縦隊の人垣がつくられた。ヴォルコフが逮捕されるときおよび、彼がウラジミルに護送されるとき、労働者と軍とのあいだに抗争があった。1月14日、800人が工場につれもどされたが、工場が完全に操業したのは1月30日からであった。600人が逮捕され、33人が1886年5月からの公判にかけられた。有名な弁護士であったプレヴァコ(Плевако)が労働者たちを弁護した。法廷は全被告に無罪を宣し釈放した。しかし内務大臣は、モイセエンコとヴォルコフを行政流刑に処した。ヴォルコフは1887年、追放地ヴォログダで死んだ。モイセエンコはアルハンゲリスクで生きのび、10月革命後の1923年に死んだ⁴⁹⁾。

ところで、このストライキも決して孤立した現象ではなかった。1885年1月14日にはニコリスカヤ・マニユのストライキの影響のもとにギリ(Гилль)所有のイズマイロフスカヤ(Измайловская)綿紡工場で、売店の価格引下げ、罰金返却、賃率引上げを要求するストライキがおこって、軍隊の出動をまねいているし、1885年2月25日、トヴェリでモロゾフ所有綿紡工場の労働者が罰金廃止を要求して、3月10日、管理部の譲歩を獲得している。後者の労働者の中には、もとニコリスカヤ・マニユの労働者もまじっていたといわれている⁵⁰⁾。

ニコリスカヤ・マニユの大ストライキの直後、1885年1月29日モスクワ県では、「工場および製作所のための義務的規程(Обязательные постановления для фабрик и заводов)」が制定されている。これはおそらくモスクワ県警視総監附属工場問題委員会の作成にかかるものであろう。内容は、多岐にわたったようである。その中には、次のようなものがあった。「労働者は、雇傭期間の終了以前に、定められた以上の何らかの支払いを要求することを許されない、雇主に強要して自からのうけとるべき支払を増加させたり、あるいはその他の条件を変更する目的をもって、相互に作業中止(забастовка)の協定(стачка)を結んだ労働者は咎めをうける、とくに首謀者と煽動者は厳しく追求される(第11項)、工場主は、「労働者と約定した期間の経過する以前に」、勝手に賃金を切り下げたり、労働日数を削減したり、労働者をあらゆる補助的作業に利用したりすることは禁止される。工場の持主が労働者に、支払を銀行券(кредитный билет)および硬貨以外の、商品、食糧、クーポンその他何らかの物品でうけとるよう強制することは禁ぜられる(第10項)。工場主は労働者に、食事や飲料のための水や、茶を沸かす湯を無料で提供しなくてはならない(第17、18項)。旅券や居住証の認証に対し料金をとってはならない(第20項)。就業規則や出来高工賃表は掲示しなくてはならない(第23、24項)⁵¹⁾。契約の牢固性の原則を守りつつ、一方でトラックスシステム禁止をうち出している点に特に注目すべきであろう。

この時代にいたると、契約の牢固性の原則が、工場主にとってかなり重荷

になっていることがわかるのである。1886年、モスクワ郡のヴォリフベルク (Вольфберг) 所有ラシヤ工場の就業規則には、雇傭期間について何の記述もなく、「雇主はあらゆる機会に労働者を予告なしで解雇できる」とあったし、1885—1886年には、工場主の側からする契約条件違反が原因となった労働者騒動やストライキが、いくつも記録されている⁵²⁾。

ところで、1879—1880年のジャーナリズムの中で沈黙をまもっていた保守派のイデオログであるカトコフは、1885年、「モスコーフスキエ・ヴェードモスチ」№19号誌上で、「雇主と労働者との間におこりうべき争論の立法的なかつすみやかな終結が与えられなくてはならない」、なんとすれば、もし以前どおりの「無責任さ」が継続するならば、「あるいは、労働問題が現われるであろう」から、と述べた。内務大臣トルストイ (Толстой) は1885年2月4日、大蔵大臣ブンゲ (Бунге) に書簡を送り、モスクワ県やウラジミル県の工場のストライキ原因の研究調査の結果、自分は、「今や、現行法制の発展において、工場主の専横をある程度制限することによって、将来かなしむべき事件の繰返しを廃絶することを助けるであろうごとき標準的規則の構成にすすむべき焦眉の必要性」を信ずるにいたった、とのべた。さらに、内務大臣トルストイは1885年2月11日付のアレクサンドルⅢへの報告の中で、労働者たちはしばしば、納税義務 (повинности) を遂行し、自分の家族を扶養することはおろか、自分1人の食扶持をさえ稼ぎ出しえない状態にある、とのべた⁵³⁾。支配層の中のとくに保守的、反動的な層が労働政策に積極的にとりくもうとする動機と思想を、これらの発言の中によみとることができる。

1885年2月14日、内務次官プレーヴェ (Плеве) を議長とし、内務省、大蔵省、司法省の代表者たちによって特別委員会 (особая комиссия) が構成された。この委員会は、これまでの各委員会の作業の記録を研究し、それを整理して、いそぎ、「工場工業施設の監督に関する、および工場主と労働者との相互関係に関する (О надзоре за заведениям фабричной промышленности и о взаимных отношениях фабрикантов и рабочих)」法案を作

成した。この法案は、1885年5月19日、内務大臣によって枢密院の審議に付された。プレーヴェ委員会の法案は、枢密院の審議の中で修正が加えられた。その主なものは、法の実施を一度に全県に対して行なうことをしないこと、工場主が法に反して賃金より控除した罰金を労働者に返済する規定は、工場管理者の権威を傷つけるおそれがあるから削除すること、ストライキに対する懲罰規定を強化することなどであった。法案は、1886年6月3日、ツアールの裁可を得て、同名の法律となった。この法は、鉱山、泥炭採取、官営企業、運輸、建設、採石場には適用されない。特別規則を含む法律全体は1886年10月1日より、まずペテルブルグ、ウラジミル、モスクワの三県にかぎり完全実施された。その他の諸県では強制力をもたない⁵⁴⁾。

1886年6月3日法の要点⁵⁵⁾は次のごとくである。まず、第一に1880年に廃案となった労働者手帳制が確立された。労働者は、工場にやとわれるときは、旅券あるいは居住証と引かえに賃金支払手帳をうけとらなくてはならない。旅券あるいは居住証は、契約期間の終了時まで、工場事務所に保管される。賃金支払手帳は旅券の代用物としてあつかわれ、警察はいつでも、労働者の本籍地のみならず勤務先も把握できる。また工場主は労働者を期間内緊縛できる。第二に期間を定めた雇傭とならんで、期間の定めなき雇傭が法認された。解約条件は2週間以前の予告である。これは、労働市場の発展にともなう、工場主のあたらしい要求を反映している。第三に、賃金の定期払い（月1回、ただし期間の定めなき雇傭には月2回）、賃金の現金払い（現物支払の禁止）、賃金よりの債務差引きの禁止（ただし工場売店よりの掛売分はこのかぎりにあらず）が規定された。第二点、第三点は、帝政ロシアにおける自由な賃労働成立の指標として、特筆すべき重要規定であろう。しかし第四に、期間の定めある契約については、こと細かな規制があった。期間終了以前に契約条件の変更を要求することは、労資双方に対して禁止される。期間終了以前における契約破棄は、法の認めるいくつかの例外のみとされる。ただし、その例外について、雇主に對しみとめられたものと労働者對しみとめられたものとの間には不平等があった。労働者對しみとめられたもの

は、徴兵とか拘禁とかの場合をのぞき、親族の死亡（2親等以内）、賃金遅配、管理者による殴打及び重大な侮辱、食事や住居についての条件の不履行、労働者が作業により健康を害した場合などであった。罰金が高いことは理由とみとめられなかった。また、これら期限前解約のためには、法廷に訴えねばならなかった。ところが一方雇主の側は、労働者が無許可で3日以上継続して欠勤したとき、継続的疾病の状態にあるとき、これを自由に解雇することができたし、企業における作業が継続的に停止する場合、すなわち「火災、洪水、蒸気機関の爆発、その他」の場合に労働者を解雇できた。例外を限定する場合に「その他」と入れているところがとくに問題であろう。もちろん、この条項をもって、ニコリスカヤ・マニユの労働者の休業補償に対する要求は拒否されているわけである。第五に、法は工場主に労働者に対する支配の手段として罰金賦課の権利を与えた。ただし罰金賦課の理由は、(1)粗漏な作業、(2)欠勤、(3)規律違反の三つに限られる^(註)。「労働者から徴集した罰金は、工場管理部の管理に属する各工場の特別基金をつくることにふりむけられる。この基金は、内務大臣との協議にもとづいて大蔵大臣が発する規則にしたがい、工場監督官の許可をえて、もっぱら労働者自身の必要のためにのみ使用される」。法は、罰金が賃金低下のためのかくされた手段になったり、職長クラスのボーナスのための基金となったたりした事態に対して、一定の規制を加えている。附則の「特別規則 (Осовые правила)」は、罰金の上限を、労働者1人1日1 руб. まで、1ヶ月に賃金の $\frac{1}{3}$ までとした。 $\frac{1}{3}$ を超えるときは、それ以上の罰金賦課をさしひかえるか、あるいは解雇するかしなくてはならぬ、と定めた⁵⁶⁾。

(註) 「粗漏な作業とは、労働者が、不注意により品質不良の製品を作り、または作業にあたって材料、機械、その他の生産用具を破損することをいう」。「欠勤とは、遅刻、または勝手に作業をはなれることとはちがって、すくなくとも労働日の半分以上作業につかないことをいう」。規律違反とは次の8項目である。(1)「遅刻、または勝手に作業をはなれること」、(2)「工場建物内において所定の火気取扱注意規則を守らぬこと」、(3)「工場建物内で清潔整頓をまもらぬこと」、(4)「作業中、騒音、叫声、悪口、争論またはつかみあいによって静肅をみだすこと」、

(5)「不服従」(ただし契約条件にもとづく、要求に対する)、(6)「泥酔して作業につくこと」、(7)「禁止されているばくち」、(8)「工場内規を守らぬこと」⁵⁷⁾。

法実施の監督は、各県当局にまかされることになった。附則の「特別規則」は、それを各県に存在するかあるいはこれから設立される県工場問題審判所 (губернское по фабрично-заводским делам присутствие) にゆだねた。議長は県知事(ただしペテルブルグでは特別市長官、モスクワでは警視総監)、成員はそのほかに副知事、管区工場監督官(あるいは監督官補)、県憲兵長官、管区検事(あるいはその次席)、県ゼムストヴォオ参事会頭(あるいは参事会議員)、市参事会頭(あるいは参事会議員)であった。一見してあきらかなように、これは、1881年ペテルブルグ警視総監のもとに出現した工場問題委員会をさらにオーソライズし、その中に工場監督官を主要報告者としてつつみこむものであった。枢密院の報告は、これを、工場内の監督に対する「県当局の指導的地位の確保」、その分野における「法制の余白を、行政命令によって埋める可能性」を与えるものであるとしている。県工場問題審判所は、労働安全衛生に関する義務的規程 (Обязательное постановление по мерах для охраны жизни и здоровья рабочих во время работ) を作成する権利をもった⁵⁸⁾。

法の違反に対して、労働者は治安判事 (Мировой судья) が拘禁、禁錮を宣告することによって罰せられ、工場主は、工場問題審判所により罰金を賦課せられた。この罰金が 100 руб. をこえるときには、工場主はそれを訴える権利をもち、その場合には2名の大臣よりなる評議 (совещание) が最終審判をおこなった。労働者は、工場主の労働者に対する罰金賦課が不正確であっても、これに苦情申立てる (жаловаться) ことはゆるされず、申告する (заявлять) ことだけできる。したがってこれに対する措置は、官吏の恣意にまかされる。

これらと同時に、プレーヴェの進言によりストライキに対する刑事罰が強化された。1885年の刑法典は以前からのストライキに対する規定、首謀者3週間以上3ヶ月以下、その他7日以上3週間以下の禁錮の規定、第1792条を1358⁴

条とし、あらたに、1358¹条、1358²条、1358³条を附加した。1358¹条によると、「期間終了以前に、賃金を引き上げその他の雇傭条件の変更を工場主に強要することを目的とする協定 (стачка) に対し、科人は、それを始めることあるいは継続することを煽動したもの4ヶ月以上8ヶ月以下の禁錮 (заключение в тюрьму)、その他のもの2ヶ月以上4ヶ月以下の禁錮、ただし協定参加者にして警察権力の最初の要求でこれを中止し作業に入ったものは処罰されない」。1358²条によると、工場の財産、同じく職員の財産の破損または破壊の原因となったストライキの参加者は、それ以上の重罪がおかされなかったかぎり、首謀者は8ヶ月以上1年4ヶ月以下の、その他は4ヶ月以上8ヶ月以下の禁錮に処せられる。1358³条によると、「他の労働者を暴力または脅迫をもって強制して作業を中止せしめ、あるいは再開をさまたげたストライキ参加者たちは、彼によってなされた暴力がそれ以上の重罪を構成しないかぎり、その行動を教唆し、群衆にそれを指図したものは8ヶ月以上1年4ヶ月以下の、その他のものは4ヶ月以上8ヶ月以下の禁錮に処せられる」。これらすべてのストライキに対する罰則は、契約の不法な期限前破棄が基本的な罪を構成している。1886年6月3日法は、期間の定めなき雇傭の制度を法認した。そこで1886年、刑法典に51⁴条が追加されることになった。すなわち、「雇傭期間の終了前に、あるいは期間の定めなき雇傭にあっては2週間前の予告なしに作業を拒否したときは、1ヶ月以下の拘留 (апрет) に処せられる」。これまた、契約の牢固性の原則の援用による法理である。とはいえ、作業停止、協定、ピケツティングのそれぞれに、それぞれ照応した法理が確立された。さらに注目すべきは、労働者がこれら刑事責任を負わされたのに対して、工場主は法違反に民事責任しか負わず、労働者は訴訟をもって抗しなければならぬことになっていた点であろう。また、大ストライキは、単なる刑事事件としてみられることなく、国事犯として扱われた点も見逃せない⁵⁹⁾。

1880年から労働保護の政策をもって発展しはじめた工場法制は、1886年工場法にいたって性格を変え、特殊ロシア的なものとして定着した。資本主義

の発展に即応しつつも、農奴制遺制の保存・利用と、治安維持対策としての性格が正面にうち出された、はなはだしく反動的性格をもつものであった。

VI

1886年工場法は、工場監督官に、労働者の騒動を予防し、平和的調停のための手段をとるという新しい役割を与えた。これは以前から警察の取扱ってきた職務の一つであり、工場監督官の仕事は、そのいみでも警察官の仕事に接近した。また、1886年法の制定とともに、過度に「良心的な」監督官たちは免職された。ヤンジュールのいうところによると、最初の工場監督官たちは、「人民に対する愛」と清廉さともとづき、工場法の助けをかりて「将来の革命の牙の一つを抜き」、「穏和な保守的な層を析出させよう」としていたが、あたらしい工場監督官たちは、根本的目的を労働者のストライキの「廃絶」においていた。

工場監督官は、1886年法により、賃金支払手帳の形式、罰金基金の支出、罰金表、工場売店の品物の価格、工場附属浴場、喫茶室、食堂などにおける価格、工場内規などが法の要求するところを満足させているかどうかを検討し、これに承認を与える権限をもっていた。また貸率表に署名し、契約期間内にそれが変更されることのないよう監督した。場合によっては、あまりに低い賃金率が労働者の騒動を惹起することをおそれて、署名を拒否することもあった。しかし一般に、工場主に対する規制はつよいものとはいえない。1886年10月1日より1888年1月1日までモスクワ工場管区で記録された工場主による法違反は32件で、うち24件が工場問題審判所にかけられた。ところが1887年度のみで、1946件も発見されていたのである。うち104件は罰金に関して、65件は売店に関して、39件は無償であるべきものに料金徴集したことに関して、7件はトラック・システムに関してであった。1886年10月より1888年1月までの間に、工場監督機関はうけつけた労働者の苦情のうち109件を根拠あるものと認めた。うち74件は集団的陳情であった。一方、モスクワの工場主たちは、県および首都工場問題審判所に、工場監督官の「正しく

ない行動」について6件の申告をもちこんでいる⁶⁰⁾。

1886年工場法以降、ストライキの経過についても若干の変化がみとめられる。以下、数例の事例をもって検討してみよう。1887年、スパスカヤ (Спасская) マニユファクチュアとペトロフスカヤ (Петровская) マニユファクチュアとにおいて、労働者たちの合同ストライキが賃率引上げを要求して行なわれた。工場管理部は、古い賃率で働くようにと説得、次いで全員を解雇して再募集をおこなった。ストライキは敗北した。1887年9月、モスクワ県のヴァイソコフスカヤ (Высоковская) マニユファクチュアにおいて2000人の労働者の参加する2週間にわたるストライキが発生した。要求は賃上げ、家賃控除反対その他であり、婦人の独自要求として「1時間につき2коп. 賃金上づみ」があった。憲兵、コサック兵をひきいた副知事は、以前の条件で作業に戻るようにと申し入れると、労働者は「いやだ (не желаем)」とこたえ、また副知事が、不満ならば清算支払をうけよと申し入れると、「ゆかない (не пойдем)」とこたえた。27人が拘留され、300人が追放され、450人が解雇された。1888年9月28日、コロメンスキー郡のシチエルバコフ (Щербakov) 兄弟所有工場が労働者の半分を解雇することに抗議して、労働者たちは、「全員を働かせつづけるか、それとも工場を閉鎖するか」と要求した。工場監督官補は労働者に、作業につくか、あるいは工場管理部が示した条件で支払をうけ解雇に応ずるか、と交渉したが、労働者はきき入れなかった。副知事と管区次席検事、管区工場監督官が、ドン・コサック2ケ中隊とともにやってきた。労働者は交渉に応ぜず、首謀者が拘留されると、労働者たち1500人がこれを取りまいて、釈放しない間は交渉に応じないと主張した。兵士の警護のもとに労働者たちは事務所につれてこられて、支払いをうけるように強要されたが、労働者たちは拒否した。1888年9月26日より10月3日までウラジミル県のシュューヤ、コヴロフ、イワノヴォ地区で賃下げ反対、9時間労働日の要求をもって6000人のゼネストがおこった。28日、監督官補が到着して、平静にするようにと交渉した。軍隊に対して労働者は投石して応じゆうした。男で20~25%、女で5~10%の賃上げを工場主はみとめ

た。翌1889年にもゼネストが起った。鎮圧のために歩兵2ヶ大隊とコサツク兵2ヶ中隊を要した。スト終結後も、ウラジミル県知事は不安をかくせず、シユヤ、コヴロフ、イワノヴォに軍を駐屯してほしいと要望した⁶¹⁾。これらの事例の中にみることのできる特徴は、まず第1に、かつてみられたごとき、工場主と労働者代表と官吏の連署による協定書をもってストライキを終結しようとする動きのないことである。それにかわって、不満の労働者を解雇する方策が積極的にすすめられている。第2に、ストライキの規模は大きくなり、軍の出動の頻度がましている。

1887年3月10日、ロシア商工業振興協会モスクワ支部は、1886年工場法に対する意見書をまとめている。その内容は次のごときのものであった。工場監督官が労資『双方の利害の完全な対立』という認識に立脚し、『主としてこの対立の調整のための道具』として法を運用することは不当である。『利害の一致と相互に補完する能力の相違にもとづく同盟』として労使関係をみて、『工場における労使の協力』のために新法を解釈すべきである。『自発的契約の原則』に反する新法の諸規定の改訂が必要である。(1)賃率表の掲示にさいして監督官の連署を必要とするとの規定を廃止し、賃金支給日の規定を、監督官の承認を必要とする工場内規にふくめることに反対する。(2)製品と機械、用具の破損、材料の横領については、罰金の他に損害賠償請求がみとめられるべきである。(3)重大な理由のない月6日以上、理由ありとしても2週間以上の欠勤を、解雇事由に加えるべきである。(4)ゼムストボ、及び都市自治体の長ではなく、議員の中の工場事業に通じた人を県工場問題審判所に参加させるべきである。これと同種の意見が、同年ニジニゴロド定期市にあつまった工場主からも意見書となって、大蔵大臣に提出された⁶²⁾。工場主の意見を現行工場法制の中により直接的に反映させようとする志向がうかがえる。

1890年1月、大蔵省は枢密院に、「年少者、婦人、未成年者の労働に関する、および年少労働者に関する法律を手工業施設に拡張することに関する臨時法令 (Временное постановление о работе малолетних, женщин и

подростков и о распространении законов о работе малолетних рабочих на ремесленные заведения)」の改正に関する覚書きを提出した。1890年2月、1882年法および1885年法を修正、追加することを内容とする法案が、枢密院の審議にかかった。枢密院の決定は1890年4月24日にツアーリの裁可をえて、前記2法は廃止され、かわって「工場、製作所、マニユファクチュアにおける年少者、未成年者、女性の労働に関する、および年少者の労働と学習に関する規則を手工業施設に拡張することに関する法令の修正に関する (Об изменении постановлении о работе малолетних, подростков и лиц женского пола на фабриках, заводах и мануфактурах и о распространении правил о работе и обучении малолетних на ремесленные заведения)」法律となった。この法律は、以前の法律と同じく12才未満の労働は一般的に禁じていたが、法の適用領域の拡大にあたって、これまですでに労働に従事している12才未満の児童の労働継続を許可した。12才以上15才未満の年少者の労働日の基準は改悪された。労働日の長さの最大限8時間、ただし継続して6時間の基準が、それぞれ9時間と4時間30分とに変更された。しかも深夜業の規定が、以前の午後9時より午前5時までから、午後10時より午前4時までと修正された。この立法意図は、明らかに、普及しつつあった成年労働者の9時間2交替制に年少者の労働を適応させんとするものであった、と認めうる。かくて年少者は、2組4時間30分4交替制の恐怖にさらされたのである。また、この法は、15才以上17才未満の未成年者と婦人に対し、深夜の規定の修正によって深夜業禁止の恩恵を減少せしめたばかりでなく、家長(戸主)と時と処をともしして(одновременно и совместно)であれば、とくに重大な事由を認定しうるかぎり、県工場問題審判所と知事の許可により、深夜業そのものが許容されることになったのである。法はまた、中央工場監督官に、家族とともに働いているのであるかぎり、婦人および未成年者の日曜および大祭日の労働を許可する権限を与えた。法はさらに、工場問題審判所と県知事に、成人とともに働いているかぎり児童(дети)の日曜労働を許可する権限を与えた⁶³⁾。法の適用領域の拡大

は、簡明な一般的規定の貫徹という形をとらず、一般的基準の水準低下、および各種例外の認容、そこにおける官僚の裁量の自由、という形をとっているのが認められる。

1886年工場法が予定していた、大蔵大臣の罰金基金支出規則が、1890年12月4日に発布された。それによって、罰金基金が支出さるべき5つの場合が規定された。すなわち、「(1)永久的労働能力喪失、あるいは疾病による一時的労働能力喪失に対する扶助金 (пособие) として」、(2)「臨月に入り、出産前2週間の作業を中止した婦人労働者の扶助金として」、(3)「火災その他の災害をうけて、資産を喪失し、または資産に損害をうけた」場合、(4)「葬祭料」、(5)「その他工場監督官に許可をえた場合」である。労働者は扶助金支給願いを雇主に呈出し、雇主は監督官の許可をえて、扶助金を支給する。雇主が支給を拒否するとき、労働者は監督官に申し出ることができる。監督官は職権で支出を命令できる。工場問題審判所は、信用できる工場主にたいして、監督官の許可をえないで小額の扶助金 (15руб. 以下) を支給する権利を与えることができる。基金の積立てが 100руб. 以上になったときは、これを貯蓄金庫に予金する義務がある。この規則にもとづいて、1895年4月26日、サンクト・ペテルブルグ工場問題審判所はこの規則の解説を制定した。それによると、永久労働能力喪失および疾病による一時的労働能力喪失に対しては、従来賃金の $\frac{1}{2}$ を限度として、出産に対しては産前産後2週間(計4週間)従来賃金の $\frac{1}{2}$ を限度として、資産の損害に対しては、半年の賃金額の $\frac{2}{3}$ を限度として、葬祭料としては 10~20руб. というものであった⁶⁴⁾。

1893年6月8日、1886年工場法に一連の修正を加える法律が勅裁をうけた。これは、1886年工場法の実施過程の中で出されてきた、たとえば上述の1887年のモスクワ工場主たちの意見などを考慮したものであった。工場管理部は全労働者の旅券を事務所に保管する権利をもつのみならず、さらに、期限の切れた旅券を、労働者の同意なしにあたらしく書きかえる(期間延長する)権利をもった。また、労働者の債務を賃金から控除することによって償却することを工場主に許した。作業の完了までを期間として雇傭された場

合（出来高払い契約の場合はのぞく）、もし支払期日についてのとりきめがなかったときは、作業の終了とともに賃金支払が行なわれる。解雇、賃金欠配などの苦情（жалоба）は1ヶ月以内でなくてはならない。このように、雇傭を近代化し、自由な賃労働を確立するための最低基準は、かえって悪化した。地主の「労働者」への権益が縮少していくのにもなって、労働者を工場主へ隷属させる規定がつよまった。労働市場を労働者のためではなく、雇主のために利用する規定は、さらに一層の展開をみせる。工場管理部は、重大な理由なしに1ヶ月のうち6日以上欠勤したとき、および重大な理由があっても2週間以上ひきつづき欠勤したとき、雇傭契約を破棄できる。欠勤への罰金の上限は、1886年法の1ヶ月につき賃金3日分から6日分に上がった。粗漏な作業に対し、工場主は罰金のみならず損害賠償も請求しうることになった。工場管理者に対する罰則は軽減された。その他、以前と同じく、工場売店の販売価格に対する監督官の承認の必要性、2週間前の予告なしの勝手な退去は、1ヶ月以下の拘留に処せられる、などの規定があった。ただし、この最後の点については、ストライキの大規模化とともに実効をもち得なくなりかけていた模様である。1894年の元老院決定は、ストライキにあってはまず工場監督官が鎮撫に向かうこと、次に警察が出動した場合でも、労働者があきらかに契約期限以前に工場に戻ることを拒否する意志表示をした場合のみ、同条項を適用すべきである、として規定をゆるめたのである。したがって多くのストライキ参加者は、単に欠勤ゆえの罰金賦課の対象にはなりえても、拘留の対象とはなりえない、ということになったのである⁶⁵⁾。

つづいて1894年3月14日、「工場監督制度と県機械監督職の改組に関する (О преобразовании фабричной инспекции и должностей губернских механиков)」法律が勅裁をえている。この法制定直前の工場監督制度は次のごとくであった。中央工場監督官1名、9ヶの工場管区に9名の管区工場監督官、1891年6月11日より1886年工場法の完全適用のおこなわれるにいたったワルンヤワ県、ペトロコフスカヤ県をあわせて5県に15名の工場監督官補が、のこりの55県に対し10名の工場監督官補が配置されていた。1894年

法は、中央工場監督官職を廃止し、工場管区を解消した。あたらしくこのときから1886年法が完全適用される13県をあわせて18県（ペテルブルグ、モスクワ、ウラジミル、ワルシヤワ、ペトロコフスカヤ、以上従来より適用、トヴェリ、コストロマ、リヤザン、ヤロスラヴリ、ニジエゴロド、エストニヤ、リヴォニヤ、グロドノ、キエフ、ヴォルニヤ、ポドリヤ、ハリコフ、ヘルソン、以上新適用）に、主任工場監督官（старший фабричный инспектор）職各1名づつがおかれた。彼らは直接、商工局に所属することとなった。そのほかに125名の工場監督官がおかれ、とくに工場の発展している県には、主任工場監督官に所属する職として監督官見習（кандидат）と事務担当者（делопроизводитель）がおかれた。さらに、工場監督官たちの活動を監査するものとして、3名の工場審査官（фабричный ревизор）職がつくられた。県機械監督職は廃止され、その職務は工場監督官の職務に加えられた。64名の県機械監督のうち43名が、工場監督官に横すべりした。監督官増員の財源として、蒸気ボイラー、牽引車への課税がおこなわれ、その納入の監督をも工場監督官がおこなうことになった。県工場問題審判所の構成もかわった。ゼムストヴォ、および都市参事会頭は更迭され、2名の工場主代表が加わるようになった⁶⁶⁾。

大蔵大臣ヴィツテ（Витте）は1894年6月11日付回状の中で、あたらしく編成された工場監督官たちに、「最大の注意を、工場主と労働者との間の誤解にみちびくあらゆる原因を除去することにふりむけなければならない」と指示した。同じく6月11日付の「工場監督機関メンバーへの訓令（Наказ чинам инспекти）」は、監督官たちに対し、重大なストライキや騒動が発生したときは、「ただちに現地で原因を明らかにするべく秩序紊乱のおこっている地点におもむき、……工業事業の正常な運行の再建される以前にその地を離れてはならない」、「平和的同意へと双方を説きふせるよう努力しなければならない」、「所属する地区にある全警察から、準備されつつある作業離脱、秩序紊乱その他についてのあらゆるデータの通報」をえながら、「脅威」解消のために不可欠のあらゆることを実行せねばならない、と義務づ

けていた。1894年の訓令は、また、あらゆるストライキや騒動についての情報を商工局に報告すべきこと、工業部 (отдел промышленности) の作成したプログラムにしたがって、統計と重要事件とを3ヶ月ごとに、および1ヶ年ごとに報告すべきこと、を工場監督官に義務づけていた。この報告は集成されて、1901年以降公刊されることになる⁶⁷⁾。

1895年、コヴノ、ヴイルノ両県に1886年工場法の適用がきまり、つづいて1896年、ヴァイツペスク、カルーガ、オルロフ、タンボフ、トウラ、スモレンスクの6県に適用がきまった。枢密院の1895/96年度年次報告書は、「工場施設に対する監督と、工場主および労働者の相互関係にかんする一般規則を適用することなしには、地方の工場における平穏と秩序を維持することが困難になった」とみとめている。その結果、1897年1月1日には、工場監督制度はヨーロッパ・ロシア26県に26名の主任工場監督官とその他125人の監督官をもつ制度になった。大蔵大臣ヴァイツテが監督官たちに与えていた基本的見地は、1895年12月5日付回状によると次のごとくであった。「近年の無秩序は」、その精神状態から一つの工場におちついていられず、工場から工場へとわたりあるく労働者と、西ヨーロッパで発生した、工場主と労働者との反目の思想をもった人々によって、ひきおこされている。これらの人々は、社会秩序にとってのみならず、労働者自身の現実的利害にとっても有害である。諸君は、工場生活に近づき、群衆がたった1人の煽動によってさえいかに容易にうごかされるかを知った上で、労働者たちに、工場に無秩序をもちこむことの違法性について、法の違反に対する責任について、できるだけ度々説明するべきである。わが国の工業においては、雇主と労働者たちとの間に家父長制的性格が優勢である。工場主は自分の工場で働く労働者、事務員の必要を配慮している。このような関係の上に、道徳的・キリスト教的感情の法をおくならば、今日、成文法と強制の適用を優越させなければならぬはずはない⁶⁸⁾。以上のごとく、ヴァイツテは、工場監督官のとるべき態度を、労働者の斗争に対してこれを抑圧し、工場主の恩情を信じてこれを強制しないこととなすのである。しかし具体的には治安のために工場主の協力を

要求する。1895年4月11日付大蔵・内務両大臣の回状は工場主の義務として、準備されつつあるあらゆる労働者の騒動 (волнение) や立ち上がり (выступление) について、大いそぎで、できるならば電報もしくは急使 (нарочный) によって工場監督官か警察に知らせること、をあげている。そして1895年6月7日付の秘密回状は工場監督官たちに対し、工場で発生した労働者の作業離脱、騒動、秩序紊乱の発生、経過、結末につき、いそぎ商工局に知らせよと義務づけている。1886年工場法の拡大は、官吏の恣意の拡大であり、労働者に対する抑圧の強化であり、工場主に対する規制力の縮少である。これらのうごきと平行して、警察力の強化がすすんでいる。とくに、工場主の負担で工場内に警察の職を設定することが1880年以来行なわれてきて、1897年までに、これが130以上になっていた⁶⁹⁾。

軍隊の出動もふえている。擲弾兵連隊、竜騎兵連隊、近衛兵連隊なども出動するようになってきている。1892年8月、ユーゾフカでおこった坑夫の騒動の場合、軍は武装してあらわれ、革鞭 (нагайка) で労働者をうち、死傷者が出た。労働者は石、および連発拳銃で応じゆうした。騒動は11鉱山をまきこみ、ルガンスク、マリウポリ、エカテリノスラフにひろがり、労働者15,000人が参加した。鎮圧のために参加した軍隊は、歩兵4～5ケ大隊、コサツク兵3～4ケ中隊、騎兵2中隊。兵の射撃により流血。400人の逮捕。翌1893年の南ロシア鉱山主大会は、自分たちの費用で宿舎をたて、「コサツク部隊の宿営によって秩序と安全を守ることがでひ必要である」と確認した。ツァーリ政府は、彼らの要請をうけて、ユーゾフカ、マケエフ、ヴォルインツエフ各地方にコサツク部隊を宿営させることにした⁷⁰⁾。

1886年以降、労働保護を内容的に前進させるめだったうだきはみられない。災害への雇主責任の法制は、すでに80年代ははじめから検討がはじめられ、1889年2月、大蔵大臣ヴァシユネグラドスキーが法案を枢密院にもちこんだが、廃案となっている。大蔵省は再び、1893年3月15日、新法案を枢密院にもちこんだが、これまたブルジョアジーの反対あるいは訂正要求にあり、再検討のために大蔵省にさしもどされた。この間、予定された給付の水

準は次第に低下している⁷¹⁾。

VII

労働政策のあたらしい展開の契機は、またしても労働運動により与えられた。1896年5月末から6月のペテルブルグの労働者のゼネストがそれである。このストライキがとりわけ専制に衝撃を与えうるものになったのは、首都において長期間斗かわれたこととあわせて、専制の側からの大デモンストレーションたる戴冠式との関連で斗かわれたこと、「労働者階級解放斗争同盟」という革命組織の指導のあったこと、ウラジミル県その他でもり上がりつつあった労働者の広汎なストライキ斗争の一環として、あるいはそのピークとしてあったことであろう。ストライキの統一要求は次の項目あった。(1)午前6時から午後8時までの労働日を、午前7時から午後7時までに変えよ。(2)昼食休憩を1時間半与えよ、つまり労働日の長さを13時間ではなく10時間30分とせよ。(3)賃金収入(заработок)が減少しないように、賃率(расценки)を上げよ。(4)毎土曜日を一斉午後2時仕事仕舞とせよ。(5)雇主は自分勝手に機械をとめたり、定時刻より早くから機械を動かしたりするな。(6)月前半の賃金を期日どおりに全額支給せよ、遅配するな。(7)戴冠式の日(祝日休業とされた)の給料を全額支給せよ。この統一要求を強力に普及したものは「斗争同盟」であった。戴冠式は5月14、15、16日であり、ストライキが本格化したのは5月27日である。戴冠式というロシア国民共通の関心事と結びついて、この日の休業に賃金補償を出したところと出さないところとの工場主側の足なみのみだれがひろく労働者に知られたこと、紡績工のもとに見習工(подручный)として働いている青年労働者が、1887年以来、始業前20分間の無償労働をつづけさせられており、不満爆発の火種となっていたこと、これらの部分要求を生かしながら、労働日10時間30分という統一要求をうち出した指導が、くすぶりだした火種を猛火にしたものであろう。5月27・28日に、いくつもの工場と同じ要求をもった労働者の行動がおこっていることから、それをうかがい知ることができる⁷²⁾。

6月7日、商工局次長ランゴヴォイ (Н. П. Ланговой) を中心に、工場監督官および工場審査官 (Ф. Фомин, Е. Дментьев, В. Михайловский, П. Рыковский) が、ストライキの原因は何か、なぜ長びいているのか、秩序再建のためにどんな手段が必要か、今後のために「何らかの一般的手段」が必要でないか、の四点について評議 (совещание) を行なった。第一に、ストライキの原因は労働と生活の条件の悪さにあると認められた。議事録には、監督官のあつめたデータによって、労働日が高い (12~14時間) ために、疲れて食欲のなくなるものもあること、住宅事情わるく、通勤距離が長いために昼食に満足なものをとれないものがあること、家族をもてずに飲酒にふけるものがあること、ペテルブルグは生活費が高くつくから、賃金はそれにくらべると他地方より高いとはいえぬこと、工場医療の水準がひくく、労働者は病気になると、診療をうけられぬのみでなく欠勤のかどで罰金をかけられること、などが記録されている。とくにそのさい、ペテルブルグの工場に特別の産業予備軍たる「その日払い (поналичный)」があらわれていることが指摘されている。彼らは毎日工場にあらわれ、常用労働者のうちの誰かが病気のため出勤しなかった場合、その欠員をうめて代りに働くのである。彼らの大部分は、数ヶ月後に常用労働者に採用されるとはいえ、危険な浮動層を構成している、と評議はみとめている。主任工場監督官ルイコフスキーは首都工場問題審判所に、「その日払い」労働者をその他の労働者と同じく扱ふこと、すなわち雇傭契約を結んで、彼らに賃金支払手帳をわたすこと、彼らに他の労働者の平均賃金の75%くらいは支払うようにすることを工場主に義務づけるよう提案した。その結果、半年くらいのあいだに、多くの工場に、「定員化されたその日払い (штатные поналичные)」がうまれた。第二に、ストライキが急速に拡がり継続的なものになったことについては、「斗争同盟」の長い準備活動を議事録は指摘するが、それとともに、工場監督官がストライキへの刑事責任についての 1358¹ 条を説明すると、労働者たちは、いつでもどこでも、「工場監督官たちはわれわれの利益を守るかわりに、法によって与えられているのでない役割をはたしている」と不平をのべることを

指摘している。第三に、いかなる手段をとるべきかについて、もはや現状において工場監督官は、観察し (наблюдательно)、諮問に応ずることしかできない、といい、一般的な行政手段として次のように進言する。(1)労働日の標準化がかんたんに実現できるかに考えている労働者の確信を是非くずさなくてはならない。とくに首都工場問題審判所にはそのようなものをつくる権限のないことを知らせなくてはならない。(2)いそぎ懲罰手段をとらなくてはならない。一定の期限を通告し、重大な理由なく工場にもどらないものは法にしたがって解雇されたものとみなす。解雇されたものには旅券と賃金をわたし、うけとらないものの分は警察から手わたすなり、出身地の郷役所あてに送金する。工場にもどったものには、平均賃金の一部なりと払ってやり、首謀者と分離させるなどである。第四に、今後事件をくりかえさせないための「一般的手段」として第一番目にとり上げるべきは、標準労働日であるとして、1882年、ペテルブルグの工場主がすでに最大12時間労働日を確立するよう提案したこと、1894年のロッヂの工場主の提案、すでに9時間労働日を採用して効果をあげている工場例などを援用している。そのさい、議事録は、「労働日標準化の問題とともに、もう一つ、深夜業禁止の問題もとりあげないわけにはゆかない。これに対しては、工場所有者はより準備がととのっており、それを極めて近々の事業であると考えている」とつけくわえている⁷⁸⁾。

ロシア商工業振興協会ロッジ支部の大蔵省商工局あての1894年の提案とは、(1)特殊作業をのぞき深夜業(午後10時—午前4時)の禁止、(2)地下作業など1日10時間、金属加工業など1日11時間、一般は1日12時間を限度とする、(3)祭日の労働禁止であった。1894年末の「モスクワ製造工業改善発展協力協会特別委員会(Особая комиссия московского общества для содействия улучшению и развитию мануфактурной промышленности)」の提案は、モスクワ、ウラジミル地方の大工場主の意見をまとめていた。それによると、(1)最大労働日12時間、(2)とくに労働密度のたかい、あるいは健康に害のある作業(機械織布、機械紡績、修繕、銅板彫刻、その他)では11時

間労働日, (3) 深夜業禁止 (午後10時—午前4時), (4) 県工場問題審判所は, 生産行程が継続性を要求する特別の場合は, 一般規則を適用除外できる, (5) 法律の施行は制定の1年後とする, また, 施行後最初の4年間は移行期間とし, 休憩1時間をふくむ1日の労働日が9時間をこえぬかぎり, 深夜業をゆるす, というものであった。1 交替制を採用していたペテルブルグ, ロツヂの工場主と, 2 交替制を採用していた中央工業地帯の工場主との間の見解の相違はあきらかであるが, しかし, 今やその対立は深刻なものとはいえない。すでに中央工業地帯において, 2組9時間2交替制で18時間操業という経営があらわれはじめていたからである⁷⁴⁾。

1896年のストライキの影響のもとに, 5月, ペテルブルグの綿工業工場主たちは, 平日11時間30分, 土曜9時間30分の提案を大蔵大臣にもちこんだ。彼らは12月3日, やはり大蔵大臣にあてて, 将来の法律は, 「工業企業における大きな変動をおこすものであってはならない」などと牽制しながらも, 労働者の圧力をよわめるために, 1897年1月6日の集会 (собрание) で, 1897年4月16日から, 「実労働時間を11時間30分とする。ただし土曜日は10時間とする。このことをただちに各工場に公示する」ときめた。

大蔵大臣ヴィツテは, 労働日短縮問題を大臣の特別評議 (особое совещание) にかけることを要請した。ツアーリの命により, 宗務院総監ポベドノスツェフを議長とし, 内務, 大蔵, 司法3大臣が参加することになった。ヴィツテは12月, 各地の主任工場監督官と工場主代表をあつめて法案作成の評議をするよう命じた。ここで作成された法案は, 午前5時より午後9時までを日中とし, 労働日の長さの限度を12時間, ただし紡績, 織布工は11時間30分, 金属加工業10時間30分, 土曜日と祭日前夜は10時間, 深夜業は9時間とした。1897年1月23日, 大蔵省に商工局長コヴァレフスキー (В. И. Ковалевский) を議長とし, 宗務院, 陸軍省, 内務省, 大蔵省, 司法省の代表および工場監督官の一部よりなる特別委員会がつくられた。各地よりの工業家約70人と政府官吏30人がこの委員会の作業に参加した。その総括会議は2月13, 20, 21日にひらかれ, 労働日の最大限を実働11時間, 時間外労働は年

間120時間以内という案をきめた。これに対し、ペテルブルグの工場主たちは、3月、現在このようなノルマに短縮することは正しいこととは思われないし、必ず祖国の工業の発展に思わしくない結果をもたらす」と反対した。3月6日、ヴィツテも内務大臣ゴレムイキンあてに、自分としては11時間30分を期待していた、また時間外労働の規準を増大させる権利を、国防のみならず、一般に国家的必要のある場合にみとめるようにしたい、と書簡を出している。ともあれ特別委員会案を3月28日大臣の特別評議にかけるようにとのツァーリの命が出た。評議は、法の実施に3ケ年の猶予をあたえるよう申しあわせた。1897年4月、法案は枢密院にまわされた。大蔵省の名のついたあたらしい覚え書きが5月に出された。この覚え書きは深夜を午後11時—午前3時と考え、10時間2交替を可能にしようとしていた。また労働日短縮を「工場主から生産を断続せずつづける可能性を奪うことなく、労働者から昼でも夜でもすぎなとき働くことを禁ずることなく達成せねばならぬ」ともいっていた。枢密院の合同部会議は、これらの意見も考慮し、結局11時間30分の案(土曜日は10時間)をとった。その理由を、あまり急速な時間短縮は労賃の減少をまねき、労働者の不満はそちらの側へむくであろう、そして賃金を標準化することは今日の民法を基礎にしてはできないから、というにあった。次に法案は枢密院本会議にかかった。そこで法は3年間臨時立法とし、そののちの再検討と補足は規程(постановление)をもって行なうこと、規程は秘密なものとし、根拠のない風評や希望をよびおこさないようにするのととりきめがなされた。枢密院を通過した法案は1897年6月2日、ツァーリの裁可をえて、「工業企業施設における労働時間の継続と配分に関する(О продолжительности и распределении рабочего времени в заведениях фабрично-заводской промышленности)」法律となって、1898年1月1日から実施された⁷⁵⁾。

1897年法の基本的内容は次のごとくである。第1条は適用領域を規定している。1886年法の適用されている全工場・鉱山であるが、ただし、陸海軍省に所属する工場は除外されている。ここには、すでに政令(положение)お

よび規則によって、10時間労働日が確立されているからである。第2条は労働時間を定義して、「労働時間あるいは各労働者の一日の労働時間数とは、雇傭契約にしたがい、労働者が工場施設内にありかつ作業遂行のために同所の管理者の命令に服することを義務づけられた時間」とする。附則には、坑内作業の労働時間を特に入坑から出坑まで、と規定している。ただし、出来高契約によって働き、雇傭契約に労働時間の規定をしていなければ、法の労働時間ではないことになるので、炭坑の採炭夫の労働時間は、法の規制をうけないことが起った。第3条は、夜間の定義を与えていう、「夜間とは、一交替作業の場合は午後9時から午前5時まで、二交替作業の場合には午後10時から午前4時までをいう」。これによって、9時間2交替制の労働は法の保護をうけることになった。第4条、第5条は労働日の長さの最大限を、昼間勤務のもの11時間30分、ただし、土曜日および12祭日の前日は10時間、クリスマス前日は正午まで、とし、一部であれ夜間にかかる勤務のもの労働日の最大限を9時間とした。第6条は休日を定め、1月1、6日、3月25日、8月6、15日、9月8日、12月25、26日、4旬節第5週（キリスト受難週）の金、土曜日、復活祭直後の週の月、火曜日、キリスト昇天節、聖霊降下祭第2日、とした。ただしキリスト教徒以外には義務的ではない（とはいえ代る休日を与えられるわけではない）。第7条は、休日出勤について規定している。すなわち、労資の同意によって平日を代替に日曜勤務をなしうる。ただしそのむね、遅怠なく所管官庁に通知しなくてはならない。第8条は時間外労働を規定する。「時間外労働とは、就業規則によって作業を義務づけられていない時間に、労働者が工業施設内においておこなう作業をいう。時間外作業は、工業施設の管理者と労働者との特別協定による以外はゆるされない。雇傭契約内には、生産の技術的条件からして、不可避な時間外作業についてのみ条件として含まれる」。 「労働時間」とはここでは所定内労働時間のことであった。労働日の時間的継続は、ここでは「労働時間 (рабочая время)」以外に、時間外労働 (сверхурочная работа) すなわち基準外労働をも含む。時間外労働は、労資の「同意」があれば無制限に許可される。時

間外労働の最大限の規定はない。さらに、基準外労働としての時間外労働は、一定の条件のもとに雇傭契約にふくまれうる。契約に含まれているかぎり、それは労働者にとって義務的である。条件とは、「生産の技術的条件からいって不可避なとき」である。かくて、「義務的時間外労働」という概念が発生する。就業規則のたてまえとしての「労働時間」すなわち基準内労働以上に、随時、「条件」をみたす事情の発生する限りにおいて義務的となる「時間外労働」すなわち基準外労働（たえず義務的ではないから、「労働時間」ではない）である。公称所定労働時間と所定外労働時間をも含む実際の労働日の長さとのあいだには大きな差異が生れる。労働者の要求は、労働日の長さの短縮という要求から、「義務的時間外労働の廃止」という、こみ入った表現をとることになる。第9条は所轄大臣に次の権利を与えている。第1、法の発展としての規則および通達（инструкции）の制定、第2、生産の特性（連続性その他）あるいは作業の特性（機械保繕その他）あるいはその他の特別に重大な例外的事態において、法の一般的規定をはなれることを個々の産業部門、施設、労働者グループに許すこと、あるいは例外的規則を制定すること、第3、労働者の健康に有害な生産および作業に即応したより高い基準の規則の制定である。法の要求する一般的規定は、このたびの1897年法においても、官僚の「当意即妙」の恣意にゆだねられることになっている。第10条は、法実施の監督機関を、工場・鉱山監督機関に委任し、第11条は法の実施時期を定めていた。違反に対する罰則は、とくにこの法の中に規定されておらず、治安判事による 50 руб. 以下の罰金、あるいは工場問題審判所の判定する罰金により処罰されるべきものと予定されていた⁷⁶⁾。

1898年1月5日、大蔵大臣は自からに与えられた権限を行使して、製パン・製粉業主の要求を顧慮し、これを「連続操業」の技術的に不可避な部門として時間外労働を許した。また一方1898年10月8日付回状をもって、工場主は工場側の科により発生した欠勤あるいはあふれ（прогул）に対して労働者に支払わなくてはならない、あらかじめ予見できない理由（火災、破損その他）によって雇傭契約を即時解消せねばならぬ場合でも以後7日間の支払

はしなくてはならない、とした。これは、1897年法制定という労働政策の水準の上での1886年法への重要な補正とみなされるべきであろう⁷⁷⁾。

1897年法の実施と関連して、1897年6月より工場監督制度が、これまで適用をみていなかったヨーロッパロシアの34県（カフカスとシベリヤをのぞく）に一举に拡張されることになった。監督官は20人増員され、工場審査官のポストが三つあたらしく出来た。このときのロシアの工場監督制度の概況は、監督下にある企業数20,174、監督官の全定員171、監督官1人あたり平均120企業であった⁷⁸⁾。

VIII

1896年のストライキは、1897年工場法にみられるような労働保護の前進にのみ結果するものではなかった。それは、警察的抑圧機構のより一層の発展、工場監督官自身の工場警察への内容的転化のより一層の進展をも結果した。

すでに1896年5月30日、ペテルブルグ特別市長官のもとにおける評議において、検事が「労働者を鎮めるためには、あと1・2日、何らかの決定的手段をとることを待った方がよい」とのべたとき、主任工場監督官ルイコフスキーは、即時エネルギーに「何らかの懲罰的手段」をとるべきであり、さもなければ、「6月3～5日には、ストライキはのこりの全綿業工場に広がっているであろうと推定される根拠がある」とのべている。1896年6月17日、商工局次長ランゴヴォイはモスクワ県主任工場監督官代理（исполняющий обязанности）のチホミロフ（Н. Л. Тихомиров）にあてて、モスクワでもペテルブルグにおけると同じくストライキの煽動がおこなわれているかどうかを問合せ、チホミロフは20日づけの返書で、いくつかの工場で「モスクワ労働者同盟」による宣伝がおこなわれていることを知らせた。このことを確認したヴァイツェはランゴヴォイに、労働者の中での宣伝活動のうだきを、商工局にばかりでなく「地元権力」にもただちに通報するよう全工場監督官に指示する回状を発するよう命じた。秘密回状は24日に発せられた⁷⁹⁾。

1896年6月7日、ペテルブルグ特別市長官は、市警務長官（полицмейстер）、警察署長（пристав）、捜査警察長（начальник сыской полиции）に対し詳細な指示を与えた。その中には、労働者に対する監督の手助けに、守衛や門番を利用すること、売店の主人とも密接な連絡をとること、街区警察（околадочик）に、個々の労働者の住居、生活様式、工場の外での操行などを把握させること、労働者の全名簿や住所を秘かに調査しておくこと、とくに知的に発達した労働者について注意深く調査し、極秘にその親戚、知人、インテリとの関係などを調べること、などが挙げられていた。スパイ政策の本格的開始である⁸⁰⁾。

1896年12月、ポベドノスツェフを議長に、大臣の特別評議がひらかれた。その席で大蔵大臣ヴァイツテは社会民主主義者の宣伝活動を鎮圧する必要をとき、内務大臣ゴレムイキンは、何らかの慈恵政策をとるとともに、特別の工場警察を工場内部において工場監督官に協力させるべきだといった。ヴァイツテはそれに反対し、工場内部のことは工場監督官にまかせ、警察は社会民主主義者の取締りにこそ力を入れるべきであるとした。司法大臣ムラヴィヨフ（Муравьев）もヴァイツテに同調した。ここにおけるヴァイツテとゴレムイキンの対立は、専制部内における労働政策をめぐる重大な対立の萌芽であった⁸¹⁾。

1897年8月8日、大蔵大臣は主任工場監督官あてに回状をまわし、その中で、警察と協力してストライキ参加者たちを「生国あるいは登録地に」おくりかえせと指示する一方、もし労働者が労働日短縮の要求を出してストライキに入ったら、まず「諫言」し、次いで、ストライキが起ってしまっている場合であっても、仕事に戻る可能性が保障されるよう配慮し、工場主に対し、自からの科ではなくてストライキに参加し、のち作業にもどってきた労働者たちには、たとえ賃金の一部分なりと支払ってやるように訓戒せよ、とあった⁸²⁾。すなわち、刑事責任をむやみに追求することのないようにとの指示である。

一方内務大臣ゴレムイキンは1897年8月12日付で県知事あてに秘密回状を

まわした。この回状はペテルブルグストライキの特徴を、「単一の正確に定式化された要求」をもって「一致して頑張り」「ストライキ者たちの間で……平静がたもたれている」ことにみとめ、これは革命組織の指導によるもので、はなはだしく危険である、とし、これと斗かう手段を11項目にわたって列挙した。その主なものは次のごとくである。工場・鉱山監督のメンバー、検事、憲兵隊長と、県知事のもとにある警察とのあいだで、密接な連絡をとること、警察は工場・居住地で労働者を厳格に監視し、騒動の原因が工場主の虐待や不公正にあるときはそれをとりのぞくようにすること、インテリ宣伝家は逮捕し憲兵にひきわたすこと、労働者のあらゆる寄り合い（сходка）の無条件禁止、ストライキ（стачка и забастовка）が発生したときは、監督機関のメンバーを用いてストライキの原因を吟味し、双方の合意を成立させるよう努力し、それが成功しなかったときは、短期間作業にもどるか、あるいは即時支払を受け契約を解消するかせよと命じ、そのどちらにも応じなかったものに対しては、そのうちの外来労働者（иногородный）を生国あるいは登録地へ追放すること、うち雇傭期限に違反していたものはエタプ経由で追放すること、地元労働者に対しては、あらゆる秩序違反は鎮圧され、首謀者および煽動者は追放されるであろうと告示すること、何らかの形で行政命令に抵抗したものは、内務省に請願し、彼らの出自と関係ない地方に追放すること、暴力をもって他の労働者が作業につくことを妨げたものは、警察の監督下に遠隔県に追放すること、首謀者や煽動者の処置は、裁判によると証拠不十分となるおそれから、保安令（Положение об охране）によってなすこと⁸³⁾。

このゴレムイキンの回状の重要な点の一つは、工場内の労資関係の調整に警察をこれまでより積極的に介入させるよう規定していることにあった。もともと官営の多い鉱山ではこの方針はさしたる矛盾なくうけ入れられていった。しかし、モスクワ、ウラジミル、グロドノ、リフリヤンド地方、とくにモスクワでは、工場監督官をさしおいて活動する警察と工場監督官とのあいだにまさつが生じた。大蔵次官ココフツォフ（Кокорцов）、商工局次長ラン

ゴヴォイ、工場審査官アスタフイエフ (Астафьев) が事情を調査し、1898年6月19日付で報告書を作成した。その中には、「工場内における相互関係と秩序に対する恒常的監督の業務は工場監督の手中から消えて、警察の手中にうっている、各部局は自分の権限を守り、監督機関の権威が保持されるようにすべきである、とあった。内務省はこれを無視した⁸⁴⁾。

内務省は憲兵長官パンテレエフ (Пантелеев) に覚え書きをかかせた。彼は労働者騒動の主要原因が労働条件のわるさにあるとし、その改善の必要を指摘するとともに、労働者に対する警察的監視の必要をのべた。その手段として、工業中心地に武装工場警察 (一部は騎馬警察) をおき、憲兵屯所 (Жандармский пункт) をおき、工場監督官の所属を内務省にうつすとともに、その任務を純粋に技術的部分にかぎることが必要であるとのべた。大蔵省は1898年6月23日付でこれに反対する覚え書きを作成した。その要点は、ロシアにおける労働者状態が西欧にくらべて劣っていないことの証明の試み、警察が工場主と労働者との間の自由な契約に介入し、産業の利益を無視したり、労働者を抑圧的手段で解職してしまうことへの反対、工場監督官の権限縮小および警察の権限拡大への反対、工場警察の負担を工場主におわせることへの反対などであった。大蔵省のこの覚え書きに対して、パンテレエフは7月10日付の覚え書きで反論した⁸⁵⁾。

1898年7月15日、ポベドノスツエフ主宰のもとに大臣特別評議がひらかれた。出席者は内務大臣ゴレムイキン、大蔵大臣ヴァイツテ、司法大臣ムラヴィヨフ、農業国有財産大臣エルモロフ (Ерморов)、商工局長コヴァレフスキー (Ковалевский) であった。ヴァイツテは1897年8月12日付のゴレムイキンの回状が混乱の原因である、とし、それに対しゴレムイキンは、工場の治安は県知事が責任を負っているのであって、知事が警察の力をもってする事件の処理は非難されるにあたらぬ、とした。評議は次のように決した。すなわち工場監督と警察との間には、課題の厳格な分離と完全な協力一致がうちたてられるべきである、工場内の監督 (法遵守状態の監督、契約侵害への措置、労使の紛争の研究、合意による収束) は監督官の職務であり、労働者へ

の政治的影響の調査は警察官の職務である、互に他の職務には直接手を下さず連絡しあわなくてはならない、県知事は工場内外の一般的監督の責任者として、県工場問題審判所をとおし、あるいは直接に工場監督官をとおし、必要によっては警察官をとおして、その権限を行使する、というのである。この決定により、パンテレエフ覚え書きは一応とりさげられたが、8月12日付ゴレムイキン回状は効力をもちつづけた。その一方、評議は、ヴェイツェの提案を入れ、大蔵省所属の中央工場問題審判所 (Главное присутствие по фабричным делам) をつくる問題に賛意を表した⁸⁶⁾。

1898年10月2日、ヴェイツェはゴレムイキンに中央工場問題審判所を含む新法案について連絡した。それによると、審判所は大蔵省、内務省、司法省、農業・国有財産省の各代表と工業家代表から構成され、その任務は、工場法適用に対する監督、地方工場審判所の活動の統一である。それともに工場監督官の定員増大、工場法の適用のバクー県への拡大、監督官とその助力者の職務の規定が予定されていた。ゴレムイキンは10月27日付ヴェイツェあての書簡で、中央工場問題審判所の構成に、警保局長、警保局次長、経済局次長、技術建設委員会のメンバー (член технического строительного комитета)、憲兵長官を入れること、中央審判所は県の審判所のようなすを知るために、その代表を喚問する権利をもつこと、管区工場監督官は、自分の管区のことについてのみ発言する権利をもつこと、を要求した。大蔵省はこの意向を考慮した上で法案を作成し、1898年10月31日、枢密院に提案した。法案は枢密院の承認をえて、1899年6月7日法となった。この法によって工場監督制度は改組された。工場監督はバクーに拡大された。全ヨーロッパ・ロシアは6つの工場管区にわけられ、それぞれに1名の管区工場監督官、1名の助手 (помощник) があてられた。各県に61名の主任工場監督官がおかれ、その下に190名の地区工場監督官 (участковый фаб. инспектор) と10名の監督官見習がおかれた。監督官の定員は80名ふえた。工場審査官職は廃止され、中央工場問題審判所が大蔵省に設置された。その構成は、管区工場監督官、商工局の代表、内務次官、警保局次長、陸軍省および司法省代表、7名の各

地商工会議所代表（ペテルブルグ、モスクワ、イワノヴォ＝ヴォズネセンスク、キエフ、ロツジ、オデツサ、ワルシヤワ）などであった。その役割は、各県工場問題審判所の上位にあって、その活動を調整することであった⁸⁷⁾。

1900年2月9日、中央工場問題審判所は工場監督官に対するあたらしい「訓令」を制定した。その中には、労働運動と斗かうための工場監督官の任務について多くの規定があった。地区工場監督官は、労働者あるいは工場主から苦情や申告が出たら、これを吟味し、その原因を明らかにし、和解させるために努力しなくてはならない。それに失敗したときには裁判所の審理にまわす。ストライキや騒動が発生したときは、知らせをうけたら直ちに現地へむかい、うけとった知らせが根拠のあるものかどうか調べる。次に必要な予防的手段をとり和解の手はづをくみ、その他法にあって定められた指揮行動をとる。また主任工場監督官に連絡し、その協力を要するか否かを通知する。主任工場監督官は地区工場監督官とともに和解による解決のために努力する。一時に数地点から招致されたときは、もっとも必要とみとめられるところへおもむく。管区工場監督官は、重大な無秩序が発生して、それが他へ波及するおそれがあるとき、そのため統一的手段をとることが必要なとき、現地の工場監督官に何らかの事故あるとき、その他自から必要とみとめたとき、現地に出動することとなっていた⁸⁸⁾。

一方ゴレムイキンは、「社会の秩序と平穩のために、また部分的には工場の利益のために」企業家に対し「自分に属する工場の領域の規則的恒常的な警察的監督のための費用を義務的に支出」させるという考え方を固執した。すでに工場主の自発的経費負担で工場におかれた警察の職は1898年10月に572をかぞえており、増大の一途をたどっていた。ヴァイツテは工場主の自由意志を尊重してゴレムイキンに反対していたが、やがて譲歩して、両者の同意のもとに1898年10月27日「工業施設地帯において警察の構成を強化することに関する (об усилении состава полиции в районах промышленных заведений)」法案が枢密院にかけられた。法案は警察力の基準を、労働者250人につき巡査 (городовой) 1名、3,000人につき警察長1名とした。工

場主は工場警察のために暖房、照明つきの部屋および留置場を用意しなければならない。警察は一応国庫で扶持すべきであるが、地元資本家の申し出のあるときは工場主に負担させる。増加した定員をどこの地方につけるか、支出の一部を工場主に負担させるかいなか、を決する権限は、大蔵・内務両大臣にあった。1899年2月1日、この法案は法となった⁸⁹⁾。

工場警察へ与えられた訓令 (Инструкции) は次のごときものであった。労働者構成の調査、地元のもの、他国からきたもの (どこからきたものが多いか)、寄宿舎 (казарма) にすんでいるか、借家か、その所在地、職種ごとの平均賃金、近くの企業とくらべて高いか低い、労働者と工場管理者との関係はどうか、工場管理部の中で労働者の信頼をえているものはだれか、不満をもたれているのはだれか、それはなぜか、労働者の中のだれが仲間に影響力をもっているか、その影響はいかなるものか、穏健か不穏か、労働者は余暇をどのようにすごしているか、どこの公園あるいは酒場にゆくか、その時間に上層階層のものがくることはないか、労働者に働きかけたり別室や個室で一緒に新聞や本をよんでいることないか、云々⁹⁰⁾。すなわちスパイ制度の発展である。

工場監督と、工場警察をその尖端とする警察とは、ますます活動領域を接してきた。大臣評議による職務の分割にもかかわらず、両部門間のまぎつはつづいている。1899年10月28日、モスクワ県主任工場監督官は商工局への通牒 (отношение) の中で、「警察機関はモスクワ市において、しばしば工場監督に対する自己の権利と義務についての観念を失ない、その結果、相互の無理解と活動分野の転置がおこる」と苦情をのべ、モスクワ管区工場監督官アスタフイエフは1899年11月9日付商工局への書簡の中で、警察は工場監督の分野にすっかり入りこみ、警視総監トレポフ (Трепов) は警察への指令 (приказ) を工場監督官にまでおしつける、とかいている。一方トレポフは1900年3月11日付商工局への書簡の中で、工場監督官の無活動がきわめて好ましくない結果をまねいている、と攻撃している⁹¹⁾。

IX

警察力の急速な強大化は、専制とブルジョアジーとの間の矛盾を深化させた。工場主たちは、自分たちが扶養している工場警察が工場主から独立して内務省に所属していることに不満であった。警察が常に自分たちの利益のためにごくとはかぎらないからである。1900年11月、ペテルブルグ工場主協会は内務省に苦情をもちこんで、「事業所内に常に警察がいることは、管理部の権威を損ずる」、「警察の立会いは、社会的安寧と秩序の一般的侵害、あるいは犯罪のあったときのみ必要となる」ものである、といった。ドイツは1901年4月11日、内務大臣シピヤーギン (Сипягин) にあてて、工場主たちは警察への過度な支払に反対しており、工場内に警察詰所と留置場をおくことに反対している、その理由は、ちょっとしたことでの労働者逮捕が労働者の中に不安をよびおこし、かえって無秩序の原因となるというにある、よって1899年2月1日法の実施についての条項を審議するために、両省の特別委員会をつくりたい、とかき送ったが、これは実現しなかった⁹²⁾。

専制とブルジョアジーの矛盾の深化を一そうよく示すものはズバトフ主義である。1898年4月8日付で、警視総監トレポフからモスクワ総督セルゲイ・アレクサンドロヴィッチ大公に覚書きが提出された。その筆者は、モスクワ保安部長官ズバトフ (С. В. Зубатов) であった。ズバトフは、最近のストライキがその参加者を満足させていること、これが「労働者の政治教育の小学校」となり「階級斗争の必然性」の自覚を発展させることになると「極度に危険で有害」であることを指摘し、労働運動を統制しなくてはならぬ、その種々のあらわれを分類し、どれと斗かいどれを指導すべきかはっきりさせなければならぬ、とのべる。ズバトフはまた、「もし、ささいな欠乏と要求とが革命家たちによってそのように深刻な反政府的目的のために利用されているとするならば、革命家にとって有利なこの武器を、政府が、できるだけ早くその手からとり上げ、全課題を自から遂行すべきではないのか」とかいている。どのような方法をもって政府自からが課題を遂行すべきなの

か。ズバトフは1900年9月19日、具体的案を警保局に提出している。その要点は、労働者の政治意識と政治斗争の発展をおさえ、労働運動を警察の統制下におくために、保安部の指導のもとに合法的な労働者協会をつくり、企業家との交渉 (сговор) で経済斗争を行ない、あわせて系統的に君主制の思想の宣伝をする、そして、小さな経済的譲歩をもって、労働者の中に社会主義と斗かう労働者グループを育成しようとするものであった⁹³⁾。これまでに出されてきた慈惠的政策と異なる点は、警察が労働運動そのものの中に浸透しその後見役たらんと意図している点にあった。

ズバトフは、その実験を、強力な庇護者のいるモスクワでまずはじめていた。すでに1900年5月19日、ヴィツテはシピヤーギンにあてた書簡の中で、過去数年にわたりモスクワで警察なかんずくトレポフが保安部をうごかし工場監督官にかわって労働者の非合法の要求をみとめてしていると非難している。トレポフは、逮捕された社会民主主義者に対し、私も社会民主主義者だ、ただ革命的方法だけはとらない、などと説得したりした。トレポフ、ズバトフの目論見を実現するべきものとして、1901年5月、「機械産業労働者相互扶助協会 (Общество взаимного вспомоществования рабочих в механическом производстве)」が結成された。協会に労働者をあつめるために、春、保安部の援助のもとに、労働者のための講演会 (лекции)、討論会 (беседы)、家族の夕 (семейный вечер) などがひらかれた。保安部は、専制と斗うことさえなければ、自由主義者、合法マルクス主義者、経済主義者などなんでも利用した。主な人物は、オーゼロフ (И. Х. Озеров) 教授、ウォルムス (Вормс) 教授、デン (Ден) 教授、ジャーナリストのチホミロフ (Г. Л. Тихомиров) などであった。彼らの指導および保安部の監督のもとに、企業における所持品検査の身体搜索 (обыска) について、企業や住居の非衛生状態について、労働保護と労働災害について、時間外労働についてなどのテーマによる講演、討論がおこなわれた⁹⁴⁾。

オーゼロフは、ヤンジュールのあとをついでモスクワ大学財政法講座をうけもっていた教授であって、ペテルブルグにうつり住んでいたヤンジュール

に、共済基金を援助したりトレポフとあったりするなどの自分の活動をつねに知らせていた。1902年1月、ヴィツテあてに報告書(Докладная записка)をかき、その中で、国家権力は労資の抗争に干渉し、社会的協調の道をひらいてやらなくてはならない、労働者の職業的組織をみとめ、経済的ストライキの懲罰をやめるべきであるとのべた。のち、労働問題に関する二つの著書(《Нужды рабочего класса в России》, Москва, 1906, 《Политика по рабочему вопросу в России за последние годы》, Москва, 1906)を公刊している。チホミロフはもと有名なナロードニキであったが、1880年代に専制主義者に転向、「モスコーフスキエ・ヴェドモスチ」誌の編集者となり、労働者の課題は財産を廃止することではなくしてそれを所有することであり、資本主義を廃止せず利潤生産に参加すべきであり、国家を破棄するのではなくしてロシア君主国を支持すべきであると考えようになっていた⁹⁵⁾。

専制の後見をうけながらおこなわれた労働者の活動の中から、「労働者評議会(Совет рабочих)」を名のる活動家グループが生れてきた。1901年10月11日、トレポフは「モスクワ市機械産業労働者評議会への訓令」を認可した。それによると、この評議会の目的は、評議(совещание)に関するあらゆる問題、労働者の物質的欠乏および労働者の経済的状態改善の手段の審議、評議の問題について講師との直接交渉、総評議(общие совещание)において討論(прении)時間中の秩序維持の指導、総評議にむけて労働者を準備することを目的とする地域別評議(местное совещание)の統制などであった。評議会の議長およびメンバーは保安部の推薦によってきまり、「責任ある事態」にあってはモスクワ警視総監の許可をうけて行動すべきこととされた。評議会が地域別評議を監督するために、「地域部のための問答(собеседование)プログラム」が警視総監の認可をうけてつくられていた。それによると、地域別評議が総評議の課題やプログラムの範囲をこえるようなときには、評議会は地域別評議の活動を停止させることができた。このような規定は、「相互扶助協会」の規約のなかにもあった⁹⁶⁾。このような組織をつ

うじて、警察の後見のもとにあるところの専制を支持する労働運動の思想をひろめようとしたのであった。モスクワでは機械工につづいて1902年、「織維労働者相互扶助協会 (Общество взаимной помощи текстильщиков)」が発足した。

労働者があつまって評議をする、評議会の統制をこえて不満が爆発しそうになることも起ったであろう。保安部は、労働者の不満のつよいときには、企業主とかけあって一定の譲歩をさせストライキをさけた。そしてその「成果」をもって、合法的活動の成功および「権力」の労働者に対する「愛顧」の証拠とした。モスクワ管区工場監督官アスタフイエフは「現今、何が合法的で何が非合法的なのか、何が許されたもので何が許されぬものなのか、労働者の頭の中ですっかり混乱している」、保安部はストライキ労働者支援のために金を出している、と非難している。しかし、いわばその結果、ズバトフの構想は実現していった。労働者の地区別集会(районное собрание)は成功し、評議会には請願書があつまり、1902年2月19日には、クレムリンにおけるアレクサンドルⅡを記念する数千人の示威行進(манifestация)となった⁹⁷⁾。

モスクワに次いだのはミンスクであった。ズバトフは1898年末にミンスクにおける非合法組織の一斉逮捕をおこない、そのあとに自分と連絡のあるものに活動させた。そして1901年、「独立労働者党 (независимая рабочая партия)」がつくられた。この党は「全体としては何らの政治的目標をもたない。……党は経済的文化的活動のためにあらゆる政治的見解をもつ、あるいは何ら見解をもたない労働者を結合する」ものとされた。この党の指導者は、ベルリン大学哲学博士の資格をもつシャエヴィツチ (Генрих Шаевич) と商人の娘ヴィリブシエヴィツチ (Мария Вильбушевич) であった。このグループはオデツサに手をのばした。1902年末、ヴィリブシエヴィツチが、ついでシャエヴィツチがオデツサにあらわれ活動した。彼らは1902年11月、オデツサ特別市長官に労働者の討論集会をひらくことの許可を申請し、特別市長官は警保局と連絡の上これを許可した。1903年、シャエヴィツチは労働

者の集会を組織しはじめた。最初は40—50名の規模であったが、4月には2,000人規模となり、機械工、水夫・火夫・船員、パン焼工その他職域ごとの同盟(Союз)に組織された。これらの同盟の上に「独立労働者委員会(независимый рабочий комитет)」がつくられ、共済基金事業の指導、規約を作成する集会の組織、檄文の作成などを行なうことになった。シヤエヴィッチは警保局の助力のもとに、エカテリノスラフ、ヘルソン、ニコラエフ、キエフ、ハリコフなどにオルグを派遣した⁹⁸⁾。

モスクワにおけるトレポフ＝ズバトフに支持された評議会の活動は、次第に支配層内部の抗争をはげしくした。商工評議会モスクワ支部(Московское отделение совета торговли и мануфактур)は、ズバトフ主義労働者評議会の干渉に抗議し、1902年3月はじめヴィツテはシビヤーギンにモスクワの実業家たちの不満をつたえながら、「種々相異なる工場に属する労働者、労働者階級の中のさまざまな階層に属する労働者を一つに結びつけることは極端に危険である。とくにそのような傾向は、労働者が国家的性格をもつ問題の考究を課題としているときには危険である。」「反政府的政治活動から切りはなす」といういみがあるとしても「反資本主義活動」をゆるすことは決して危険が少ないとはいえない、とのべた。1902年3月20日、モスクワ県知事ブルイギン(Булыгин)はモスクワ総督セルゲイ大公にあてて、評議会がその活動を領域外の郊外にもひろめはじめており、いまや彼らの活動に限界をたてねばならない、それゆえ、市郊外で工場労働者の事件に介入するところをズバトフ主義評議会に禁止してほしいと申し出ている。さらに1902年2月22日にはシビヤーギンもモスクワ大公にあてて、評議会の活動は工場主の側からの不満のたねであり、問題が決着するまで、公式には認可されていない評議会の活動を停止させてほしい、とかいている。ズバトフはモスクワの資本家と意志を疎通させるため1902年7月26日、モスクワで企業家との討論会をひらいた。この会でズバトフは、私的所有と資本の破壊を予防するただ一つの強力な手段は、行政的手段で工業労働者の権利を拡大することである、それは、労働者から選出されたメンバーからなる委員会をもつ各工場の労働者

の統一でなくてはならない、委員会に対する全般的監督は保安部がおこない、保安部は優良労働者の中から自分の特別の手代 (агент) を任命して、彼らに大衆を管理する技術をおしえる、とのべた。ズバトフの意見はモスクワのブルジョアジーの支持をえられず、ブルジョアジーの不満はヴィツテをつうじて、1902年8月21日、プレーヴェ (Плеве) につたえられた。ズバトフはしかし活動を継続しペテルブルグにも手をのぼした。彼は1903年4月2日付警保局あての極秘覚え書きに、評議会の活動の停止は、一時的なものであろうと時宜に適さない、それは反政府活動に利を与え、「労働者の傾向は平和的なものから戦動的なものにかわり、権力は慈惠的協力者から彼らの敵にかわる、労働者は革命家との同盟する」とかいた⁹⁹⁾。

1903年7月、シヤエヴィツチの指導する南部ロシア、オデッサの労働者同盟がズバトフの予定した枠をやぶった。7月1日に鉄道労働者がストライキを開始し、その中に「独立党」のメンバーも含まれていたために、ストライキは「独立党」の組織をつうじてもひろがった。水夫、火夫、馬車鉄道の従業員、ジュート工場労働者などをまきこんで、ストライキは政治的性格をもつ1万人規模のものとなった。シヤエヴィツチ自身もそのストライキに参加することとなり、1903年7月21日、逮捕されてヴオロダグへ、ついで5年間東部シベリヤへ流刑された。ズバトフもこの事件によって失脚した¹⁰⁰⁾。

X

帝政ロシアにおけるストライキ禁止の基本的法理は、契約の期限前破棄、勝手な作業中止という点におかれていた。しかし労働市場の発展はこの法理の適用を困難にしてゆく。すでに1894年、ウラジカフカス鉄道において、日雇労働者ばかりの「合法ストライキ」が発生していた¹⁰¹⁾、1899年、ペテルブルグの地区工場監督官の調査したところによると、管下の17,979人の労働者を擁する94企業のうち90企業は労働者を期間の定めなく雇傭していた¹⁰²⁾。もちろん2週間以前の予告という条件によって、ストライキは規制されていたことはあったが、法のたてまえと現実との矛盾ははげしくなっていた¹⁰³⁾

第2表 ストライキ運動に参加して罰せられた労働者数

	事件数	犯人総数		処罰された数		処罰を免ぜられた数	
		全数	労働者数	全数	労働者数	全数	労働者数
1895	1	1	-	1	-	-	-
1896	11	42	42	42	42	-	-
1897	36	344	328	292	276	52	52
1898	35	263	246	233	219	30	27
1899	63	593	591	422	422	171	169
1900	47	414	412	264	262	150	150
1901	89	1,380	1,307	1,306	1,242	74	65

(第2表)。大蔵省は、1897年8月12日付ゴレムイキンの回状に対抗して、大臣評議により1898年5月8日付で、工場監督官には賃金表への署名を拒否する権限のないことをはっきりさせる一方、「ストライキおよび雇傭契約の期限前破棄を処罰する法律の条文の改訂について、ならびに自助を目的とする労働者組織の設立の望ましいことについて(O пересмотре статей закона, карающих забастовки и досрочные расторжения договоров о найме и о желательности установления организации рабочих в целях самопомощи)」の覚え書きを作成した。その基本思想は、労働者の勝手な作業放棄や申し合せによる作業放棄に対する刑事罰を廃止し、他人に対する就業妨害のみ罰することにする、自助協会の標準規約を制定してそれらの協会の設立を容易にする、労働者の集会は「過度に多数の群衆」にならぬかぎりこれをゆるし、労働者に自分たちの中から代表を出し、そのものをつうじて自分たちの必要と希望を雇主または工場監督官と折衝(переговор)する権利と義務とを与える、というものである。そうすべき理由として、ひとりひとりの労働者の作業放棄を審理することはわづらわしいし、投獄追放は労働力不足をおこす、警察のおこなう予防措置および鎮圧は、労働者の憤激をまねくか、工場主の犠牲をまねく、「本質上あらゆるストライキ……は純経済的な、まったく自然な現象であって、けっして公共秩序と治安を脅かすものではない、」とのべたのである¹⁰⁴⁾。

1900年代に入ると、ズバトフの実験が専制の一部から支持をうけたことにもあらわれているように、各部局があたらしい労働政策を模索している。ペテルブルグ特別市長官クレイゲリス (Н. В. Клейгельс) も、経済ストと政治ストとは厳格に区別すべきだと考えた。そして、何らかの特別委員会の構成を労使に義務づけ、暴力行為をのみ武力で鎮圧すべきだと提案した。憲兵長官スヴヤトポルク＝ミルスキー (Святополк-Мирский) は、工場監督官を強化し、かつ地元権力に服従させることとあわせて、貸付一貯金局を設立し、これを将来は国营労働者保険に発展させる、「工場管理部および工場監督官と交渉するための恒常的委任者を自分たちのあいだから選ぶ権利を労働者に与える」、労働者に消費組合をつくらせ、工場売店を運営させる、工場附属小学校、図書館を発展させる、などの構想をたてた。内務大臣シピヤーギンは、慈恵政策と弾圧政策を結合した構想をもっていた。前者についてみると、その内容は、工場や住居の衛生改善、医療扶助の改善、学校教育などであったが、とくに保守的労働者層育成の手段として、労働者居住地 (поселка) に貯金局をつくり、これを国营社会保険 (老令・疾病) に発展させる、菜園のついた居住区をつくるなど考えていた。またこれらとあわせて、工場警察の職務がよりのぞましく遂行されるように、これを一般警察と合体し、騎馬警察と一般警察を主体としたものにする、工場地帯にコサック軍団を配置する、工場監督官を県知事に従属させ、工場監督官の権限を拡大して、労使の紛争を最終的に結着させ、工場主に罰金をかけ、労働者の解雇問題を審議し、法に反した工場主の命令を取消し、ストライキが中止される以前に工場主が譲歩することを禁ずるなどの権利をもたせるべきである、と考えた¹⁰⁵⁾。

1901年12月27日、ニコライ II は、提出されたもろもろの覚え書きを審議するために大臣特別評議をひらくよう命じた。1902年3月9日、特別評議はシピヤーギン、ヴィツテ、エルモロフ、ムラヴィヨフおよびモスクワ総督セルゲイ・アレクサンドロヴィッチ大公によって行なわれ、シピヤーギンの提案を基本的に承認し、その詳細については、各省所属部門間連絡会議にゆだね

ることとした。この結論は3月14日、ツァーリの裁可をえた。内務省は工場住民一般に対する警察的監督強化の草案をまかされた。内務省は委員会を構成し、草案を審議することなく、1903年春には一連の労働者居住区と都市にあたらしい警察の定員をあてた¹⁰⁶⁾。

大蔵省附属の委員会に委嘱された問題は、工場監督官の権限拡大と県知事への従属、工場における住宅問題の整理、労働者階級の財産的安定、工場作業への雇傭条件の不均等廃止および明瞭性の導入、工場主による雇傭契約侵害および義務の規定違反に対する刑事責任の確立、ストライキに対する懲罰的規則の変更、工場における共済基金や協会の設立、工場総代(старость)制、工場監督の一元化などであった。大蔵省自身がすでに検討していた災害、疾病、老令保険、医療扶助改善、年少労働者保護、工場建設基準などは特別評議にかけられず、あとに延期されていた。ともあれ大蔵省附属部局連絡委員会(オボレンスキー委員会 A. Д. Оболенский)は1902年7月13日より1903年6月16日まで各種問題を審議した。委員会は工場監督の一元化の問題について、雇傭に関する法、工場主と労働者の関係に関する法、および工場監督を、国庫や政府に属する企業にも拡大すべきだと結論した。ところが、国庫および政府に属する企業はこれを拒否した。工場監督官の権限を拡大する問題については、委員会がこれを否定した。企業家が建設する労働者のための住居および労働者の賃借住居に対し、法による衛生基準をもうける問題も、委員会が否定してしまった。貯蓄基金をつくる問題は、労働者組織の問題と関連するからそのときに、あらためて審議するという事になった。1903年2月6日、委員会は労働者の相互扶助協会と労働者の集会についての審議にうつった。委員会は労働者組織を三つに分類する。すなわち、(1)騒動が発生したとき、秩序を維持し、労働者が群衆にならないようにする個々の工場の労働者組織、(2)生活向上のための相互扶助を目的とする個々の工場の労働者組織、(3)個々の企業工場によるグループわけに依存しない、企業の外になりつつ労働組合的、階級的組織、である。委員会は、第3のものはツァーリズムの一般的原則に反するとして否定し、第2のものについては、現状

では都合がわるい (неудобный) が、行政機関は個々の企業主や個々の企業の労働者から希望が出たときに許可する権利をもつのがよいとし、第1のものについては、とくにこれを有益であるとして、工場総代制度の設立を進言した。委員会は経済ストライキの刑事免責についての審議をしなかった。工場監督官を県知事に従属させる問題では、1902年7月、内務省へうつつすべき理由はみあたらない、工場監督と県知事との関係を改正すべき必然性をみとめない、と結論した¹⁰⁷⁾。

工場総代制の思想は、すでに1901年4月、大蔵省における「工場に平穩を保障するための手段に関する評議」にあらわれていた。すなわち、「工場労働者の中における騒動を予防し阻止するために、行政機関の統制のもとに労働者から工場総代を選出させ、工場監督官および工場管理部へ申告 (заявление) をもたらすことができるようにすることは有益であろう、と。1901年6月6日、大蔵省は内務省に工場監督官あての回状草案を示して同意を求めた。その中には次のごとくあった。「任意の工業事業所の全労働者に、あるいはその個々の労働者グループに、自分たちの中から恒常的なあるいは一定期限をかぎった全権あるいは総代を、雇傭契約に關係する誤解についての交渉のために選出する可能性を与えることはのぞましい」。総代選出は、企業代表の委任のあった場合主任工場監督官の認可のもとに「特別の監督下」でおこなわれる。この制度は「一般的な、さらには、工業家にとって義務的なもの」となってはならないし、総代選出の個々の事例について、主任工場監督官は県知事に説明しなくてはならない。内務省は以上の内容を自由主義的にすぎるとみて、同意を与えなかった。1902年3月の大臣特別評議で、ヴィツテは再度この問題を提起し、問題はオボレンスキー委員会に委任されたのであった。そしてオボレンスキー委員会は工場総代制に賛意を示し、法案を作成した。その要点は、工場総代選出の決定は「労働者の同意のもとに」工場管理部が下す、工場総代制度設立は全工業施設にとって義務的である、工場監督官は自分の裁量で総代を設立する権利をもち、工場鉱山問題審判所は工場管理部の意向に反してでもそれを設立する権利をもつ、というものであっ

た¹⁰⁸⁾。

法案は、それを説明する覚え書きとともに枢密院に提出された。覚え書きは次のようなものであった。労働者たちは「自分たちの緊急の一般的必要におかれて」、ときおりは「極めて大人数」であつまっており、集会の禁止は目的を達しえない。危険なのは、こうした秘密の集会が「工場に無関係な人間が宣伝の目的で入りこみうる」ものである点である。それゆえ、「秩序の保持と社会的平穩のために」法の若干の条項を変更し、若干の形態の労働者組織を許可することが合目的的である。現にモスクワでは、現実におかれて地方行政権力が「現行法の限度をこえて労働者の組織をのぞましい範囲で許可」せざるをえなくなっている。この問題は、「複雑な、極度に注意を要求される」ものである。総代は工場管理部と労働者の希望とがあるときに設立さるべきだが、労働者が権利を主張しないように、「労働者の希望について特別に記述することなく」、総代制度設立は「工場事業所の管理部により所属主任工場監督官の許可をえて」おこなわれるとすべきである。「労働者が審議し(обсуждение)総代が取りつぐ(сношение)問題は、もっぱら事業所内の労働者にのみ関係することに限られる」。「審議は総代を選出したグループごとにおこなわれ、いくつかの労働者グループに関係する一般問題の審議は、総代をとおして間接的におこなわれる」。「警保局のデータによれば、工場内のもっとも不穏な分子は17~20才であることに注意し、この法は21才未満のものは総代にえらばれることができないと規定している」¹⁰⁹⁾。

法案が枢密院にかかってから、ペテルブルグの工場主たちが大蔵省に提出した1903年3月20日付覚え書きは、労働者組織は一般に危険であること、および警察の冒険的干渉のあることなどから、批判的であった。それに対して1903年4月24日付、商工会議所モスクワ支部の覚え書きは、法案に賛成の立場をとっていた。5月、法案は枢密院の合同部局会議にかけられた。法案反対の意見は、工場総代制度の導入によって、かえって工場内の騒動はますますあろう、政府の注意はむしろ共済基金設立、消費組合、一般食堂、労働者住宅などにむけられるべきである、というもので、少数意見であった。多数意

見は法案に賛成し、「法案はすでに多くの機会に現存している事態の立法化」であり、総代は「多くの場合、労働者に彼らの強請が根拠ないものであることを明らかにする」であろうし、総代の一部が革命家の手におちても、「秘密組織の代表の漸次的影響にくらべるならば危険はずっと少ない、というものであった。合同部局会議は法案に修正を加えた。まず工場に総代制をひくことを許可する権利をもつものを、主任工場監督官ではなく県工場問題審判所とすること、審判所が工場主の意向に反して総代選出を許可する項を削除すること、総代の年齢制限を21才から25才にひきあげる、その他総代選出にあたっての労働者のブロックわけについてなどであった。修正案は5月31日枢密院本会議を通過し、1903年6月10日ツアーリの裁可をうけて、「工場企業に総代を設立することに関する (Об учреждении старост в фабричных предприятиях)」法律となった¹¹⁰⁾。

制定された法律の内容は次のごとくである。「工場管理部は工場鉱山問題審判所の許可のもとに、事業所の労働者を前もって分割されたとおりの組(разряд)にわけ、それぞれの組に、自分たちの中から総代の候補者を選ばせる権利をもつ。各組からえられた候補者の中から、企業管理部は1組につき1総代を認可する」(第1条)。県知事は、総代の中に「その使命をはたさない」ものがいた場合には、任期ののこりの期間の義務の遂行を停止させることができる(第8条)。企業管理部も自分に「不均合」な場合、総代を免職できる。総代は雇傭契約の遂行に関する労働者の苦情(жалоба)のみをとりつぐ(сношение)ための、その組の労働者の全権である(第3条)。したがって契約内容の変更についての交渉はできない。組の労働者の集会の召集の権限は総代にのみ与えられる。ただし場所は企業管理部の指示したところにかぎられ、総代は「義務的秩序の保持」を監督する義務をもつ。いくつかの組にあるいは全企業に関係する問題の審議は「これらの組の総代たちだけがあつまって」行なう(第5条)。全員集会は禁止されている。労働者どのように組わけするかの規則は知事の認可をうける。25才未満は総代になれない¹¹¹⁾。以上のように、この労働者代表制は、選出単位を分割され、交

渉内容を制限され、集会および代表選出のすみずみに工場主と警察の恣意をとおせるように工夫されていた。したがってそれは、労働者代表であるよりは、あまりにもあきらかに、工場主の委任をうけたその手代であった。しかしズバトフ主義組織とことなる重要点は企業ごとの分断にあったとみることができる。この制度は、ペテルブルグ、ポーランド、南ロシアなどではほとんど実施されず、モスクワの若干の工場主によって有効なものにとみとめられた。1905年3月現在、工場総代制のあったのは全国に30~40企業のみでありペテルブルグには2~3企業であったとされる¹¹²⁾。

貯蓄=貸付基金および相互扶助協会については、1904年10月、内務大臣によって標準規約が作成され、これにより行政指導が行なわれることになった¹¹³⁾。

XI

工場監督制度はその後も次々に地域的拡大を続けた。1902年1月1日より

第3表 工場監督官による労働者の苦情処理

	登録された労働者の苦情及び歎願 (A)	根拠ありと認定されたもの (B)	(B)/(A)
1901	77,094件	45,698件	58.5%
(うち苦情)	(57,158)	(36,775)	
〃 歎願)	(20,936)	(8,923)	
1902	119,173	-	51.7
1903	124,531	-	48.9
1904	-	-	69.6

第4表 労働者の苦情理由別構成 (1901)

	登録件数	根拠ありと認定されたもの
総計	77,094	45,698
期限前退職願	12,370	4,834
賃金遅欠配	12,476	8,801

チエルノモールスカヤ、チフリス、クタイツクの3県に、1904年5月よりバツーム管区 (область) とスフムスカヤ地方 (округа) に拡大した。工場監督官統計をとおしてみた監督官の活動は次のごとくであった。労働者の苦情、申告および歎願 (просьба) は第3表のごとく処理された。根拠あり (основательный) と認定され労働者の要求が

第5表 期限前退職願処理状況

	登録件数	根拠ありと認定されたもの
1901	12,370	4,834
1902	8,484	5,014
1903	8,148	5,042

第6表 時間外労働強制の苦情 (ペテルブルグ)

	登録件数	根拠ありと認められたもの
1901	66	61
1902	626	193
1903	622	341
1904	373	310
1905	793	622

みとめられているのは約半数である。労働者の苦情は第4表にみる期限前退職願、賃金遅欠配の外に、賃金計算の不正確、法に反する賃金控除、不正な罰金、時間外労働の強制、労働者の不道徳な取扱い、殴打その他があった。第5表にみるように、期限前退職願については、労働者のもちこむ

苦情件数が減少する一方、工場監督官が根拠ありと認定する比率が上がっていることが注目される。自由雇傭労働の自由な賃労働への推転のはげしさを示すものとよみとってよいであろう。工場主の法違反を監督官が独自に発見した場合はどうなっていたであろうか、第7表によるとほとんど放置されていたことがわかる。始末書を構成した(составлены протколы)のが5~7%にすぎない。賃金、罰金、労働時間に関する違反件数が総違反件数にくらべて相対的比重がいちじるしく少ないところをみると、工場監督官の発見した工場主の法違反とは、主として県工場問題審判所の制定した義務的規定の中の安全・衛生に関する項の違反ではあるまいかと想定される。ともあれ工場監督官の工場主への態度は決して厳しいものではない。監督官の注意はストライキ運動にむけられている。1900年4月26日、キエフ管区監督官ミクーリン(Микулин)は、キエフのパン工場のストライキについて、「これはロシア社会民主労働党キエフ委員会の煽動の結果である」とかき、ハリコフ県主任工場監督官ブイコフ(Быков)は、ハリコフ機関車製作工場の1900年5月のストライキにおいて、労働者たちがストライキ破りを工場の中に入れなかったとき、コサツク中隊の出動を要請した¹¹⁴⁾。

第7表 工場監督官の発見した工場主の法違反事件処理状況

総 計				賃金規則に関する違反		
	発見された 法違反件数 (A)	うち始末書と られたもの (B)	(B)/(A)	発見された 違反件数 (A)	うち始末書と られたもの (B)	(B)/(A)
1901	27,941	1,562	5.5%	2,260	61	2.7%
1902	28,606	1,603	5.6			4
1903	27,439	1,760	6.4			2.8
1904	21,517	1,458	6.8			-
罰金賦課及び罰金基金支出に関する違反				労働時間に関する違反		
	発見された法 違反件数 (A)	うち始末書と られたもの (B)	(B)/(A)	発見された法 違反件数 (A)	うち始末書と られたもの (B)	(B)/(A)
	558	37	6.6%	1,768	53	3%
			4.1			3.9
			-			-
			3.2			39

工場監督官の内務省移管問題は、オボレンスキー委員会によって一旦否定されたけれども、暗殺されたシピヤーギンにかわってプレーヴェが内務大臣になると、また問題とされた。委員会は内務省の同意をえて規則案をつくり、これは1903年5月30日にツァーリの裁可をえた。すなわち「工場監督の成員を県の長に服属させる秩序と限度についての、および監督制度の内部組織の変更についての (О порядке и пределах подчинения чинов фабричной инспекции начальникам губерний и о некоторых изменениях во внутренней организации ее)」規則である。この規則によって主任工場監督官、地区工場監督官は県知事に属し、その指示をうけることになった。管区工場監督官にのこされた権能は、管区内の工場監督官の審査と工業にかんする統計作成であった。この解決はいずれにしろ妥協的なものであった。1903年11月付シユヴァーロフ (Шувалов) の覚え書きは次のごとく提案していた。(1)工場監督機関と警察上層との関係を密にし、工場監督から技術的義務をとりのぞく、(2)工場監督を国庫企業や手工業企業にも拡大する、(3)

工場監督官の権限を拡大し、農村における農民司政長 (земский начальник) のごときものとする、(4)中央工場問題審判所の活動を大巾に改善するか、あるいはそれを廃して内務省内に工業労働問題中央管理部 (Главное управление по делам промышленного труда) をおき、工場管区を廃して審査官の定員を創る。一方大蔵省では工業部長のランゴヴォイが、5月30日付規則は工場への警察の干渉を強化する、と反対していた。内務省は、内務次官ドウルノヴォ (Дурново) を議長とし、内務・大蔵の両省の代表よりなる委員会をつくる勅裁をえ問題に結着をつけようとした。委員会は1904年6月5日ひらかれた。大蔵省は譲歩して内務省移管に同意し、工場監督官はこれまでどおりの義務を遂行し、大蔵当局は地方における自分の課題を工場監督官をつうじて遂行する可能性は奪われぬこと、と条件をつけるにとどまった。ドウルノヴォ委員会は「工場および製作所に対する監督についての政令 (Положение о надзоре за фабриками и заводами)」案を作成した。その内容は、工場労働に関する法の実施、工場内における秩序の維持は内務大臣の所管となる、その職務のために内務省内に工業労働部 (отдел промышленного труда) がつくられる、工場監督官は県工場問題審判所の決定にもとづいて労働者の苦情を審査し、罰金基金を管理し、大臣の名のもとに訓令や規則を制定する、中央工場問題審判所のかわりに審議会 (совещательное присутствие) をつくり、内務省代表を議長とし、内務、大蔵、農業・国有財産各省の代表および産業界代表をメンバーとする、などであった。しかしプレーヴェにかわってスヴヤトポルク＝ミルスキーが内務大臣となると、この案はとり下げられた¹¹⁵⁾。

XII

1899年法によって中央工場問題審判所が設立される段階で、56の県工場問題審判所のうち約半数の32の審判所が、1886年法によって委任された権限にもとづいて、安全衛生に関する義務的規程 (Обязательное постановление о мерах для охраны жизни и здоровья рабочих в время работ) を

制定していた¹¹⁶⁾。一方、罰金基金をもとにする災害補償の制度は、次第に矛盾をふかくしてきていた。もともとこの制度は労働者から罰金の形で多くを徴集しなければ、被災労働者への給付を多くすることができない、という構造をもっている。工場地帯に集積された労働者たちが、賃労働者として陶冶されてくればくるほど、罰金の徴集は不合理なものとなり、災害への補償は必然性のつよいものとなっていくであろう。第8表は罰金基金による災害補償の制度が成立困難になっているありさまを示す。とくに1905年、罰金賦

第8表 罰金徴集と扶助金支出（ペテルブルグ）

	罰金制度のある企業の労働者数	罰金賦課件数	罰金年総額 (руб.)	平均罰金額 (коп.)	扶助金受領労働者数	扶助金総額 (руб.)	平均扶助金額 (руб.)
1901	129,983	333,894	104,879	31.4	14,566	121,506	8.32
1902	119,612	351,491	93,642	26.6	13,888	107,835	7.76
1903	119,365	328,980	83,202	25.3	13,258	93,569	7.08
1904	116,716	343,302	97,212	25.3	14,447	100,960	7.01
1905	135,882	178,942	47,217	26.4	13,050	90,656	6.97

課が減少するや、矛盾は決定的といわなくてはならない。1905年5月23日、ランゲンジツペン（Лангенципен）工場管理部は、「工場の罰金基金が底をついてしまい（130 руб.）、一方それを罰金賦課秩序の変更によって増加させることはできないから、以前のおうように支出することは可能とは思われない。それゆえ労働者への疾病扶助金支給は、今後減額されるであろう」と発表している¹¹⁷⁾。話は多少先走ったが、このような事態を目前にして、災害に対する雇主責任の法制はいよいよ現実的なものになったのである。

1903年6月2日、「災害のため労働能力を喪失した労働者、職員に対し工業企業の所有者が補償することに関する（О вознаграждении владельцами промышленных предприятий рабочих и служащих, утративших трудоспособность вследствие несчастных случаев）」法律がツアーリの裁可をえている。この法は第1条で、「企業所有者は災害に際して労働者に、彼

らの性、年齢のいかんを問わず、肉体の損傷からする3日以上の労働能力喪失に対して補償する義務をおう。……もし災害の結果として労働者が死亡した場合には、補償は彼らの家族の成員に与えられる」と規定した。また法は第2条で、「災害の原因が被災者の故意か粗野な不注意であるとき」あるいは同じく不可抗力(стихийной силы)の作用であるとき、企業所有者がそれを立証すると彼はその義務を免がれる、と規定した¹¹⁸⁾。この制度の特徴は、雇主無過失責任の原則をうちたてているようでありながら、「不可抗力」による場合の免責という項によってそれを底ぬけにしてしまっていることであろう¹¹⁹⁾。

1903年6月2日法は1904年1月1日から実施された。その実施状態は1904年11月17日、ペテルブルグ県主任工場監督官チジョフ(Чижов)が大蔵省にあてた報告によると次のごとくであった。すなわち、1904年1月1日より1904年10月15日までのあいだにバルチツキー造船所で97人が労働能力完全喪失をとまなう外傷をうけたが、うち46人は雇主に対して何の請求(претензий)もなさず、19人は扶助金について合意に達し、24人は「管理部が粗野な不注意」を労働者の側に認めたために何の合意にも達しなかった。治安判事裁判に大量の訴訟がもちこまれ、工場監督の事務室にもあふれるほどの苦情がもちこまれた¹²⁰⁾。次第に制度が定着していったと考えられる時点にまで目をむけるならば次のごとくであった。工場監督官に申告された災害のうち、補償がおこなわれるべきものと監督官により判定されたのは1904年に67.7%、1910年に78%であった。補償がおこなわれるべきもののうち補償に対する権利、補償の額、補償の種別(一時金、年金)などをめぐって合意に達せず紛争状態にあるものの割合は、1907年に26%、1909年に31%、1911年に25%、1912—1913年に24%、1914年に23%、であった。年金の平均額は1912年に、モスクワ工場管区で52 руб. 11 коп., モスクワ県で64 руб. ウラジミル県で32 руб. 40 коп. であった¹²¹⁾。

XIII

県知事は、ロシア帝国の法律によって、「法により禁じられている群衆を分散させ、不服従と暴動を鎮圧する」ために、軍隊を利用することができた。軍管区総指令官 (Главный начальник военного округа) は、「軍隊の参加がその地方 (крае) の秩序と平穩の維持のために必要なときには、いつでも文官権力に協力する」義務があった。この規定は「非常の場合」にはロシア帝国の全領土に有効であった¹²²⁾。こうした規定にそって労働者の騒動やストライキに対する軍隊の出動がおこなわれてきた。軍隊の出動は1880年代には平常的出来事となり、1890年代のはじめには中隊単位の出動が多かったのに対して、90年代後半になると大隊、連隊の出動も行なわれるようになった。第9表にみるように、労働運動に対する軍隊の出動は、労働者の政治斗争のたかまりと照応して急増した。1895年4月のコルジンキン (Корзинкин) 所有大ヤロスラフスカヤ・マヌ (Большая Ярославская ману.) におけるストライキには、最終的には労働者5人に対して1人にあたる2,500人の兵士、将校が投入され、死傷者24名を出す流血の鎮圧におわった。1900年8月、ザカフカス鉄道中央工場のストライキのさいには、ザカフカス工兵旅団の工兵150人が、ストライキ労働者のかわりに就業した¹²³⁾。

このような軍出動の量的質的増強は、軍首脳部の不満をよびおこしている。1899年6月21日、陸軍大臣は内務大臣に書簡をおくり、工場にばかり出動していると軍の本務がおろそかになる、とのべている。しかし内務大臣か

第9表 労働運動に対する軍の出動

	軍の出動回数	出動した歩兵中隊数	出動した騎兵およびコサック兵中隊数	出動した歩兵総数	出動した騎兵・コサック兵総数	出動した兵士総数
1891—1895	67	162	39	17,096	3,892	20,988
1896—1900	226	391.5	106.25	41,846	10,623	52,469
1901—1904	651	1160.5	278	125,379	27,770	153,149

ら陸軍大臣への非常事態要請は1898年3回、1899年6回、1900年18回とふえていった。1902年には内務大臣から陸軍大臣へ、労働者騒動予防のために危険地域に軍を宿営させるよう要請され、それが実行されることになった。すなわち軍の展開の変更である。

参謀本部は1903年1月31日付報告書の中で、各軍管区から出されている不満、すなわち文官権力はきわめて安易に軍隊の力にたより、これに警察がなすべき職務を遂行させるという不満を体して、「文官権力に協力するための軍出動規則 (Правила вызова войск для содействия гражданским властям)」改正の問題を提起した。その主要内容は次のごとくである。(1)文官権力が軍を招致するのは、それが「適当と認められるとき」という規定に真に適合するときのみに限られるべきこと。(2)軍はつねに「武装力」として扱われ、純警察的義務遂行に用いられぬこと。(3)警察力のみでは無秩序を中止させることができなくなったときに限り招致されるべきこと。(4)出動する軍の種類や数量の最終決定は「もっぱら」軍司令官に委ねらるべきこと。(5)招致された軍隊は、「軍司令部の監督のもと」にのみ武力行動を行なうこと。(6)「秩序回復ののち」恒営的宿営地に帰投する時期の決定は、文官権力の同意のもとに軍司令部が行なう。このような意見を考慮しながら新「規則」を作成するために陸軍、内務、大蔵、農業・国有財産の各省による部局連絡委員会 (междуведомственная комиссия) がつくられたが、そこで作成された草案の中には、「空砲や上方へ向けての発射は禁止される」とあった。枢密院もそれに同意し、空砲発射や実弾の上方へむけての発射は、「もしそれが秩序紊乱を鎮圧するにさいしての通常の方法とされるならば、訓戒や予告のあらゆる手段が効果を失なうであろう」、としたのであった。労働運動を中心とする革命運動の発展によって惹起された、軍隊の利用をめぐる内務省と陸軍省の対立は、さしあたり、軍を安易に利用せず、利用するときには決定的に利用すべし、という方向で解決された。しかし専制の矛盾はさらに深刻となる。1902年、軍の内部に軍事革命組織 (военно-революционная организация) が生れ、系統的な宣伝を開始した¹²⁴⁾。

XIV

ズバトフはペテルブルグにも警察社会主義を根づかせることを目的として、すでに1901年10月、3人の社会主義者にそのむね命じていた。1902年10月、ズバトフは、警保局「特別部」長に任命されペテルブルグに赴任したが、それ以来、ズバトフは前にもまして努力した。モスクワからズバトフ主義者(Зубатовщина)がよびよせられた。1902年11月10日、発起人グループの集会がひらかれ、ズバトフ主義的協会設立の許可を願い出た。1902年11月21日、グループは内務大臣プレーヴェに呼ばれ、大臣に企図を吟味されかつ激励された。1902年12月、ペテルブルグ府主教アントニー(Антоний)がグループをおとずれて激励した。グループの指導のために、ズバトフは司祭ガポン(Гапон)を派遣した。彼は保安部から毎月100 руб.の手当をうけていた。ガポンはモスクワにおける「協会」の活動にならって「セント・ペテルブルグ機械産業労働者相互扶助協会(С-Петербургское общество вспомоществования рабочих в механическом производстве)」設立のために努力した。このことをつたえきいたヴィツテは1903年2月2日、内務大臣プレーヴェにあてて、オポレンスキー委員会の結論が出るまで認可をさしひかえてほしいとたのんだが、内務大臣は一旦それに諒承を与えつつも、1903年3月8日、「協会」のすべての規約に認可を与えた。「協会」の活動は1903年10月15日より開始された。ズバトフの失脚ののちも、警察社会主義の構想は生きつづけた。目的は専制支持の思想を労働者の中に強化することにより、革命思想の浸透と斗かうことにあった。したがって、モスクワにおける評議会のごときものが必要であった。ガポンによる「ロシア工場労働者のつどい(Собрание русских фабрично-заводских рабочих)」設立の申請が内務大臣プレーヴェによって、日露開戦の直後1904年2月15日に認可された。「つどい」の目的は、余暇を酒をのまずに理知的に使用し、精神的・道徳的・物質的実利をあげること、会員のあいだにロシア民族の自意識を発揚・強化すること、会員のあいだに、労働者の権利・義務についての理にか

なった見解を発展させること、労働条件ならびに労働者の生活の合法的改善のための行動をなすこと、であった。その目的実現のためにとる手段としては、賭博、酩酊の禁止、図書室、読書室の設立、コーラス会、コンサート、家族の夕などの開催、会員の必要や教養についての討論のための集会ならびに総会、正式な許可をえての労働問題講演会の組織、共済基金や売店の設立などを行なうことが予定されていた。この組織は、会員となる希望をもったものから 5~10 коп. の入会金を徴集して組織を多少とも固定している。その一般会員を指導するものとして、まず「責任者グループ」があった。これは当初は組織の創立者よりなり、市警務長官により承認されたもののみによって構成された。「責任者グループ」の中から「つどいの代表者」が市警務長官の承認のもとに選出された。同じく「責任者グループ」の中から「理事会」が選出されて市警務長官の承認をえた。警察は「責任者グループ」を通じての指導のほか、直接集会に出席し、好ましからざる問題の審議を禁止することができた¹²⁵⁾。

1904年4月11日、「ロシア工場労働者のつどい」の発会式が170人をあつめておこなわれた。閉会にあたって満場一致で、内務大臣にあて、皇帝に「玉座と祖国への熱烈な愛にもえたつ」労働者の気持を伝えるよう依頼する電報を打った。8月25日には、ガボンにひきいられた労働者たちは、社会革命党員に暗殺された内務大臣プレーヴェの墓まいりをしている。組織は急速に拡大し、5月末ナルフ支部設立、9月19日ひらかれた総会で支部設置、拡大の方針が決定され、1904年12月にはペテルブルグの各地区に11支部をもつ約9,000人の組織になっていた¹²⁶⁾。ガボン主義は急速な成功をおさめたかにみえた。

しかし、日露戦争の進行の中で、労働者の生活には悪化する部面もあらわれていた^(註)し、プレーヴェのあと内務大臣となったスヴヤトポルク＝ミルスキーのとった自由主義に対する宥和政策のために、「つどい」にあつまった労働者たちのあいだに政治的討論がおこなわれるようになっていった。また、いま一つの重要な要因として、専制内の矛盾があった。ガボン主義の「つど

い」は、1903年法工場総代制に結実していった政策とはあきらかに矛盾するものであった。ガボン主義の「つどい」には、職場をこえた、企業をこえた労働者の連繋が保障されていた。もちろんここでは、組織の目的は文化的「啓蒙」的活動を通じての専制支持思想強化におかれていたのであるが、こうした組織を専制側にとって合目的的に系統的に発展させるための意志の統一はなかったし、さらに不統一はズバトフ主義の出現時よりもさらに深刻であったとも観測されるのである。ブルジョアジーの犠牲において労働者に多少の経済的譲歩をなし、それより、専制護持の思想の強化することこそが大切なりとする立場と、政治的自由への漸次的接近はむしろのぞましいが、ブルジョアジーの経済的犠牲はしのびがたいとする立場との対立は、ガボン主義の「つどい」をめぐるでもあらわれた。市警務長官は内務大臣に一度ならず、「つどい」が厳格に規約をまもって活動している、と報告しているのに対し、主任工場監督官チジョフは、ガボンがストライキを煽動している、と非難している¹²⁷⁾。

(註) 召集された労働者・農民の家族は、ほとんど何の扶助も受けられなかった。ヴィクトール・モロゾフ所有工場では工場管理部が、労働者の幾度とない陳情ののちに1904年12月末、県工場問題審判所に対し、召集された予備兵の家族のために罰金基金から扶助金を支給したいと申し出たところが、工場審判所は、「地位の低いものの世話」はゼムストヴオの仕事であるとの理由でそれを許可しなかった。また、ウラジミル県では開戦と同時に生産が縮少し、1904年の賃金は平均で4.5%ほど下がった¹²⁸⁾。

矛盾は次のごとく爆発した。「つどい」の強力な支部のあったナルフ地区で、プチロフ工場の労働者解雇事件が発生した(12月中旬)。この問題は、組織拡大のがぼりざかにあった「つどい」にもちこまれた。ガボン主義の「つどい」の代表がプチロフ工場管理部に交渉したが、市警務長官の裏面工作にもかかわらず工場支配人は、「『工場労働者のつどい』はプチロフ工場の内部生活に干渉するいかなる権利ももたない。ゆえにこの『つどい』の代表はみとめられない」と声明した(12月30日)。ナルフ支部総会はストライキを決定した(1月2日)。ガボンはストライキ抑制のために努力したが、工

場支配人の側がガボンに調停者の役割を与えなかったのもならず、労働者の力を前年末よりはじめていた自由主義的請願運動の水路へ導びき入れようとした。しかし請願書の内容は労働者の集会で審議され、言論出版の自由、結社の自由、制憲議会召集、8時間労働制、土地を農民へなどの要求をふくむものになってしまった。かくて請願運動は、ストライキ（1月3日よりプチロフ工場、1月7日よりペテルブルグ・ゼネスト）を背景にした大デモンストレーションに化してしまった。1月9日、ツァーリの肖像と教会旗をかかげた労働者たちは、ガボンにひきいられて冬宮へむかった。対日敗戦の色深まるなかで1月7日に弾圧のための対策会議をひらいていた専制側は、これをむかえうち、1,000人以上を射殺した。1905年の革命がここにはじまった¹²⁹⁾。

1月28日および31日の大臣委員会 (комитет министров) はこのような結果を前にして、ガボン主義の冒険に否定的評価を下したが、10月17日宣言の発布の時期になると、再びガボン主義を利用しようとの意図が示された。この場合には、大臣委員会の議長となったヴィツテと、その指導下にある商工大臣チミリヤゼフ (С. Тимирязев) が積極的であった。内務大臣ドウルノヴォの覚え書きによると、ヴィツテは、10月17日宣言にのべられた原則にもとづいて国会開設を要求せよ、暴力的活動方法を拒否せよ、などの内容をもつ労働者あての檄を作成し、ガボンに署名させ、相当部数発行した。その費用 (2,500 руб.) は、ヴィツテの強い要請で警保局の予算から支出された。また他の情報によると、ヴィツテとチミリヤゼフは皇帝に願って国庫より 30000 руб. 拝領し、ガボン主義者のマチュシンスキー (Матюшинский) にわたして組織再建を指示している¹³⁰⁾。

XV

1905年1月9日事件ののち、大蔵大臣ココフツォフ (В. Н. Коковцов) は上奏報告の中に労働問題に対する警察的政策を批判する考えをのべ、工場立法の改正がぜひ必要であると主張した。1月28日、31日の大臣委員会会議

は、ココフツオフの考えをうけ入れ、ビスマルクを先頭にしたドイツの政策にならぬ、国営労働者保険に関する、労働組合に関する、ストライキに関する適切な法を採用することで、労働運動を公共秩序を害しない平和的ルートにひき入れる必要があることをみとめた。労働問題に対する「新方針 (Новый курс)」探索がはじまった^(註)。1898年8月12日付のゴレムイキン回状は廃止された。労働問題に関する特別委員会がシドロフスキーを議長として組織され、1月29日から2月20日まで存在したが、労働者代表を委員会に参加させる問題でつまづいて、何の結論も出さずに解散した。次いで、ココフツオフを議長とする「工業企業における労働者の生活と状態を整序する手段を審議するための (для обсуждения мер по упорядочению быта и положения рабочих в промышленных предприятиях)」特別委員会、通称ココフツオフ委員会が組織された。審議さるべき問題は、労働日短縮、国営労働者保険、企業内における医療扶助、労働者組織、労働者の企業よりの期限前退去などであった。この委員会には有力企業の代表者62人が参加した¹³¹⁾。

(註) 専制権力の「新方針」探索に対応する反権力側の労働問題に関する政策を社会民主労働党および社会革命党の綱領にみると次のごとくであった。

[ロシア社会民主労働党第二回大会 (1903年7—8月) 採択綱領]

(民主共和国の憲法についての要求)

4. 個人と住居の不可侵。
5. 信仰、言論、出版、集会、ストライキおよび結社の無制限の自由。
6. 移転および職業の自由。

(労働保護についての要求)

1. 全雇傭労働者のために労働日を1昼夜8時間に制限。
2. 国民経済の全部門において男女雇傭労働者に毎週連続42時間以上の休息を法律をもって規定する。
3. 時間外労働の完全禁止。
4. 国民経済の全部門における深夜業 (午後9時—午前6時) の禁止。ただし労働者組織により技術上不可避と認められたものについてはこの限りにあらず。
5. 企業者による学令児童 (16才以下) 労働利用の禁止。未成年者 (16才—18才) の労働時間を6時間に制限。

6. 婦人の身体 (организм) に有害な部門における、婦人労働の禁止。婦人を産前4週間産後6週間通常の賃金を支払って労働から解放する。
7. 婦人が働いているあらゆる工場およびその他の企業に、乳幼児のための托児所を附設。授乳中の婦人を、3時間を超えない間隔で30分以上作業から解放する。
8. 老令および労働力完全、不完全喪失に対する、資本家への特別課税をもってつくられた特別基金の負担による国営保険。
9. 物品をもってする賃金支払いの禁止。例外なしにあらゆる雇傭契約において賃金の毎週支払い、賃金の時間払い (時間賃率の採用) の確立。
10. いかなる理由、いかなる目的をもってしても、企業主が賃金より現金控除することの禁止。
11. 国民経済のあらゆる部門に対しても充分なだけの人数の工場監督官の任命。官業も例外とせず、雇傭労働を用いるあらゆる企業に工場監督制度を拡大する。(家事奉公人もこのに監督下に入る)。婦人労働を利用している部門に婦人工場監督官をおく。労働者により選出され、国家により支払われる代表者の、工場法実施、賃率の構成、材料の収納・検査、作業の成果の監督への参加。
12. 労働者より選出したものの参加する地方自治機関の、企業者が労働者に与えている住居の衛生状態、同じくこの住居内の内部秩序、その貸借条件に対する、企業家が労働者の生活と活動に干渉することから雇傭労働者を個人として市民として保護する目的をもってする監督。
13. 全医療衛生機関を企業主から完全に独立させ、雇傭労働を要求するあらゆる企業を正しく組織された衛生的監督のもとにおくこと。企業主の負担による無料の医料扶助、疾病期間の完全賃金保障。
14. 労働保護に関する法律に違反した雇主に對する刑事責任の確立。
15. 国民経済のあらゆる部門に、労働者と企業主の代表半数づつよりなる職業裁判所 (промысловый суд) の設立。
16. あらゆる生産部門における地元および出稼労働者雇傭に関する仲介事務所 (労働取引所 биржи труда) を設立する義務を地方自治機関に委任し、その運営に労働者組織の代表者を参加させる¹³²⁾。

[社会革命党第一回大会 (1906) 採択]

(政治上の要求)

信教、言論、出版、集会、ストライキ、結社の自由。個人と住居の不可侵。職業・移転の自由。

(経済上の要求)

II 労働者の時間外労働をできるだけ短縮すること。衛生学の示すところにしたがい、労働時間をできるだけ短縮すること (多くの産業では8時間、危険なか

つ健康に有害な労働には、適宜さらに短時間)。自治機関と労働者の職業組合との協定により、労働賃金の最低限を規定すること。国費によるあらゆる種類の事故(災害、失業、疾病、老令)に対する国営労働者保険、および被保険者の自治によるその管理。衛生学の要求するところに従い、すべての商工業において法律的に労働を保護するために、労働者の選挙した工場監督官をおくこと。労働環境の正常化。住居の構造の衛生化。16才以下の労働禁止、および一定の分野一定の時期の婦人年少労働の制限。1週1回充分な長さをもつ継続的な休日。労働者の職業的組織および工場内における労働者組織の確立にあたっての労働者の参加を漸次拡大すること¹³³⁾。

枢密院も、1905—1906年度報告の中で次のように見解を発表した。「ストライキそれ自身は通常、産業の経済的条件に結びついており、雇傭労働を使用しているところであってはどこでも、おこりうるものである。その上、純経済的基盤の上に発生し、とりわけ経済的目的によって浸透されたストライキを、刑事的手段をもって鎮圧すべきでないことは、抑圧手段をもってそれと斗かおうと試みてきたすべての国々の経験により証明されている。それゆえ、暴力や財産への危害を伴わない労働者のストライキは、どんな立法によっても罰せられることのないものと認められるべきである。……工場所有者と労働者との間に誤解の発生したさいの工場監督官の調停は、こうした誤解がすみやかに公然たる無秩序に移行することを妨げることなく、その無秩序の抑圧のために、警察のみならず軍隊が介入することも稀なことではなかった。これはまた、工場主の利益を擁護するものとみられた。労働運動に対する権力のこのような行動は、自づから労働者の中に政府に対する不信の情を起させ、革命的宣伝の影響力の増大に役立った。この風潮を利用して煽動家たちは各処で工場の中に、経済的目的ではなく政治的な目的、国家秩序に敵対する目的を追求する特別の組織をもちこんでいる。現今、労働者を公共の秩序のため極端に危険な上述の組織から離し、とりわけ職業的な目的をもつ協会や団体にむかわせることがぜひ必要である」。こうした考え方をもち、1905年12月2日、「ストライキに関する臨時規則 (Временные правила о стачках)」が制定され、1906年3月4日、「職業的団体に関する臨時規則 (Временные правила о профессиональных обществах)」が制定された。

前者は、刑法1358条、1358¹条の撤廃を内容とするものである。財産破損に関する1358²条、他の労働者の就労を阻止することに関する1358³条はそのまま存置された。また、期限前退去に関する51⁴条も、この規則ではそのままとされた。同日、12月2日に「社会的、国家的意義をもつ企業、また同じく政府機関における作業中止への参加を処罰することに関する臨時規則 (Временные правила о наказуемости участия в забастовках в предприятиях, имеющих общественное или государственное значение а равно в учреждениях правительственных...)」が勅令として出された。首謀者と参加者がそれぞれ8ヶ月、1年4ヶ月の禁錮に処せられるというもので、のち刑法1359³—1359⁸条に編入された。1906年3月4日付規則は、許可される職業的団体の目的を、労働者と企業家の経済的利害を明らかにしこれを調和させること、と限定した。規約は県知事あるいは特別市長官に登録しなくてはならず、さらに「団体問題審判所 (присутствие по делам об обществах)」により認可されなくてはならない。規約の中にストライキや階級斗争などの文字を入れることはならない。許可された組合の相互団結は許されない。集会はその都度許可をうけ、警官の臨席のもとにひらかなくてはならない。とくに郵便、電信、鉄道の労働者はストライキについても組合についても、禁じられていた¹³⁴⁾。

1906年4月15日～21日、商工省は工場法の「根本的改革 (Коренная реформа)」の法案作成のため、一連の評議をひらいた。法案は次のごときものであった。まず労働者雇傭に関する法案には、工場主の側からの解雇予告期間を3日(2週間だったもの)とすること、労働者がストライキ(забастовка)をしたり勝手に労働日を短縮したときは雇傭契約を解消できること、就業規則の変更や集団ロックアウトは許されることなどがあった。労働時間の継続と配分に関する法案には、労働者が要求し、部分的には実現していた8時間労働日のかわりに、成年男子は10時間30分、婦人・年少者は10時間となっていた。これは、コフツォフ委員会の席上で大蔵省が提案した昼間作業10時間、夜間作業8時間という水準よりわるいものであった。保険に関

する法案は、労働者%企業家%抛出による保険組合、災害に付する補償責任を雇主から保険組合へ移管する、療養給付の期限を4ヶ月とする、疾病のさいの現金扶助は保険基金より支出する、などを内容とするものであった。工場監督制度に関する法案は、工場監督官から労働者の利益を守る義務をとりさり、労使関係に介入しないようにすること、監督官から賃率、就業規則その他労働条件を認可する義務をとりはずすこと、などを内容としていた。工業裁判所に関する法案は、「調停機関」を設立して労使の関係に「調和と平和」をもたらすことを予定していた。法案をめぐって、数多くの覚え書きが商工省にとどいた。1906年12月14—21日にひらかれた、商工大臣フィロソフオフ(Д. А. Философов) 主宰の特別評議の席上、ペテルブルグ工場主同盟の代表者は、「これらの法律があたらしい国会で審議されるのが遅れば遅れるほど、決定はより正しいものとなろうし、法律のための土台はより堅固でよりとりつきやすいものとなろう……遅ければ遅いほどよい」とのべた。ブルジョアジーの抵抗により、工場法の「根本的改革」はすすまなかった。そして1907年6月3日の政変により、疾病、災害に関する社会保険の法案をのぞいては、すべて棚あげとなってしまった¹³⁵⁾。

政変ののち直ちに、ペテルブルグで37組合が抑圧された。組合の金庫押取、幹部拘禁などがおこった。組合をおさえるための理由は次のごとくであった。すなわち規約上の組合の目的に「その他」とある、組合の事務所に傾向的」パンフレットがあった、集会に組合員以外を入場させてはいけない、演説者に喝采を送ってはならない、事務所にカーテンをつけてはいけない、事務所に3人以上一緒にいてはいけない、云々。1912年12月14日、バダーエフが国会で行なった質問演説によると、6年間に600以上の組合が閉鎖せられ、700以上の組合が登録を拒否された。一方、雇主組合は1907年の勅令でみとめられ、大きな活動の自由を与えられた¹³⁶⁾。

1905年、ペテルブルグ市会(Городская дума)が職業紹介所(биржа труда)を開設したことはみのがせない。その活動をみるに、求職者は、1909年76,939人、1910年93,997人、1911年43,156人で、うち紹介所をとおし

て就労したもの1910年11,920人(求職者の12.7%, 男9%, 女18.9%), 1911年6076人(求職者の15%)であった。ペテルブルグとモスクワでは、失業者に対する公共事業も組織された。1906年4月19日, ロシア技術協会モスクワ支部が, 失業者への扶助と公共事業を市会に要請し, 5月17日, 失業者ソヴェトの代表が市参事会頭グチコフ(Н. И. Гучиков)と会見して, 無料食堂, 宿泊所, 公共事業を要求した。これらの力におされてモスクワ市会は, 毎月, 無料食堂に30,000 руб. 下着・衣料の支給に2,000 руб. 宿泊所に10,000 руб. 支出すること, を5月末に決議した。さらに6月6日, 市会は公共事業のために50000 руб. の予算をあてててることをきめた。6月24日から公共事業が実施拡大され, それとともに無料食堂への支出は削減されてゆき, 失業者ソヴェト経営の食堂への支出は8月1日で停止された。市当局の報告によると, 食堂に対し総計32894 руб. 14 коп. (1食平均10.8 коп.), 衣服と履物の支給に4,115 руб. 15 коп. 支出された。公共事業は実施面において, 10時間労働日, 出来高賃金制, 職種別賃金格差を導入しようとする市当局と, 8時間労働日, 日給1 руб. を要求する失業者ソヴェトの抗争がつづいた。8月11日より事業は大巾に縮小し, 10月のうちに停止された。市当局の計算によると, 148日間の公共事業に支払われた賃金総額は37,504 руб. であった。こうした職業紹介所や公共事業が労働者の労働組合への組織化に対し, 雇主が報復的におこなった大量解雇による失業者増大を直接のきっかけとするものであったことも注目される¹³⁷⁾。

疾病・災害に対する社会保険法案は, オストログラドスキー(М. А. Остроградский)委員会により最終的に仕上げられ, 1908年国会に上程された。そして1911年国会を通過し, 枢密院の承認をえて1912年6月23日法となった。労働者200人以上の企業には疾病基金がつくられ, 労働者60%, 企業主40%の負担率で維持されることになった¹³⁸⁾。1912年法は企業主にあたらしい責任を課した。その中には, 基金への払いこみ, 基金の事務の外に, 企業主の負担でつくられている診療所や病院で基金の加入者に対する診療をすることの義務があった。これまでは, 診療は労働者に対してのみ義務的であって,

しかもあまり実施されていなかった。1912年4月20日、枢密院会議でペテルブルグ工場主同盟の議長グлезメル (С. П. Глезмер) は、ペテルブルグには充分の工場病院がある、労働者は病院募金 (больничный сбор) をやっている、これ以上は市の病院が無料診療をやればよい、とのべたが、中央工業地帯の企業家は政府案を支持した。一方、中央工場問題審判所は1913年7月17日付回状で、罰金基金は以前、災害の結果としての一時的・永久的労働力喪失への扶助、妊娠時の婦人への扶助および埋葬料として支出されていたが、今後、労働者が1912年法にもとづく補償を受けとらなかった場合にのみ支出するように、と指示している¹³⁹⁾。

ブルジョアジーにとって1912年法の問題点は単に直接的な経済的負担のみにとどまらなかった。すなわち疾病基金の規約を審議したり全権を選出したりするための労働者の集会を工場内でひらかせる問題があったのである。ペテルブルグ工場主同盟は、1913年1月4日の会議で、この問題を特別に審議し、長時間の激論ののち、原則として工場内での労働者の集会には賛成しないが、企業が重大な状態にあることを認識し、工場に疾病基金を導入することが第一級の重大事であることに同意し、工場内で労働者の集会を実施させることはありうる、と決定した。しかし、法の実施は手間どり、首都工場問題審判所は1913年5月13日、基金設立の期限を木材・鉱物加工業においては1913年7月1日、綿工業においては7月15日、動物製品加工業においては8月1日、金属加工業においては10月1日等々ときめて督促した¹⁴⁰⁾。

中央工場問題審判所は、1899年に設立されたさいに、各県ごとに義務的規程としてつくられていた安全・衛生基準を統一する労働安全規則の制定を委任されていた。中央審判所は「工業企業における労働安全に関する一般規則」の草案をいくどか作成したが、いずれも制定されるにいたらなかった。1911年、商工省工業部が「工場工業施設における労働安全の方法に関する規則 (Правила о мерах безопасности работ в заведениях фабрично-заводской промышленности)」草案を作成し、中央工場問題審判所は1913年2月19日、これを制定 (издан) し、1913年3月31日、商工大臣がこれを

認可 (утверждены) した。規則は全体で 109 条よりなるものであって、うち 56 条が 1913 年 6 月 1 日より全企業に適用された。のこりの 53 条は、機械間の距離や機械の防護物などの設置を含み、工場建造物の改造を要求するものであったので 1916 年 6 月 1 日から実施されることが予定された。1916 年といえば、大戦中であり、したがって真に実施されたことはなかったことになる。もっとも、工場を新造営する場合には、1913 年 6 月 1 日より 109 条全部が適用されることとされた¹⁴¹⁾。

1905 年の革命を経過したとはいっても、工場内における労働者の非人間的取扱いはずづいていた。退社時の労働者の身体搜索 (обыска) は、とくに労働者が婦人のときは問題であった。1907 年 11 月 28 日づけ商工省の回状には、労働者の身体搜索の問題は工場主の判断で必要とあらば工場監督のメンバーにまかせること、とあった。1913 年のペテルブルグおよびペテルブルグ県で、労働者に対する雇主の残忍な取扱いに関する苦情が、集団的なもの 1,559 件、個人的なもの 50 件、工場監督官に呈出されている¹⁴²⁾。

1912 年 4 月 4 日、シベリヤのレナ鉱山ストライキにおける流血は、ストライキ運動のあたらしい昂揚のきっかけとなった。1912 年 5 月 1 日のストライキとデモンストレーションは 40 万人を動員するほどのものとなった。民主共和国、8 時間労働日、全地主地の没収などのスローガンが掲げられた。ペテルブルグ工場主同盟は、5 月 1 日のストライキ参加者に罰金をかけたが、これは再び罰金撤回をもとめる長期ストライキを喚びおこした。工場主同盟副議長トリポリトフ (М. Н. Триполитов) が商工大臣チマシエフ (Тимашев) に助力を求めると、チマシエフは、工場主に罰金賦課の権利あることはみとめるが、この事件がレナ事件と関係があるゆえに譲歩するように、この問題は閣議で審議するが、そのさい、ストライキ中の労働者には貸金支払わず、また罰金もかけないというように決めたい、とのべ、またつけくわえて、総理大臣ココフツォフ、内務大臣マカロフ (А. А. Макаров) は罰金をゆきすぎた手段だと考えている、とのべた。1912 年のうちに、国会と枢密院とによって、労働者の期限前退去を処罰する刑法 51⁴ 条が廃止された。これは、労働者の

ストライキ運動に抗するために、工場主の側からする予告なしの解雇が頻発していたこととあわせて、その意義を考えなければなるまい¹⁴³⁾。

1913年6月30日、内務大臣マクラコフ (H. A. Макраков) は商工大臣チマシエフに書簡をおくり、陸海軍の発注をうけている工場ですますストライキがひろがりつづけていることを指摘し、あらゆるストライキは即刻警察に連絡するとともに、全参加者を裁き、首謀者には行政的手段を適用するよりすべきだ、とのべた。これに対しチマシエフは、裁判にかけるには、必ず判決で有罪と出るようにしなくてはならぬし、ストライキ指導者の解雇も、ストライキ中におこなうとかえってストライキをつよめることがあるので注意しなくてはならぬ、とのべた。1913年8月8日、商工大臣のイニシヤチヴで、労働者のストライキと斗かう方法についての特別の閣議がひらかれたが、結論は出なかった。9月、モスクワ市電のストライキが労働者の勝利をもっておわり、ペテルブルグの市電もそれにあわせてストライキに入ろうとして、実力行使以前に勝利した。内務大臣はこれらのうごきをみて、企業家と労働者の関係を規制する「労資調停室 (примирительная камера)」の設立草案をつくった。内務省の覚えがきによると、それをもって公然たるストライキにまでもえ上がる誘因をなくし、革命党の武器をうばおう、というのであった。また同じ覚え書きには、現行立法は大衆的政治ストライキには無力である、刑法1359^a—1359^b条で処罰しうるのは社会的重要性をもつ企業での経済ストライキのみである、政治的ストライキの煽動者や首謀者には刑事罰を与えなくてはだめだ、とのべていた。警察的抑圧への志向がつよまっているのをみてとることができよう。1913年10月24日、労働者のストライキを斗かう方法に関する第2回目の閣議がひらかれ、内務大臣の報告を承認したが、「労資調停室」のみでは政治ストライキと斗かうに無力であるから、ストライキと斗かう方法についての草案作成を各部局連絡評議 (междуведомственное совещание) に委任することに決した。この各部局連絡評議は、第一に雇傭に関する新しい法律を立案した。それによると、企業家は労働者のストライキのさいには、即刻雇傭契約を破棄することができる。第

二に、西ヨーロッパの様式にならって「労資調停室」を設立する案を作成した。すなわち、ココフツォフ委員会が考えていたものの一部を、再度審議したものとおもわれる。しかし、大戦の勃発が草案の実現を阻んだ¹⁴⁴⁾。

XVI

1914年7月、第1次世界大戦が勃発した。8月、最高司令官ニコライ・ニコラエヴィッチ大公(Николай Николаевич)はペテログラード特別市長官に対し、戦時中はあらゆる労働者組織を解散させるようにとの命令(приказ)を発した。8月12日、工場労働に従事するために徴兵猶予をうけている労働者が勝手に離職あるいは転職することを禁ずる陸軍大臣の通達(распоряжение)が出された。9月4日、軍事発注を拒否したときには一時工場を接收することについての勅令(Указ)が発せられた。10月17日、陸海軍局の発注をうけて操業している企業の経営に対し政府が監督(надзор)することについての政令(положение)が出された¹⁴⁵⁾。工業に対する全面的軍事化と統制への方向がうち出されたわけである。

緒戦においてすでに、ロシア帝国の軍事的危機はあきらかになった。半年間で軍需物資が不足した。商工大会評議会(совет съездов промышленности и торговли)議長は、総理大臣ゴレムイキンへの報告覚え書きの中で、工場の設備を完全にうごかすために三交替制を採用する必要がある、防衛工場に働いているものを軍務についているのと同等とみなすというフランスの例にならい、現在補給品製造にあたっている工場で働いていた労働者を軍からよびかえし、工場主の申告にしたがって、軍から労働者や技術者を工場へ派遣するべきだとのべた。1915年1月25日、海軍大臣グリゴロヴィチ(Григоревич)はこの案を支持し、軍需品をつくっている労働者をすべて兵役義務者とみなし、義務をおこったり注文品を完成しないものを軍法により裁判にかけられるようにしよう、と提案した。また、ペテログラード工場主同盟機械部門は、とくに熟練労働者の不足を感じていたため、1915年はじめ、規程(постановление)の草案を政府に提出し、その中で、工場労働者の編成を

軍隊と同じくし、職長に下士官と同じ権限を与えて軍事的規律をうちたて、違反するものを軍法裁判にかけよう、との考え方を示した。しかし、内務大臣マクラコフはこれをしりぞけ、「労働者というものを全く知らぬ無分別な人々の」創作だ、と評した。戦争遂行の挙国一致体制をつくるために、ブルジョアジーの要求をも考慮して、政府は1915年5月、特別国防評議(особое совещание по обороне)を設立し、8月4日、軍事工業委員会(военно-промышленный комитет)設立を許した。グチコフらは、軍事工業委員会の中に「労働者グループ」をもうけ、労働者をブルジョアジーの予備軍とするべく構想した¹⁴⁶⁾。

すでに1915年3月3日、閣議は基本法87条にもとづいて、戦時中は女子、未成年者、年少者の夜業、地下作業禁止を解除する決定をおこなっていたが、1915年夏にひらかれた第一回軍事工業委員会大会は、(1)戦時中には、工業における婦人、未成年者、年少者の労働のあらゆる制限を撤廃する、(2)戦時中は、労働日の長さおよび時間外労働の制限を撤廃する、ことを要求する決議を採択した。9月9日の特別国防評議は、この要求を承認し、9月25日の閣議はそれを完全にみとめた¹⁴⁷⁾。労働条件を低下させることによって、防衛産業の「生産性」を上げるとともにブルジョアジーの利潤をます政策については、専制とブルジョアジーとのあいだに矛盾はなかった。

1915年7月、商工省によって作成された「工業の動員」に関する法案が閣議にかけられた。法案の内容は、次のごとくであった。すなわち、防衛のための物品を準備する企業は、陸海軍大臣によって、動員状態にあるものと宣告されることができる。動員された企業の申告にもとづき、軍司令官の許可により、以前その企業に働いていて軍に現役しているものを喚びかえすことができる、動員された企業に働いているものは、陸海軍から全権をうけたものおよび工場管理部の許可なしに、勝手に勤務をはなれたり退職したりできない。こうした内容をもつ法案は、閣議における活発な意見の交換をよんだ。多数意見は、これを国会における予備審議に付することがのぞましい、ということであった。法案は7月22日、国会の陸海軍委員会にかけられた。

委員会は、労働者・事務員を権利と責任の点でことなる二つのグループに区分することは「のぞましくない」という態度をとった。軍事工業委員会第一回大会は、7月26日、この問題を討議し、やや否定的な態度をとった。議長グチョフは、「この問題は非常に複雑でデリケートであり、このような法を制定する前に、あらかじめ多くのことを考慮しておく必要がある」とのべた。軍事工業委員会第二回大会も、「政府によって国会にもちこまれている工業の動員に関する案は、あまりよろこぶべきものではない」とした。ブルジョアジーは、工業の軍事化にともない、工場が軍権力の許可なしに私的な注文に応ずることを禁止されるのではないかと、また、最低賃金を規定されるのではないかと、を懼れ、軍を背景に事業に通曉していない権力をもった人間が工場経営の先頭にたつことをきらったのである。1915年12月16日、特別国防評議の大多数も、この法案に賛意をしめすことをせず、その態度は1916年末までつづいている¹⁴⁸⁾。

戦敗による権力の威信低下の傾向、経済危機による生活悪化から、開戦とともに激減したストライキが1915年に入ると急増しはじめた。1915年7月13日、内務大臣は、「陸軍局の注文品を完成させるために徴兵猶予(отсрочка)をうけて工場にのこされた兵役義務労働者は、労働にあてられた期間中にストライキに参加したり欠勤したりしたときは、交戦地に派遣するために即刻集結点におくられる」という回状を發した。9月2日、ペトログラード軍管区司令官フロロフ將軍(Фролов)は命令(приказ)を發して、ストライキ煽動者、参加者、重大なる理由なしの欠勤に対する処罰をつよめ、軍事裁判で6年以下の禁錮に処する、これを防衛産業に従事するもののみならず、その他の労働者にも適用する、とした。それに対し、モスクワ特別市長官はこれを論評して、全労働者に適用すると、対象が巨大すぎて鎮圧困難である、したがって、これは、特別の場合にのみ適用すべきである、とした。しかし1915年9月、内務省に「労働者のストライキ問題に関する各部局連絡評議(Междуведомственное совещание по вопросу забастовках рабочих)」が、工場監督官および工場主をまじえてひらかれ、そこでフロロフ將軍の命

令が承認された。それにもとづき内務省は、「ストライキの予防と根絶に関する規則 (Правила о предупреждении и пресечении)」を作成した。ついで、フロロフ將軍にかわったトウマノフ將軍 (Туманов) は、9月29日、管区内でおこった市民の犯罪はすべて、軍事裁判にかける、という命令を発した。1915年末から1916年にかけて、ストライキのたびに労働者たちは部隊におくられた。1916年の秋になると、こんどは工業の状態が深刻になったために、除隊されていない労働者が、戦線から工場によびかえされはじめた。これらの兵士=労働者は、全く軍事的規律のもとにあり、軍服を着用し、ストライキに参加したときには軍事野戦裁判にかけられる立場にあった¹⁴⁹⁾。労働者をブルジョアジーと協調させ、ブルジョアジーの予備軍たらしめるべく構想された軍事工業委員会「労働者グループ」は、1916年春の統計によると、293の地方 (область) および地区 (места) 軍事工業委員会のうち70委員会において代表選出され、36委員会において委員選出されるところまで実現していた。しかし専制権力はストライキ運動の昂揚を前にして1917年1月、「労働者グループ」を逮捕した¹⁵⁰⁾。2月革命はこのような時期におこったのであった。

(註)

- 1) 飯田貫一、「ロシア経済史」、256-257頁
- 2) А. Ф. Вовчик, Политика Царизма по рабочему вопросу в предреволюционный период, 1964, Львов (以下 Вовчик と略) стр. 251.
- 3) Г. И. Ионова, Рабочее движение в России в период революционной ситуации 1859-1861 гг. Из Истории рабочего класса и революционного движения, изд. АНС, Москва, 1958. (以下 Ионова と略), стр. 197. Ленин, пол. соч., изд. 4, том 6, стр. 221.
- 4) В. В. Сельчук, Рабочий вопрос в России в публицистике 60-х годов XIX в. Из истории рабочего класса и революционного движения, изд. АНС, Москва, 1956, стр. 236-237.
- 5) Там же, стр. 238.
- 6) Там же, стр. 228-229.

- 7) А. Н. Ацаркин, Жизнь и борьба рабочей молодежи в России, Москва, 1965, (以下 Ацаркин と略) стр. 30.
- 8) Ионова, стр. 197-198.
- 9) 拙稿, 「帝政ロシアにおける労働契約規制」, 北大「経済学研究」第17巻第3号参照.
- 10) А. Трофимов, Рабочее движение в России 1861-1894 гг., Москва, 1957 (以下 Трофимов と略), стр. 45.
- 11) Трофимов, стр. 49.
- 12) Там же, стр. 52.
- 13) 拙稿, 前掲論文, 参照
- 14) Трофимов, стр. 60.
- 15) Там же, стр. 61.
- 16) Там же, стр. 61-62. Вовчик, стр. 254.
- 17) Трофимов, стр. 78.
- 18) Там же, стр. 62.
- 19) В. С. Горякина, «Рабочий Вопрос» в России в период революционной Ситуации 1879-1881 годов. Вопросы Истории (以下 Горякина と略) стр. 42. なお Вовчик стр. 159 にはイグナチエフ委 (1870), ワルーフ委 (1874) とある。
- 20) Трофимов, стр. 76.
- 21) Там же, стр. 66.
- 22) Там же, стр. 62-64. Вовчик, стр. 256.
- 23) Трофимов, стр. 78.
- 24) Там же, стр. 68-70.
- 25) Там же, стр. 86-90.
- 26) Там же, стр. 90-94.
- 27) Там же, стр. 94-98.
- 28) Там же, стр. 65-66.
- 29) Там же, стр. 109-110.
- 30) Там же, стр. 99-111.
- 31) Там же, стр. 111-113.
- 32) Там же, стр. 113-114.
- 33) Там же, стр. 79. Горякина, стр. 37.
- 34) Трофимов стр. 129.
- 35) Горякина, стр. 43.
- 36) Там же, стр. 38-41.
- 37) Н. К. Каратаев, Экономические науки в Московском университете

- (1755-1955), Москва, 1956, стр 187-191.
- 38) Горякина, стр. 41-42.
- 39) Там же, стр. 42-43.
- 40) Там же, стр. 43-44.
- 41) Там же, стр. 44-45. Трофимов стр. 129, 118.
- 42) Трофимов, стр. 129.
- 43) Ацаркин, стр. 11. Вовчик, стр. 160-161. Горякина, стр. 45-46. Трофимов, 130-131.
- 44) Вовчик, стр 215. С. И. Антонова, Статистика фабричной инспекции как источник по истории пролетариата. Рабочий класс и рабочее движение в России, Москва, 1966, (以下 Антонова と略) стр. 324. Theodre H.Von Laue, Factory Inspection under the "Witte System" p. 348.
- 45) Ацаркин, стр. 12.
- 46) Антонова, стр. 325. Вовчик, стр. 216.
- 47) Ацаркин, стр. 12. Вовчик, стр. 163.
- 48) Антонова, стр. 325, Каратаев, стр. 192.
- 49) Трофимов, стр. 137-141.
- 50) Там же, стр. 143-146.
- 51) Там же, стр. 147-149.
- 52) Там же, стр, 149.
- 53) Вовчик, стр. 161. П. Кабанов, Р. К. Ерман, Морозовская стачка 1885 года, Москва, 1963 (以下 Кабанов と略), стр. 88.
- 54) Вовчик, стр. 162-167. Кабанов, стр. 92.
- 55) 拙稿, 前掲論文および「資本主義ロシアにおける労働市場」, 北大「経済学研究」第14巻第3号, 参照.
- 56) Вовчик, стр. 164-167. Кабанов, стр. 90-92. Н. И. Толоконский, Орехово-Зуевская стачка 1885 г. Москва, 1956 (以下 Толоконский と略), стр. 128.
- 57) レーニン, 論文「罰金法について」参照.
- 58) Э. Э. Крузе, Петербургские рабочие в 1912-1914 годах, 1961, Москва-Ленинград, (以下 Крузе と略), стр. 123. Вовчик, стр. 168-169. Толоконский, стр. 123.
- 59) Вовчик, стр. 251-254. Jakob Walkin, The attitude of the Tsarist Government toward the labor problem, The American [Slavic and East European Review, Vol. 13 (以下 Walkin と略), 174-175 pp. なお Walkin によれば, 1358条は「契約期間満了前に工場所有者をして賃金引上げを余儀なからしむる目

的をもって作業を中止する協定を結んだ労働者は7日以上3ヶ月以下の拘禁に処せられる」という内容であった。

- 60) Walkin, 172-173 pp. Вовчик, стр. 216-219.
- 61) Трофимов стр. 153-159.
- 62) 和田春樹, 「近代ロシアの発展構造」(2), 185頁.
- 63) Вовчик, стр. 170-171. Ацаркин, стр. 12, 42.
- 64) レーニン, 論文「罰金法について」参照.
- 65) 和田春樹, 前掲論文, Вовчик, стр. 171-172. Laue, p. 357.
- 66) 和田春樹, 前掲論文, Вовчик, стр. 220-221.
- 67) Антонова, стр. 325-326. Вовчик, стр. 221-222.
- 68) Рабочее движение в России в XIX веке, Сборник документов, Том IV, часть I, Под. ред. Л. М. Иванова, 1961. стр. 824. Вовчик, стр. 167, 223.
- 69) Вовчик, стр. 269.
- 70) Я. И. Лившин, Монополии в экономике России, Москва, 1961. (以下 Лившин と略), стр. 443. Трофимов, стр 165. Вовчик, стр. 286.
- 71) Вовчик, стр. 188-196. 拙稿, 「資本主義ロシアにおける労働環境と社会保険」, 北大「経済学研究」第15巻第2号, 参照.
- 72) 和田春樹, 前掲論文.
- 73) Рабочее движение в России в XIX веке, Том IV, Часть I, Док., No. 88.
- 74) 和田春樹, 前掲論文. Вовчик, стр 173-174.
- 75) Вовчик, стр. 177-183. 和田春樹, 前掲論文. Петербургの工場主は, 1896年ストライキの以前には, (1)2年間の移行措置をもつ夜業禁止, (2)労働日平日12時間, 土曜10日時間を提案していた.
- 76) Рабочее движение в России в XIX веке, Том IV, Часть I, примечение. レーニン, 論文「新工場法について」.
- 77) Л. М. Кресина, Рабочее движение во владимирской губернии в конце XIX начале XX вв. Владимир. 1959 (以下 Кресина と略), стр. 43.
- 78) Вовчик, стр. 224.
- 79) Там же, стр. 230, 231, 227.
- 80) Там же, стр. 52.
- 81) Там же, стр. 49.
- 82) Там же, стр. 228.
- 83) Там же. стр. 54-56. Рабочее движение в России в XIX веке, Том

IV, Часть I, Примечание.

- 84) Вовчик, стр. 58-61.
- 85) Там же, стр. 64-69.
- 86) Там же, стр. 69-72.
- 87) Там же, стр. 73-74, 223, 225-226. Laue, p. 354.
- 88) Вовчик, стр. 233-235.
- 89) Там же, стр. 74, 269, 272.
- 90) Там же, стр. 277.
- 91) Там же, стр. 134.
- 92) Там же, стр. 279-280.
- 93) Там же, стр. 110-113.
- 94) Там же, стр. 116-117, 123, 135.
- 95) Там же, стр. 119-122. Каратаев, стр. 214-216.
- 96) Вовчик, стр. 117.
- 97) Там же, стр. 123, 136.
- 98) Там же, стр. 124-129.
- 99) Там же, стр. 138-143.
- 100) Там же, стр. 130. ヤロスウスキー, 田畑三四郎訳, 「ロシヤ共産党史」, 95頁。ロゾフスキー, 鈴木安蔵訳, 「変革期に於けるロシヤ労働組合運動」, 8頁。
- 101) Gaston V. Rimlinger, The management of Labour protest in Tsarist Russia.
- 102) С. Н. Семанов, Петербургские рабочие накануне первой русской революции, Москва-Ленинград, 1966 (下以 Семанов と略), стр. 108.
- 103) Вовчик, стр. 263.
- 104) Там же, стр. 88-93. Ленин, пол. соч., изд. 4, Том 6. стр. 195-196.
- 105) Вовчик, стр. 79-87.
- 106) Там же, стр. 94, 95, 99, 281.
- 107) Там же, стр. 95, 98.
- 108) Там же, стр. 97, 204-205.
- 109) Там же, стр. 205-206.
- 110) Там же, стр. 206-209.
- 111) Там же, стр. 209-210. Ленин, пол. соч., изд. 4, Том 6, стр. 464-471.
- 112) Вовчик, стр. 211-212.
- 113) Там же, стр. 98. これ以前には全く個別的に処理され, 統一の基準なかった。
- 114) Вовчик, стр. 233, 236-238, 246-247.
- 115) Там же, стр. 99-100, 101-105, 241.
- 116) Крузе, стр. 123.
- 117) Семанов, стр. 112-114.

- 118) Семанов, стр. 114, 116. Вовчик, стр. 199.
- 119) 補償の水準については拙稿「資本主義ロシアにおける労働環境と社会保険」参照.
- 120) Семанов, стр. 116.
- 121) Антонова, стр. 334-335.
- 122) Вовчик, стр. 282-283.
- 123) Там же, стр. 283, 287, 295, 297.
- 124) Там же, стр. 293-294, 308-309, 312.
- 125) Вовчик, стр. 132. 西島有厚, 「ガボン組合とプチロフ工場のストライキ」, 「労働運動史研究」第23号, 第24号, 第25号.
- 126) 西島有厚, 前掲論文, 参照.
- 127) 同前.
- 128) Кресина, стр. 70-71.
- 129) 西島有厚, 前掲論文, ボ党史小教程, 参照.
- 130) Вовчик, стр. 146-148.
- 131) Там же, стр. 320. Walkin, p. 180. Лившин, стр. 413. ヴィッテ回想録, 大竹博吉訳, (上) 433-440頁.
- 132) КПСС в резолюциях и решениях съездов, конференций и пленумов ЦК, изд. 7, Москва, 1954, стр. 40-42.
- 133) 山内封介「露国の諸政党と其沿革」, 大正11年.
- 134) Walkin, 182-183 pp. Лившин, стр. 418. Крузе, стр. 101. Профсоюз текстильщиков, Москва, 1963, стр. 13. Несторипке, 「各国労働組合運動史」, 協調会訳, 大正15, 95頁.
- 135) Лившин, стр. 419-422.
- 136) Крузе, стр. 97. Несторипке, 前掲書, 96頁.
- 137) Крузе, стр. 115-116. Г. М. Деренковский, Движение безработных в Москве в 1906, Вопросы истории сельского хозяйства крестьянства и революционного движения в России, Москва, 1961.
- 138) 拙稿, 「資本主義ロシアの労働環境と社会保険」参照.
- 139) Лившин, стр. 424-425. Крузе, стр. 129, 131.
- 140) Крузе, стр. 96, 130.
- 141) Там же, стр. 123.
- 142) Там же, стр. 100.
- 143) Там же, стр. 98. Walkin, p. 183.
- 144) Крузе, стр. 104, 277, 288-289.
- 145) Б. Б. Граве, Милитаризация промышленности и российский про-

летарнат в годы первой мировой войны, Из истории рабочего класса и революционного движения, Москва, 1958 (以下 Гравеと略), стр 416, 420.

146) Граве, стр. 419-420. 中村義知, 「ロシア帝国議会史」, 284-258頁.

147) Лившин, стр. 426. Граве, стр. 417.

148) Граве, стр. 421-423.

149) Там же, стр. 417, 419.

150) 中村義知, 前掲書, 285頁.